

官報号外

昭和四十四年三月十八日

○第六十一回衆議院会議録 第十五号(一)

昭和四十四年三月十八日(火曜日)

議事日程 第九号

昭和四十四年三月十八日

午後二時開議

第一 日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

第二 日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

第三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

(内閣提出)

日程第三 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算(内閣提出)

日程第五 昭和四十一年度政府関係機関決算書

日程第六 昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第七 昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算(内閣提出)

日程第八 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第九 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第十 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第十一 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第十二 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第十三 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第十四 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

日程第十五 昭和四十一年度國稅収納金整理資金受払計算書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに石炭鉱業国有法案(多賀谷真穂君外十四名提出)及び日本石炭公社法案(多賀谷真穂君外十四名提出)の趣旨説明及び質疑

野田自治大臣の昭和四十四年度地方財政計画についての演説(昭和四十四年度地方財政計画について)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

十四名提出)の趣旨説明及び質疑

穂谷外十四名提出)及び日本石炭公社法案(多賀谷真穂君外十四名提出)の趣旨説明

二 国務大臣の演説(昭和四十四年度地方財政計画について)及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

穂谷外十四名提出)の趣旨説明及び質疑

野田自治大臣の昭和四十四年度地方財政計画についての演説及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

十四名提出)の趣旨説明及び質疑

穂谷外十四名提出)の趣旨説明及び質疑

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

午後二時八分開議

○議長(石井光次郎君) これより会議を開きます。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに石炭鉱業国有法案(多賀谷真穂君外十四名提出)及び日本石炭公社法案(多賀谷真穂君外十四名提出)の趣旨説明及び質疑

野田自治大臣の昭和四十四年度地方財政計画についての演説及び地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

十四名提出)の趣旨説明及び質疑

穂谷外十四名提出)の趣旨説明及び質疑

船のオーストラリア連邦の港への出入を確保するため、昭和四十三年十一月二十七日にギャンベラで、日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定に署名した。よつて、この協定を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定

日本国政府及びオーストラリア連邦政府は、オーストラリア、パプア地域及びニューギニア信託統治地域の領海に接続する水域における日本国による漁業に関する協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1 日本国の船舶は、2の規定による場合を除くほか、オーストラリア、パプア地域及びニューギニア信託統治地域の領海に接続する水域で、これらの領海が測定される基線から十二海里までのもの内では漁業に従事しない。

2 日本国の船舶は、次に定める期間、1に定める水域のうち次に指定する区域内の部分において、この協定の規定に従つて、まぐろはえなわ漁業に従事する。

A 千九百七十五年十一月二十七日までの期間
(i) タスマニア島の南、南東及び東の水域
のうち、西は東経百四十六度及び北は南緯四十一度を境界線とする区域（英國海軍本部海図第千七十九号）
西は東経百四十八度二十分、南は南緯四十一度及び北は南緯四十度二十九分三十六秒を境界線とする区域（英國海軍本部海図第千七十九号）
ケープ・バレニ島、ヴァンシタート島及びフリンダース島の東の水域のうち、

南は南緯四十度二十九分三十秒及び北は

南緯三十九度四十六分三十秒を境界線とする区域（英國海軍本部海図第千六百九十五号a）

西は東経百四十八度、南は南緯三十九度四十六分三十秒及び北は南緯三十九度四十六分三十秒を境界線とする区域（英國海軍本部海図第千六百九十五号a）

とする区域

(b) ココス（キーリング）諸島地域の地先沖合

(c) クリスマス島地域の地先沖合

B 千九百七十一年十一月二十七日又は両政府の協議によつて合意されるその後の日までの期間

（a）東は東経百四十五度を境界線とするバ

ブア地域南岸の地先沖合

（b）パプア地域の領海に接続する同地域南岸の地先沖合で、その領海が測定される

基線から六海里までの水域のうち、西は

東経百四十五度及び東は東経百五十一度

を境界線とする区域

な行政上の措置を執る。

1 1にいう船舶は、前記の行政上の措置に関連して、妥当な支払を行なう。

第四条

1 この協定に基づく日本国のはまぐろはえなわ漁業の年間操業水準は、千九百六十三年から千九百六十七年までの間の平均水準をとることはない。

2 日本国の当局は、オーストラリアの当局に対し、毎年六月三十日以前に、日本国の船舶が指定水域内で前年に漁獲した魚類の四半期別の重量及びまぐろの魚種別の重量についての情報を提供する。

第五条

1 日本国の当局は、この協定の規定が遵守されることを確保するため、適当な措置を執る。

2 オーストラリアの当局は、この協定の規定が遵守されていることを確かめるため、第一条1に定める水域内にある日本国の船舶に臨むことができる。

第六条

1 まぐろはえなわ漁業の装備を有する日本国の船舶は、千九百七十五年十一月二十七日までの間、補給の目的で、オーストラリアのブリスベーン、フリーマントル、ホバート及びシドニーの各港に入ることができる。

2 両政府は、千九百七十五年五月二十七日までに、まぐろはえなわ漁業の装備を有する日本国の船舶が千九百七十五年十一月二十七日後においてオーストラリアの港に引き続き出入することに関して協議する。

第七条

両政府は、いすれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の実施について協議を行なう。

第八条

この協定のいかなる規定も、沿岸国（漁業管轄権に関するいすれかの政府の立場を害するものと

みなしてはならない。

第九条

この協定は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかに東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後三十日日の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、それぞれの政府から正當に委任を受け、この協定に署名した。

千九百六十八年十一月二十七日にヤン・ペラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

甲斐文比古

オーストラリア連邦政府のために

ボトル・ハズラック

日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

右
昭和四十四年二月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 築作

日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

日本とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

理由	
政府は、日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化交流の発展に資するため、昭和四十三年三月十五日に東京で、日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。	連邦共和国との間の文化交流の発展に資するため、昭和四十三年三月十五日に東京で、日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定に署名した。よつて、この協定を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由である。
日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定	日本国政府及びユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国政府は、
日本国政府は、	日本国政府は、
両国間の文化、科学及び教育についての関係並びに理解を助長し、かつ、深めることを希望して、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。	両国間の文化、科学及び教育についての関係並びに理解を助長し、かつ、深めることを希望して、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。

第一条
両国政府は、特に次の諸手段により、自国内において相手国の文化が一層理解されるよう、できる限りの便宜を相互に与えるものとする。
(a) 書籍、定期刊行物その他の出版物
(b) 講演、演奏会及び演劇
(c) 美術展覧会その他の文化的性質を有する展覧会
(d) テレビジョン、ラジオその他類似の手段
(e) 文化的、科学的又は教育的性質を有する映画
各國政府は、自國において、相手国の国民に対する機関の間における協力を奨励するものとする。
両国政府は、両国の文化、科学又は教育に関する機関において相手国の国民が修学及び研究を行ない、又は訓練を受けることができるよう、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。
各国政府は、自國における科学、技術又は産業に関する機関において相手国の国民が修学及び研究を行ない、又は訓練を受けることができるよう、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。
両国政府は、両国の文化、科学又は教育に関する機関の間における協力を奨励するものとする。
各国政府は、自國において、相手国の国民に対し、博物館、図書館その他の資料収集施設の利用について便宜を与えるものとする。
両国政府は、両国のスポーツ団体の間における協力及び運動競技を奨励するものとする。
両国政府は、必要なときはいつでも、通常の外交経路を通じ、この協定を実施するための計画その他の事項について協議するものとする。
各國政府は、他方の国の文学的又は芸術的な内容の著作物の翻訳又は複製を奨励するものとする。
日本とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定について、日本国憲法第七十三条规定第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由
両国間における交換を奨励するものとする。
第三条
各國政府は、自國の大学その他の教育研究機関における他方の国の文化に関する問題を取り扱う講義の創設及び拡充を奨励するものとする。
第四条
両国政府は、いずれか一方の国において修学中に若しくは修学修了の際に大学その他の教育機関から与えられる学位及び資格証書又は当該一方の国において与えられるその他の資格証書が、修学上の目的のために、他方の国においても同等の価値を認められるようにするための方法及び条件を研究するものとする。
第五条
両国政府は、日本政府代表は、この協定に署名した。
第六条
千九百六十八年三月十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。
日本政府のために
三木武夫
ユーポースラヴィア社会主義連邦共和国政府のために
クリスト・ブライイッチ
○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。外務委員長北澤直吉君。
[報告書は本号(+)に掲載]

〔北澤直吉君登壇〕
○北澤直吉君 ただいま議題となりました二案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
まず、オーストラリア連邦との間の漁業協定について申し上げますと、わが国は、オーストラリアが一九六八年一月に国内法により沿岸から十二海里までの漁業水域を設定したことに対しまして、沿岸国の方針的な措置による漁業水域の設定は國際法上認められないとの立場から異議を唱え、この問題につきオーストラリア側と交渉を行ないました結果、合意が成立いたしましたので、
1 この協定は、批准されなければならない。この協定は、ベルグラードで行なわれるべき批准書の交換の日に効力を生ずる。
2 この協定は、三年間効力を有し、その後は、いずれか一方の政府がこの期間満了の際又はその後いつでも他方の政府に対し文書による一年前の予告を与えることにより終了させらるまで効力を存続する。

御了承を願います。

本協定に署名したのであります。本協定の内容は、日本の船舶がオーストラリアの領海に接続する水域で、領海が測定される基線から十二海里までの水域のうち、オーストラリア本土周辺の特定水域においては一九七五年十一月二十七日まで、また、パプア、ニューギニア周辺の特定水域においては一九七一年十一月二十七日または両国政府が合意するその後の日まで、マグロはえなわ漁業に従事することができ、その漁獲量は、一九六三年から一九六七年までの年の周間操業水準の平均を越えない範囲としております。

また、マグロはえなわ漁業の装備を有するわが国の船舶は、一九七五年十一月二十七日までの周、オーストラリアのブリスベンほか三港に寄港できること等について規定しております。次に、ユーロースラヴィア社会主義連邦共和国との文化協定の締結につきましては、昭和三十二年以来、ユーロースラヴィア側からしばしば申入れがありましたので、わが国といたしましても、文化の交流を通じて両国間の親善関係の増進に寄与することを考慮いたしまして、この申し入れに応ずることとし、昭和四十二年一月以来交渉を続けてまいりましたところ、合意に達しましたので、昭和四十三年三月十五日、東京において本協定に署名したのであります。

本協定の内容は、両国文化の相互理解を容易にし、両国の科学技術等の機関で研修する相手国民への便宜供与の方法、及び一方の国で与えられる学位、資格証書等に關して、他方の国においても共通する価値を認めることを研究し、さらに、文化、科学、教育機関及びスポーツ団体相互間の交流並びに相互協力を奨励すること等を規定しております。

本二案件は、ともに二月二十五日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により

○田中正巳君 ただいま議題となりました所得税法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、

まず第一に、中小所得者を中心とする所得税負担の軽減をかるため、基礎控除及び配偶者控除をそれぞれ一万円引き上げるとともに、扶養控除を二万円引き上げることといたします。その結果、夫婦と子供三人世帯における給与所得者の課税最低限は、現在の八十三万三千円から九十三万五千円に引き上げられることと相なっております。

第三に、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかるため、税率の刻みとその適用区分の改善をはかることといたしております。

おもなる論議の内容は、給与所得者に対する源泉徴収制度の是非並びに必要経費の問題、課税最低限と物価との関係、自然増収と減税額の割合、租税の負担率、租税の所得再分配効果、利子及び配当所得に対する課税問題、配偶者に対する税制上の優遇措置、直接税と間接税の比率のあり方、税務行政のあり方等広範囲にわたりましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、去る十四日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、自由民主党を代表して渡辺美智雄君は賛成の旨を、また、日本社会党を代表して只松祐治君、民主社会党を代表して河村勝君、公明党を代表して廣沢直樹君は反対の旨をそれぞれ述べられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって原案のとおり可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 両件を一括して採決いたしました。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石井光次郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(石井光次郎君) 日程第三、所得税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

所得税法の一部を改正する法律案

〔本号(一)に掲載〕

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長田中正巳君。

〔報告書は本号(一)に掲載〕

微収の対象に加えることなど、所要の規定の整備を行なうことにいたしております。

本案につきましては、去る七日政府より提案理由の説明を聴取し、自來慎重な審査を行ないまし

た。

この法律案は、給与所得者に対する源泉徴収制度の是非並びに必要経費の問題、課税最低限と物価との関係、自然増収と減税額の割合、租税の負担率、租税の所得再分配効果、利子及び配当所得に対する課税問題、配偶者に対する税制上の優遇措置、直接税と間接税の比率のあり方、税務行政のあり方等広範囲にわたりましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、去る十四日、質疑を終了し、直ちに討論に入りましたところ、自由民主党を代表して渡辺美智雄君は賛成の旨を、また、日本社会党を代表して只松祐治君、民主社会党を代表して河村勝君、公明党を代表して廣沢直樹君は反対の旨をそれぞれ述べられました。

次いで採決いたしましたところ、起立多数をもって原案のとおり可決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第三に、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかるため、税率の刻みとその適用区分の改善をはかることといたしております。

第四に、障害者控除、特別障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ一万円引き上げるとともに、母子世帯など配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族の控除も一万円引き上げることといたしております。

以上のほか、ノーベル賞を非課税所得として法定すること、二分の一課税方式の適用されない短期譲渡所得の範囲を保有期間五年以内の資産の譲りと、小規模企業共済掛け金を年末調整で控除できることによる所得に改めること、予定納税を要しない限度額を一万五千円から二万円に引き上げることと、社会保険労務士の報酬を源泉

渡による所得に改めること、予定納税を要しない限度額を一万五千円から二万円に引き上げることと、社会保険労務士の報酬を源泉

能、公平、法定の三原則に基づき、また、税務行政は大きくこの原則に
どもと、逆に、年々この原則から遠ざかりつつあ
ります。世界に類例を見ない悪法たる租税特別措
置法、大企業に低い法人税法、マッチ一本にもかかる間接税など、わが国の税制、税体系を総合的に
に論すれば、私の言っていることが決して誇大で
も言い過ぎでもないことが明白になりますが、時
間の関係上、私は、ただいま議題になつてゐる所
得税法についてのみ申し述べて、その実態を国民
の前に明らかにいたしたいと存じます。

まず、直接税対間接税の比率であります。本
年度末には六五対三五%になり、明年以降には七
対三の比率になるであります。さらに、この
比率の中身がたいへんに重大であります。すなわ
ち、直接税の中で、所得税が当初予算で一兆九千
五億円、四九・六%、人員は二千五百五十三万人
に及びます。またその中で、源泉所得税は税額一

ら、あとで述べるように、所得税を中心に、中小零細企業者、労働者に対する苛斂誅求、百姓とゴマの油はしづればしづるほど取れるといわれた昔の悪代官以上に、税法上も、徴税の面からも重税を押しつけてきています。政府が、大蔵大臣がいかに減税をした減税をしたと宣伝にこれつとめても、ちまたには重税に対する怨嗟の声が充満しており、天引きで、税金にほとんど関心を示さなかつたサラリーマンさえ大きく立ち上がりつすることは、マスコミにも連日報じられているところであり、われわれ為政者にとってゆかしい問題であります。政府は、この事態にいつまでも目をओおつてこれを無視し、反省をしないならば、單に佐藤内閣の不信にとどまらず、やがては政治不信へと發展し、重大な事態を招来するであります。私は、まず法案の討論に先立ち、政府及び関係者の現行税制及び徵税に対する猛省を促してやみません。(拍手)

兆三千二百九十六億円、人員は二千六十三万人にも達しております。インフレと物価高にあえ、労働者の春闘が終わりますれば、名目賃金の上昇に伴つて税額、人員とも大幅にこれを上回り、所得税総額は二兆億円をこえ、直接税に占める割合も五〇%を突破することになるでしょ。所得税は、まさに額に汗して働く労働者にとって、のがれようとしてものがれることのできない重税であり、酷税、すなわち、むごい税金であります。

し
よ
る

さきの委員長報告にありましたように、政府は、本年度は所得税を中心に一千五百億円の大幅度の自然増収一兆一千九百六億円、うち、所得税の増収五千八百五十五億円に対比すれば、それはあまりに少額であります。しかも、政府の言ふとおり物価上昇を5%以内として、物価調整減税四百二十億円を差し引けば、実質的に千百億円になります。おそらくインフレ政策を進める佐藤政府のもとで5%などとどまるることは困難でありますから、さらに実質減税は減り、一千億程度に落ち込んでしまうことは確実であります。かつて政府に忠実な税調でさえ、物価が5%上がった場合は、所得税の自然増収の三割は物価上昇分として考慮するよう報告したことがあります。いたしますならば、本年度は少なくとも一千八百億円以上を物価調整分として減税措置を講じなければならぬはずであります。が、總理、いかがなものでございましょうか。改むるにはかかることなかれと申します。国民のためになることなら、いまからでもおそくはありません。改める勇気はありませんか。

第二に、今回の課税最低限の引き上げは、生計費に課税せずという税法の原則を踏みにじり、相変わらず生計費にまで食い込んだ課税がなされているということであります。特に納税者の八五%

を占めるサラリーマンにとりましては、給与の全額が課税対象とされている、いわゆるクロヨントレードのように、きわめてきびしいものがあります。今回の改正で、課税最低限は五人世帯で約十万円引き上げられ、四十団年度九十一万円、平成度九十三万五千円に引き上げられ、独身者についても三十一万五千円から三十二万五千円になりましたが、これは実際の生活費と比べて今まで低く、たとえば国民生活研究所の調査によると、四人家族の団地生活者は実額百四万円にも達しておらず、総理府の統計から推計しても、五人家族ではすでに百十萬円をこえております。わが党が本年度四人家族百万円を主張していることは、まことに妥当なものであります。

さらに問題となるのは、物価の値上がりをカバーしようとする春闌によつて、名目所得が一%程度上がるといたしますと、生活は一向に楽にならないのに、税金はかえつて二一%も増税になるのであります。特に、現在の酒、たばこなどを含めた税体系のもとで、重税のしわ寄せを受けているのは低所得者層であります。しかも、所得税納税者のうち七割が年収百万円以下の所得者層であることを考えますならば、これらの階層の減税に力を注ぐことが緊急の課題でなければなりません。したるに、福田大蔵大臣は、これらの階層の減税は一応終わつたと広言いたしてますが、はたしてそうでありますようか。たとえば五人家族で年収百万円の場合、所得が一割程度ふえれば、実際の税金は減税前よりも約三千円ふえるの

さらに問題となるのは、物価の値上がりをカバーしようとする春闌によつて、名目所得が一％程度上がるといたしますと、生活は一向に楽にならないのに、税金はかえつて二一%も増税になるのであります。特に、現在の酒、たばこなどを含めた税体系のもとで、重税のしわ寄せを受けているのは低所得者層であります。しかも、所得税納税者のうち七割が年収百万円以下の所得者層であることを考えますならば、これらの階層の減税に力を注ぐことが緊急の課題でなければなりません。したるに、福田大蔵大臣は、これらの階層の減税は一応終わつたと広言いたしてはいますが、はたしてそうでありますようか。たとえば五人家族で年収百万円の場合、所得が一割程度ふえれば、実際の税金は減税前よりも約三千円ふえるのであり、独身者の場合、かりに年収五十万円が十五万円になると、税金は実に四千円近くふえることになります。まさに、重税のおりに閉じ込められたサラリーマンの現実を端的に示しているものといわなければなりません。

一律でも持ちたい気持ちになりつつあるのは、まさにやむを得ないことだと存じます。

第五に、今回の税改正は、現行税法それ自身に内包された矛盾を何ら解決することなく、かえつて矛盾を拡大する結果となつてゐることであり、政府がどんなに減税のPRをいたしましても、税額はもちろん、納稅人員も二千万人のワクを大きく突破して二千五百五十三万人と増大し、そのうち八五%が源泉所得者、サラリーマンであり、しかも、高校を卒業して二万円を少しでもこえた月給を取れば、洋服も持たない少年にも所得税を課すというが、とき、税法のもとに生活を營ませなければならぬといふことは、いかに法定主義とはいへ、政府・与党はもろん、われわれ政治に参加する者も深く反省しなければなりません。

さらに私は、第六、第七、第八と問題点を述べる用意がありますが、時間の関係上、以上で問題点の指摘をとどめ、最後に、今回の改正はきわめて不十分であり、額に汗して働く人々には重税を、不労所得、高額所得者には減税をといふ現在までの大衆重課の税構造を温存しているばかりではなく、独占資本の要請によつて佐藤内閣が推し進めているインフレ経済の効果を悪用いたしまして、ますますその弊を助長しようと/orするものであります。

わが党は、すべての働く国民を代表して本改正案に強く反対の意を表明するとともに、税調の改組をはじめ、税制の民主化、近代化のための抜本的な対策のすみやかな推進を求めるものであります。そのためにも、わが党が大蔵委員会をはじめ各種委員会において提示いたしました建設的な意見をすなおに検討し、実施するよう強く要望いたしましたし、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) これにて討論は終局いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(石井光次郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

昭和四十一年度一般会計歳入歳出 決算		昭和四十一年度特別会計歳入歳出 決算		昭和四十一年度政府関係機関決算 書	
日程第五 現在額総計算書	日程第六 昭和四十一年度国有財産増減及び 現状総計算書	日程第五 昭和四十一年度国税収納金整理資 金受払計算書	日程第六 昭和四十一年度国有財産無償貸付 計算書	日程第五 昭和四十一年度國税収納金整理資 金受払計算書	日程第六 昭和四十一年度政府関係機関決算 書
○議長(石井光次郎君) 日程第四、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十一年度政府関係機関決算書、日程第五、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は本号〔一〕に掲載	○議長(石井光次郎君) 日程第五、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十一年度政府関係機関決算書、日程第六、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は本号〔一〕に掲載	○議長(石井光次郎君) 日程第五、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十一年度政府関係機関決算書、日程第六、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は本号〔一〕に掲載	○議長(石井光次郎君) 日程第五、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十一年度政府関係機関決算書、日程第六、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は本号〔一〕に掲載	○議長(石井光次郎君) 日程第五、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十一年度政府関係機関決算書、日程第六、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は本号〔一〕に掲載	○議長(石井光次郎君) 日程第五、昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和四十一年度政府関係機関決算書、日程第六、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は本号〔一〕に掲載
△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇
△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇	△中川俊思君登壇

まず、昭和四十一年度決算であります。一般的な決算額は、歳入四兆五千五百二十一億円余、歳出四兆四千五百九十一億円余、差引九百二十九億円余の剩余金を生じております。

特別会計の数は四十五、その決算総額は、歳入八兆六千五百八十三億円余、歳出七兆六千六百九十八億円余、その歳入超過額は九千八百八十四億円余となっております。

国税収納金整理資金の収納済額は三兆四千七百四十四億円余、支払命令済額及び歳入への組入額は三兆四千六百八十億円余となつております。

政府関係機関の数は十三、その決算総額は、収入三兆八千六百五十六億円余、支出三兆六千三百二十一億円余となつております。

次に、昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書であります。昭和四十一年度中に増加した国有財産の額は、一般、特別両会計を合わせて五千七百三十億円余、同じく減少額は千四百二十億円余、差引純増加額は四千三百四億円余となり、年度末現在額は五兆五千六百五十五億円余となつております。

次に、昭和四十一年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。昭和四十一年度中の無償貸付の増加額は、一般、特別両会計を合わせて七十九億円余、同じく減少額は四十九億円余、差引純増加額は三十億円余となり、年度末現在額は七百二十三億円余となつております。

各件のうち、決算は四十三年三月七日に、国有財産関係二件は同年一月二十三日に、第五十八回国会に提出され、決算は四十三年三月七日、国有財産関係二件は同年一月二十三日委員会に付託されました。

委員会は、四十三年三月二十二日、各件について大蔵省当局よりその概要説明を、会計検査院より検査報告の概要説明を聴取した後、慎重審議を行つて、工事費の査定、並びに補助金等の交付がおくれたため、工事が冬季の工事不適時または年度末に行なわれる事態も改善されていない。

また、地方自治体等が国の補助金、負担金の交付を受け施行する各種公共事業について、工事費の査定、並びに補助金等の交付がおくれたため、工事が冬季の工事不適時または年度末に行なわれる事態も改善されていない。

政府は、関係行政機関と事務手続の簡素化をはかり、補助工事が適時、円滑に行なわれるようにとあるべきである。

(2) 契約の締結にあたつては、契約の目的となる物件または役務について十分な調査検討を行ない、適正な予定価格を作成して契約の適正を確保する必要がある。

特に随意契約は、競争契約の場合より安易に予定価格を作成していると認められるものがある。

政府及び政府関係機関は、契約締結にあつては、十分な調査と入念な検討を行ない、もつて契約の適正、効率化を確保すべきである。

大臣より提案理由の説明を聽取り、三月四日より質疑に入り、政府当局及び参考人に対する質疑により慎重な審査を行なじまし、結果、本日に至り質疑を終了いたしました。引続き採決に付しましたところ、本案は全会一致をもって可決すべきものと決した次第であらう。

なお、本案に対しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案によると、国有资产の処分を「そぞ適正化する」に及び法律廃止後においても令成ノム製造事業に対し強力なる行政指導をするとする二点に關する附帯決議をいたしました。

〔別冊〕 諸報告申上げお。 (拍手)

○謹賀(石井光次郎君) 採決ごたしがれ。本案を委員長報告のへおこなふに賛成の諸君の起立を求めるや。

〔謹賀(石井光次郎君)〕 起立多数。よひて、本件は委員長報告のへおこなふに賛成の諸君の起立を

本件の委員長の報告は可決であらう。本案を委員長報告のへおこなふに賛成の諸君の起立を求めるや。

〔謹賀(石井光次郎君)〕 起立多数。よひて、本件は委員長報告のへおこなふに賛成の諸君の起立を

外

内

旨

〔別冊〕

放送法第35条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件

放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和44年度收支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

〔別冊〕

日本放送協会昭和44年度收支予算、事業計画及び資金計画

昭和44年度收支予算

予算總則 第1条 昭和44年度収支予算の收入および支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、カラーテレビジョン放送を含まない受信の契約にあつては316円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約にあつては465円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,465円、5,115円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,735円、2,560円とする。

第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

外

内

旨

〔別冊〕

予 備 費		(資本収支)	400,000千円
(款) 資 本 収 入			
(項) 減価償却引当金		21,500,000千円	
事業収支から受入れ		12,760,000千円	
前期繰越金受入れ		954,200千円	
固定資産売却収入		300,000千円	
放送債券還積立金もどし入れ		80,000千円	
放送債券還積立金		3,195,800千円	
放送債券借入金		1,000,000千円	
放送債券償還積立金繰入れ		3,210,000千円	
放送債券償還金		21,500,000千円	
長期借入金返還金		15,400,000千円	
昭和44年度事業計画		1,704,200千円	
		3,145,800千円	
		1,200,000千円	
1 計画概説			
昭和44年度における日本放送協会の事業運営については、事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成に努めるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえる。			
(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成を目指して建設を進めよう。また、ラジオにおいては、第2放送大電力局の整備を進めるほか、超短波放送局の建設を行なう。			
(2) テレビジョン、ラジオ放送とも番組内容を充実刷新するとともに、カラーテレビジョン番組について、順次拡充を図る。また、超短波放送については、本放送の実施に伴いその特性を生かした番組を拡充強化する。			
(3) 図るところに、社会教育面への利用について積極的に促進する。			
(4) 受信契約者の普及については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面への利用の促進をつとめることとに、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、能力、受信契約者の維持増加を図る。			
(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大を図る。			
(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、その成果を広く一般に公開して、わが國放送文化の発展に資する。			
(7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を積			
2 建設計画			極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持を図る。
建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に68億4,600万円、放送設備の充美、改善および演奏所の整備に66億7,500万円、研究設備の整備等に18億7,900万円、総額154億円をもつて施行する。			
(1) テレビジョン放送網計画			建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に68億4,600万円、放送設備の充美、改善および演奏所の整備に66億7,500万円、研究設備の整備等に18億7,900万円、総額154億円をもつて施行する。
波等180局の建設を完成し、140局の建設に着手するほか、共同受信施設を設置する。			
また、東京、大阪におけるUHFテレビジョン局の建設に着手するほか、放送所の自動化、非常用電源装置の整備等を行なう。			
これらに要する経費は、55億900万円である。			
(2) ラジオ放送網計画			
超短波放送については、新たに県城放送を実施する放送局を含め前橋等40局の建設を完成し、50局の建設に着手するほか、松江等の増力を行なう。また、秋田第2放送大電力局の建設に着手するほか、放送所の自動化等を行なう。			
これらに要する経費は、13億3,700万円である。			
(3) 演奏所整備計画			
前年度に引き続き、札幌放送会館の整備を取り進めるほか、前橋等4局の地方局演奏所の整備に着手する。			
これらに要する経費は、2億8,700万円である。			
(4) 放送設備整備計画			
放送番組の拡充に対処し、あわせて良質放送を実施するため、老朽の著しい放送設備を更新するほか、技術革新の進展に対応して設備の改善を行なうこととし、カラー放送設備、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行なう。			
これらに要する経費は、63億8,800万円である。			
(5) 研究設備、一般施設整備計画			
新しい技術の開発を図るために、研究設備、調査用機器等の整備を行なうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舎の整備等を行なう。			
これらに要する経費は、18億7,900万円である。			
3 事業運営計画			
(1) 要員および給与			
要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最少限の人員にとどめることとし、前年度15,760人に対し、設備の増加、業務の拡充等により50人増員し、総員を15,810人とする。			
これに要する給与は、総額220億3,435万4千円である。			
(2) 國内放送			
放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間によ			

り、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の向上刷新につとめ、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心とした番組内容の充実強化を図る。また、カラーテレビジョン放送においては、カラー放送に適した番組を対象に順次拡充し、1日11時間30分とする。

ラジオ放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の充実を図る。ラジオ放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取態様に適合した効果的な番組の編成を行なう。

また、超短波放送は、本放送の実施に伴い、1日18時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送を拡充するとともに、ステレオ放送の拡充等その特性を生かした番組の充実を図る。

このほか、放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまつて、学校教育面への利用の促進とともに、社会教育面への利用について放送視聴グループの総合的な育成等により積極的に促進する。

このため、番組関係に要する経費の総額は、153億4,787万2千円である。すなわち、番組制作に131億7,627万7千円、番組の編成企画その他に21億7,109万5千円である。

イ 放送施設の運用維持については、保守運用の効率化等により極力経費の節減を図ることとするが、置局による設備の増加等により、前年度47億9,998万3千円に対し、3億5,117万2千円の増額となり、総額51億5,115万5千円である。

ウ 通信施設関係については、前年度44億1,354万8千円に対し、2,949万4千円の増額となり、総額44億4,304万2千円である。

エ 以上により、国内放送費総額は、前年度241億1,392万2千円に対し、8億2,764万7千円の増額となり、総額249億4,156万9千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1日36時間30分の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成するとともに、国際放送の周知の強化等により放送効果の増大を図り、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度7億1,233万9千円に対し、1,226万1千円の増額となり、総額7億2,460万円である。

(4) 業務関係

業務関係については、社会情勢の変化に即応した啓業活動を推進し、協会事業の周知の強化およびUHFテレビジョンの普及の促進、電波障害対策、共同受信施設の維持対策等受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持開拓につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度65億2,605万5千円に対し、3億2,299万3千円の増額となり、総額68億4,904万8千円である。すなわち、広報および受信改善関係に10億1,251万5千円、契約収納関係に58億3,653万3千円である。

(5) 管理関係

外(印) 報

管理関係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、設備の増加等により、前年度94億6,758万3千円に対し、5億5,220万6千円の増額となり、総額100億1,958万9千円である。すなわち、一般管理に20億1,856万5千円、施設の維持管理に23億9,786万6千円、職員の厚生保健に29億6,607万7千円、退職手当その他に26億3,708万1千円である。

(6) 調査研究関係

調査研究関係については、番組面において、国民世論調査、番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送衛星の開発に関する研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行なう。

このため、前年度15億6,650万8千円に対し、1,002万5千円の増額となり、総額15億7,653万3千円である。

(7) 財務関係

以上のほか、事業運営のために必要な経費として、減価償却費127億6,000万円、放送債券発行償還費、支払利息、未収受信料欠損償却等の運営経費24億9,043万5千円、資本収支へ繰入れ9億5,420万円および予備費4億円を計上する。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

(2) 有料契約者見込数

区	分	昭和44年度	昭和43年度	増減
年 度 初 頭 契 約 者 数		19,422,000	20,112,000	△ 690,000
年 度 内 新 規 契 約 者 数		2,230,000	2,300,000	△ 70,000
年 度 内 廃 止 契 約 者 数		2,470,000	2,990,000	△ 520,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	△	240,000	△ 690,000	450,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和44年度	昭和43年度	増減
年 度 初 頭 免 除 者 数		184,000	158,000	26,000
年 度 内 新 規 免 除 者 数		36,000	34,000	2,000
年 度 内 廃 止 免 除 者 数		9,000	8,000	1,000
年 度 内 增 加 免 除 者 数	△	27,000	26,000	1,000

(2) カラー契約
ア 有料契約者見込数

区		分	昭和44年度	昭和43年度	増減	(単位 千円)	
年 度	初 頭 契 約 者 数		1,600,000	0	1,600,000		
年 度 内 新規契約者数			1,240,000	1,650,000	△ 410,000		
年 度 内 廃止契約者数			140,000	50,000	80,000		
年 度 内 増加契約者数			1,100,000	1,600,000	△ 500,000		
イ 受信料免除者見込数							

区		分	昭和44年度	昭和43年度	増減	(単位 千円)	
年 度	初 頭 免 除 者 数		1,000	0	1,000		
年 度 内 新規免除者数			2,000	1,000	1,000		
年 度 内 廃止免除者数			0	0	0		
年 度 内 増加免除者数			2,000	1,000	1,000		
(参考)							

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年 度	初 頭 契 約 者 数		19,422,000	1,600,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	△	240,000	1,100,000	21,022,000
年 度 未 契 約 者 数		19,182,000	2,700,000	860,000

昭和44年度資金計画

区	分	昭和44年度資金計画
年 度	初 頭 契 約 者 数	19,422,000
年 度 内 増 加 契 約 者 数	△	240,000
年 度 未 契 約 者 数		19,182,000

昭和44年度収支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

1 本年度の入金額
受信料について、受信料収入予算 825 億 1,872 万円から年度内に取扱に至らないものを控除し
た受信料収納額 816 億 9,353 万 3 千円を予定する。
放送債券については、10億円発行による入金額 9 億 9,000 万円、長期借入金については、32 億
1,000 万円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入 1 億 4,659 万 7 千円、受入利息等雑収入 10 億 8,501 万 1 千
円、固定資産売却収入 8,000 万円、放送債券償還積立金のもじ入れ 31 億 9,580 万円、受信料前受
金等 39 億 7,282 万 7 千円を見込む。

以上により入金額は、総額 943 億 7,346 万 8 千円である。

2

本年度の出金額
事業経費 670 億 4,569 万 3 千円、建設経費 154 億円、放送債券の償還 31 億 9,580 万円、長期借入
金の返還 12 億円、放送債券償還積立金へ繰入れ 17 億 420 万円、予備費 4 億円、支払利息等 54 億
282 万 6 千円をあわせ出金額は、総額 943 億 4,851 万 9 千円である。

3 資金の需要および調達を 4 半期にみれば、別表のとおりである。

別表

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1	前期末資金有高	3,000,000	3,028,149	3,063,531	3,022,083	-
2	入 受 放 送 信 債	21,244,266	21,132,666	25,888,311	26,128,225	94,373,468
	期 付	36,608	36,609	36,636	36,744	146,597
	金 取	271,252	271,252	271,252	271,255	1,085,011
	料	0	0	0	0	0
	券	19,606,448	19,606,448	22,874,189	19,606,448	81,693,533
	金	0	0	0	0	0
	入	34,250	7,250	11,750	26,750	80,000
	放	882,400	710,000	908,400	685,000	3,195,800
	債	413,808	501,107	766,084	2,292,028	3,972,527
	入	21,216,117	21,067,284	25,939,759	28,125,359	94,348,519
	却	16,205,692	14,422,156	19,219,409	17,068,436	67,045,693
	收	2,379,740	3,334,280	4,264,260	5,301,720	15,400,000
	貸	882,400	710,000	908,400	685,000	3,195,800
	還	0	0	0	1,200,000	1,200,000
	貸	0	500,000	500,000	704,200	1,704,200
	入	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
	預	1,588,285	1,930,848	917,690	966,003	5,402,826
	支	3,028,149	3,093,531	3,022,083	3,024,949	-
	利					
	息					
	等					
3	出 事 建 放 送 長 期 放 送 債	21,244,266	21,132,666	25,888,311	26,128,225	94,373,468
	業 設 券	36,608	36,609	36,636	36,744	146,597
	經 費	271,252	271,252	271,252	271,255	1,085,011
	還	0	0	0	0	0
	貸	882,400	710,000	908,400	685,000	3,195,800
	入	0	0	0	1,200,000	1,200,000
	債	0	500,000	500,000	704,200	1,704,200
	還	0	0	0	100,000	100,000
	立	0	0	0	100,000	100,000
	金	0	0	0	100,000	100,000
4	期 末 資 金 有 高	3,028,149	3,093,531	3,022,083	3,024,949	-

日本放送協会昭和44年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する郵政大臣の意見書
意見書

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和44年度収支予算、事業計画および資金計画は、おおむね
適当と認めるが、協会の公共放送として社会に果す役割がますます増大している現状を考慮し、事
業計画の実施にあたつては、下記の点にじゅうぶん配意のうえその計画の実施にあたるべきである。

記

1 テレビジョン放送については、協会の公共放送としての使命にかんがみ、UHFテレビジョン放
送の普及のための施策を積極的に推進すべきである。

2 山間地等の、現に放送局が置局されていないため、テレビジョン放送の視聴が困難である地域の
解消については、今後も経済的な簡易中継局方式の開発をさらに推進し、これを活用するなどによ

昭和四十四年三月十八日 衆議院会議録第十五号工 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認された大平通商産業大臣の趣旨説明

超短波放送の本放送を実施するにあたり、その特質を最大限に生かした番組、および県域放送として地域社会に寄り添う番組を強化して、受信者の期待にこたえるとともに、外国avyによる中継

放送難聴地域については、その解消にいつそも役立たずよう努めるべきである。

三

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和44年度收支予算、事業計画及び資金計画については、放送法第37条第2項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないことになっているからである。

○議長(石井光次郎君) 委員長の報告を求めるま
す。通信委員長井原岸高君。

して、テレビジョン放送及びラジオ放送の全国普
及のための放送網の建設、放送番組の充実刷新、

〔嚴打動搖幹部工作職能〕

〔井原岸高君登壇〕
○井原岸高君　ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に關し、通信委員会における審議の経過と結果を御報告申上げます。

この議案は、日本放送協会の昭和四十四年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるとするものであります。まず、その内容を御説明いたしますと、収支予算は、事業收支は、収入、支出とも八百三十七億五千万円、資本収支は、収支いずれも二百十五億円となつております。また、事業計画は、そのおもなものと

○議長(石井光次郎君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(石井光次郎君) 起立多数。よって、本件

は委員長報告のとおり承認するに決しました。

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する

○議長(石井光次郎君)　内閣提出、石炭鉱業合理化法(内閣提案)及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに石炭鉱業国有法案(多賀谷眞穂君外十四名提出)及び日本石炭公社法案(多賀谷眞穂君外十四名提出)の趣旨説明

化臨時措置法の一部を改正する法律案、及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案、並びに多賀谷真穂君外十四名提出、石炭鉱業国有法案、及び日本石炭公社法案について、趣旨の説明を順次求めます。通商産業大臣大平正芳

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

改正指置法の一部を改正する法律案、及び石灰鉱業合理化臨時指置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の石灰鉱業は、エネルギー革命の進展、自然条件の悪化、労働力需給の逼迫等によつて、その経営基盤が著しく悪化し、きわめて憂慮すべ

き状況に置かれております。このため、政府は、昨年十二月の石炭鉱業審議会の答申の趣旨を十分尊重して、本年一月に、石炭対策に関する閣議決定を行ない、今後の対策の基本的方向を確立した次第であります。

この新しい石炭対策におきましては、わが国のエネルギーの安定的供給、雇用の安定、地域経済の発展など、国民経済的観点から総合的施策を講ずることとし、このため、石炭鉱業の再建のための助成、体制の整備、労働対策の推進、保安対策の強化、閉山対策の改善、鉱業処理対策の推進及び産炭地域振興対策の強化などの諸施策を推進してまいることといたしております。これがため、政府といたしましては、所要の予算措置を講ずることとし、本国会の御審議をいただいておるところであります。これに伴い、石炭関係法律につきましても所要の改正を行なうことが必要であると考え、今回、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案、及び石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を提案いたした次第であります。

次に、これらの法律案の概要を御説明申し上げます。

まず、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本法は、石炭鉱業の再建のための助成策の一環として、総額一千億円程度の再建交付金を石炭企業に対し交付することをその主たる内容とするも

のであります。再建交付金は、再建整備計画について、本法施行の後新たに通商産業大臣の認定を受けた石炭企業に対し、その負っている債務の償還とそれにかかる利子の支払いに充てるために交付するものであります。その際、再建交付金の交付の対象として、従業員に対して負っている賃金及び退職金の支払いの債務などのいわゆる従業員関係債務をも含めることとするほか、石炭企業の資金調達を容易にする目的として、いわゆる担保抜きに伴う特別の損失補償を行なうことができるよう措置しております。

次に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、今後やむを得ず生ずる企業ぐるみ閉山による社会的混乱を防止するため、閉山を行なう石炭企業が、その資力をもってしては支払うことができない従業員関係債務、鉱害債務、一般債務等について、一定の限度までは充足が可能のように、所要の金額を石炭鉱山整理特別交付金として交付する制度を創設することであります。

改正の第二点は、石炭鉱業の体制の整備に資するため、石炭企業が相互に協力して事業を行ない、またはその事業を一体的に運営することが特に必要な場合には勧告を行なう制度を設け、また、石炭の流通の円滑化をはかるための共同行為を指示する制度を設ける 것입니다。

以上が、石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部

を改正する法律案、及び石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

(拍手)

○議長(石井光次郎君) 提出者多賀谷真穂君。

〔多賀谷真穂君登壇〕

○多賀谷真穂君 私は、石炭鉱業国有法案、並びに日本石炭公社法案について、提出者を代表して、その提案の趣旨説明を申し上げます。

戦後、日本経済再建のない手であった石炭鉱業は、その後石油の進出により急速にその需要が減退し、千二百円炭価引き下げとともにスクラップ・アンド・ビルト政策が強行され、その結果、失業者のほんらん、関連中小企業の倒産を引き起こし、産炭地域は荒廃して大きな社会問題となり、労働者を中心として、中小企業者、住民、自治体、一体となつて政府に石炭政策の転換を迫つたのであります。昭和三十七年四月、政府は石炭鉱業調査団を編成し、第一次、第二次、第三次の答申がなされ、ことに第三次答申は、抜本策として一千億円の債務の肩がわりという私企業への例外の措置であつたのであります。しかしながら、これらの諸政策もことごとく失敗に終わり、石炭鉱業の全面的崩壊は必至の状態となつたのであります。

第一に、従来の政策の最大の欠陥は、個別企業対策に終始したことであります。相次ぐ答申が挫折した原因には、もちろん予想以上の重油価格の低落、諸物価の高騰などがありました。が、常に会社の利害の上に立つてつくられ、さらには、答申に基づく再建計画の審査が無秩序に行なわれ、計画がそこを来たしたといふ事実を見のがすわけにいかないのであります。第一次答申以来、各社は競うて第二会社化、閉山、首切りを進め、五年間逐次実施する予定のスクラップ計画をわざか一年半で強行し、その後における合理化

も、ベースアップの抑制、労働時間の延長、組合の導入など、全く非近代的方向で行なわれてきたのであります。その結果、大災害の頻発となり、労働者に炭鉱の将来に対する展望と希望を失わせ、離山ムードをかり立て、ついに計画出炭体制を經營者みずから放棄するに至つたのであります。この答申は、私企業としての経済的基盤を完全に失っている個々の企業をそのままの形態にして再建交付金を交付するものであつて、全く従来の政策を踏襲したのみであります。これは金融機関の救済と個別企業対策であつて、石炭の産業政策ではないであります。再び過去の失敗を繰り返すことは火を見るよりも明らかであります。

私は、今日までの政府の政策について、その欠陥を指摘しつつ、政策の提言をいたしたいと思ひます。

私は、今日までの政府の政策について、その欠陥を指摘しつつ、政策の提言をいたしたいと思ひます。

第一に、従来の政策の最大の欠陥は、個別企業対策に終始したことであります。相次ぐ答申が挫折した原因には、もちろん予想以上の重油価格の低落、諸物価の高騰などがありました。が、常に会社の利害の上に立つてつくられ、さらには、答申に基づく再建計画の審査が無秩序に行なわれ、計画がそこを来たしたといふ事実を見のがすわけにいかないのであります。第一次答申以来、各社は競うて第二会社化、閉山、首切りを進め、五年間逐次実施する予定のスクラップ計画をわざか一年半で強行し、その後における合理化

も、ベースアップの抑制、労働時間の延長、組合の導入など、全く非近代的方向で行なわれてきたのであります。その結果、大災害の頻発となり、労働者に炭鉱の将来に対する展望と希望を失わせ、離山ムードをかり立て、ついに計画出炭体制を經營者みずから放棄するに至つたのであります。この答申は、私企業としての経済的基盤を完全に失っている個々の企業をそのままの形態にして再建交付金を交付するものであつて、全く従来の政策を踏襲したのみであります。これは金融機関の救済と個別企業対策であつて、石炭の産業政策ではないであります。再び過去の失敗を繰り返すことは火を見るよりも明らかであります。

私は、今日までの政府の政策について、その欠陥を指摘しつつ、政策の提言をいたしたいと思ひます。

第一に、従来の政策の最大の欠陥は、個別企業対策に終始したことであります。相次ぐ答申が挫折した原因には、もちろん予想以上の重油価格の低落、諸物価の高騰などがありました。が、常に会社の利害の上に立つてつくられ、さらには、答申に基づく再建計画の審査が無秩序に行なわれ、計画がそこを来たしたといふ事実を見のがすわけにいかないのであります。第一次答申以来、各社は競うて第二会社化、閉山、首切りを進め、五年間逐次実施する予定のスクラップ計画をわざか一年半で強行し、その後における合理化

大部分が政策需要であることがから、販売における競争は、もはや意義を失つてゐるのであります。今まで、政府がこれらの根本的な問題の解決に手をつけようとしたところに、わが国の石炭鉱業の悲劇があるといわざるを得ないのであります。(拍手)

第三には、今後の石炭政策において最も重要な問題は、いかにして労働力を確保するかという問題であります。鉱山の命数は鉱量によつてきまります。個々の炭鉱に就職することは、若い者にとっては永遠の職場ではないのであります。高温多湿の地底に、しかも災害の多い職場で、低賃金で、退職金すら確保の保証のない状態において、労働力の吸収が困難であることは当然であります。それには、災害を防止し、労働条件を引き上げ、現在のような各炭鉱別雇用ではなく、石炭鉱業全体としての雇用形態に改め、少なくとも現存する技術者、労働者を確保しながら、若い労働力の養成をはかる必要があります。

第四には、膨大な債務と残存鉱害の処理の問題であります。歐州各国とも、石炭政策については多くの予算を計上し、保護助成政策をとっているのでありますが、わが国のことく、私企業たる個別会社に政府が債務の肩がわりをした例は皆無であるとともに、企業間においてきわめて不公平な施策となっているのであります。しかも、一千億の肩がわりでは立て直しが困難であるということが判明した今日、個別企業を再編成し、公的機関

に統合して、債務の整理と鉱害の処理を行なう必要があるのであります。

以上の観点より、これらの問題を総合的に解決する方法は、炭鉱を国有化し、公社において経営する以外ないと私どもは考えるのであります。

わが国におけるエネルギーの消費は、年々經濟の成長率とほぼ同一テンポで増加しております。

これがためには、供給源の分散化、海外原油の開発等の対策が進められ、増殖炉等発電用原子炉の開発が期待されておりますが、国内資源である石炭鉱業の継続的安定こそ、最も確実な安定供給であります。また、鉄鋼生産の飛躍的増大に対処し、その原料炭の確保は最も肝要であり、国内炭のみでなく、海外開発もみずから行なう体制の確立が必要であります。国民総生産が世界第三位に達したわが国経済において、現在程度の出炭規模の維持は、けだし当然であるといわなければなりません。

第五章は、石炭鉱業等の買収について規定いたしました。買収の価格の評価方式については、わが国における從来の鉄道国有法、日本製鉄株式会社法、日本発送電株式会社法等の場合並びに歐州における国有法、公社法の場合の方式等を検討いたしましたが、わが国における石炭鉱業の企業経営の実態から、一定期間の平均株価を基準として評価することにいたしました。これらは政令によって定めるわけであります。わが党としては、国有法案が国会に提出された二月十日以前一年間の株価平均をいたしたいと存じます。

第一章において、日本石炭公社は、国有法に基づき、石炭の掘採、取得、輸入、販売、海外を開拓等の業務を行なうこととを規定いたしました。輸入業務は委託を行なうことがでべきように規定し、また、販売についても、小口等は從来どおり商社を通じ販売するつもりであります。資本金は二百億円とし、全額政府出資といいます。

第二章に、業務運営の重要事項を決定する機関として經營委員会を設け、学識経験者、労働者を代表する委員、公社を代表する特別委員で構成することにいたしました。

第三章は、役員並びに職員について規定いたしましたが、職員の労働諸権利につきましては、ILO結社の自由に関する実情調査停委員会のドライバー報告の、「すべての公有企業が、関係法律上区別する」となく、同一の基盤で取り扱われるることは適當でない」と述べている勧告に基づき、本公社の職員は公労法の適用を受けず、一般労組法並びに労調法の適用を受けることとしたのであります。

以上が日本石炭公社法案の概要であります。すでに、わが国と同じく石炭を私企業として会社

業に対する国の権能を規定いたしました。しかし、その権能の実施は、日本石炭公社をして行なわしめることにいたしましたのであります。

第三章は石炭需給計画について、第四章は石炭審議会についての規定を設け、石炭審議会は、公社の労使、需要者、学識経験者からなる四者構成といたしました。

いたしたのであります。

なお、本法律施行に伴う諸種の整理については、別に施行法を提出する所存であります。

次に、日本石炭公社法案について説明申し上げます。

別に經營してまいりました西ドイツにおいては、石炭鉱業の適應化と産炭地域の健全化に関する法律が成立し、ルール石炭鉱業株式会社が発足し、ルールにおける二十九炭鉱会社中二十四炭鉱会社を吸収統合し、その下に七社を置き、石炭生産シェア約八十数%、従業員十九万人の一大体制整備を断行し、今後二十年間にわたる西ドイツ石炭鉱業の安定を目指しているのであります。

また、わが国においても、第四次答申に至る間において、石炭經營者側から全国一社化、あるいは三社化、販売機構の一元化案等が提案され、また、いわゆる植村構想が検討された経緯もあり、石炭の長期安定のためには、いまや抜本的な体制的解決が不可欠の要件となつておるのであります。今日までの石炭政策のきびしい反省と石炭鉱業の実態を直視すれば、石炭鉱業の国有、公社化が最善の道であると確信するものであります。

わが党政権下であるならば、当然エネルギー全体を把握し管理する方式をとるべきであります。が、現在の政治的分野を配慮して、この崩壊しようとする石炭鉱業に限定し、その立て直しをはかり、国産エネルギー源を確保する見地から、石炭鉱業国有法案並びに日本石炭公社法案を提案した次第であります。

何とぞ本法案がすみやかに審議され、可決されんことをお願いいたしまして、提案の趣旨説明といたします。(拍手)

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び石炭鉱業再建整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに石炭鉱業国有法案(多賀谷眞穂君外十四名提出)及び日本石炭公社法案(多賀谷眞穂君外十四名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(石井光次郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。渡辺惣蔵君。

〔渡辺惣蔵君登壇〕

○渡辺惣蔵君 私は、ただいま趣旨説明のありますした石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、及び石炭鉱業再建臨時措置法の一部を改正する法律案に対しても、日本社会党を代表して質疑を行なうものであります。

政府は、昨年末に第四次答申を受け、その新石炭政策に基づいて、四十四年度の石炭予算として八百八十四億円を組み、二月十八日の閣議決定によります。よって関係法案の提出を決定されました。ところが、この新政策によれば、この法律の適用を受けた閉山特別交付金をもつて閉山しようとする会社は、三月三十一日までに届け出をすることになっておりますので、法案の通過を予期し、その適用を受けてばく大な閉山交付金をもらい、石炭業界から全面的に撤退しようとする会社が続出し、特に明治鉱業、麻生産業、井島炭鉱などが新制度による企業ぐるみ閉山を打ち出したことに

よつて、大きな波紋と混乱を巻き起こしておるのあります。

すなわち、この新制度によれば、四十四年度において三百八十万トン前後にわたって閉山する計画になつておりますので、大手はもちろんのこと、中小炭鉱にも大きな連鎖反応を起し、撤退、閉山のなれ現象を引き起こしつつあるのであります。明治、麻生、杵島は、日本の石炭鉱業発祥以来、石炭界に君臨して主役を演じてきた有力企業であることは、周知のとおりであります。

それだけに、大きな社会的、經濟的影響があり、各界の強い関心がここに集中され、政府並びに石炭企業に対して鋭い批判と責任の究明が行なわれるることは、当然のことであると信ずるのであります。

(拍手) 私は、石炭産業の抜本的な再建をはかるには、まず第一に体制問題を解決しなければならないと信ずるものであります。わが党が石炭国有化法案、及び石炭公社法案を提出しているゆえんであります。

石炭鉱業審議会といえども、第四次答申にありましたとして、前後八カ月にわたる長期審議の日程の大半分は、体制と經理の問題に集中されてきたのであります。しかし、いわゆる植村構想として提案された体制的解決の方向も、その審議の途中において、通産省、大蔵省の圧力でつぶされ、内容は第三次答申の補充のみにとどまつてしまつたのであります。この審議会の体制問題ぶつぶつ

る秩序と統一を要求する声が、石炭業界自身の中からさえ打ち出されて、北炭の萩原会長による全国一社案、あるいは舟橋北海道鉱業会長の三社案、もしくは国有民営論が、国会の参考人として、公然として主張され、三井鉱山でさえ、仮称石炭公団といらうような、体制問題に対して意見を出さざるを得ないことになってきておるのであります。いわゆる石炭産業の体制整備の問題は、岸信介流にいえば、いまや天の声となつておるのであります。政府・自民党は、この体制問題に対して目をおおうとしていますが、このことを逃避して、石炭産業の安定と展望を切り開くことは絶対にできないことを自覚すべきであります。佐藤内閣総理大臣は、石炭問題の体制的解決として、その展望において国有化・公社化案、全国一社案、三社案、そのいずれの方向においてこの問題を解決しようとするのか。総理大臣並びに通産大臣の所信を明らかにしていただきたいのであります。

やすくさせ、円滑化させることによって、石炭会社の経営を安定させることにあつたはずであります。しかし、負債を回収した銀行のほとんどが、予期に反して窓口を開ざしてしまつたので、石炭企業はかえつて金融難におちいつてしまつた。結果は、石炭産業の建て直しではなくて、金融機関の債権回収の片棒をかつぎ、銀行をもろにけさせ、喜ばただけに終わつて、この方策は完全に失敗に終わつてしまつておるのであります。

(拍手)今回の企業ぐるみ閉山の渦中にある某石炭会社の金融債は約八十五億円といわれておりますが、この金融債のうち約五十億円は開発銀行であり、残りが市中銀行であるといわれております。とすると、財政資金をもつて政府関係資金の回収をはからうとするからくりではないのかと疑わざるを得ないのであります。

このような状況の中で、このたびの第四次答申に基づく本法案の実施は、はたして政府が主張するような最終的な措置になるという確信があるのか、ほんとうに石炭産業の再建と整備のきめ手となり、役立つと確信しているのか。それとも、石炭企業が石炭産業から撤退をはからうとするのに、政府はそのしり馬に乗つて、その手助けをしようとしておるのではないかといふ國民の大きな疑問に対して、総理大臣、大蔵大臣、通産大臣の明確なる見解を承りたいと思うのであります。

次に、私は、企業ぐるみ閉山を行なおうとする処置について、具体的に明治鉱業の例によつて質

明治鉱業は、かつて十五山の炭鉱でありました
が、今日では九州三山、北海道二山、計五山に
よつて構成され、会社は上り山三山を分離して
炭量の豊富な他の二山——北海道の昭和、本岐の
両炭鉱を閉山することによつて、企業ぐるみ閉山に
として処置することをすでに労働者側に提示して
おるのであります。しかし、この二山は、現地丸
幌通産局による北大の礦部教授を団長とする調査
団の報告によつても、經濟炭量も向こう十力年採
掘できるほど豊富であり、國民經濟の立場から、
一定の条件が満たされれば經營的にも技術的にも
その存続が可能であることが立証されてゐるので
あります。しかるに通産省当局は、明治鉱業の企
業ぐるみ閉山を支援するために、この貴重な調査
資料の公表を拒否し続けて、この問題の真相究明
を故意に妨げてゐることは、はなはだしく不可解
な態度であるといわなければなりません。(拍手)
また、この炭鉱は、企業ぐるみ閉山ではなく
て、単位炭鉱の閉山をすれば、労働者の退職金に
限つてはほぼ一〇〇%保証されますが、企業
ぐるみ閉山をすれば七五%しか退職金は保証され
ないということになり、本法案は、矛盾に満ちて
おるのであります。このことは明治鉱業のみなら
ず、明治昭和鉱に隣接する太刀別炭鉱の場合と
えども同様であります。特に明治鉱業の場合は、
過去二度も閉山にあいながら、九州から北海道に
渡り、今まで炭鉱に踏みとどまつてゐる労働者に

も多数いるのであります。今までの閉山の場合は、退職金一〇〇%プラスアルファの支給を受けた炭鉱を離れておりますのに、企業ぐるみの閉山の場合は、退職金は七五%しか保証されないというでは、山の労働者は断じて承服せず、閉山に同意しないのは、当然過ぎるほど当然のことであると思います。（拍手）

これらの矛盾を解決するためには、労働者に対する退職金は一〇〇%支給を保証する措置を講すべきであります。特に企業ぐるみ閉山に対してもは、単に会社の一方的申請によるのみでなく、政府は調査団を派遣して、地域経済、関連企業等の関係を十分調査して、納得させる方策を示すべきであり、当然また札幌通産局の機部調査団の報告書の公表を要求といふものであります。この点について、総理大臣、通産大臣、労働大臣の見解を明らかにしていただきたいと思います。

北海道における石炭産業は、九州地方に見るところ、平原にあり、道路、交通が整備され、国鉄を直ちに利用し得るような立地条件に乏しく、多くは山間の奥地に存在しておりますので、運輸手段に對する依存度はきわめて多いので、炭鉱は、専用路線ともいべき私鉄が九社を数えております。すなわち、石炭企業の傍系会社が六社、直営が二社、一社だけが単独經營であります。これらの私鉄は、炭鉱が閉山、縮小することによって、直ちにその命脈を断たれてしまう運命に置かれております。私鉄が運休、廃業する場合に

は、閉山後の地域の住民はもとより、沿線の住民は完全に孤立してしまった。農業經營も通勤も通学も、生活物資に至るまで、全く不可能になってしまった。私鉄それ自身の經營責任によるものではなくて、石炭企業の犠牲となつて崩壊する私鉄企業並びに私鉄労働者に対する補償は、国が石炭企業と同様に配慮して処置することは当然のことであると信ずるのであります。(拍手)

すなわち、政府は、鉄道事業の公益性にかんがみて、万一私鉄の運行停止の場合には、それにかわるバスその他の運輸交通手段を配備すること、その保証が確立されるまでは、私鉄の運行を行なわしめ、これに対して運輸省が、国の責任において適切なる助成措置を講すべきであります。また、私鉄の退職労働者に対しては、炭鉱の労働者に適用せしめるべきであります。

臣、通産大臣、労働大臣の所信を明らかにしていただきたいのであります。

石炭企業の崩壊と撤退によつて最大の被害をこうむるのは、産炭地域であります。北九州地方各地に統発する鉱害は、その最も具体的な例であります。炭鉱地帯に定着する低所得者、失業者、生活保護者の激増、住民福祉の破壊、中小企業の倒産、地域経済の混乱など、数え切れないほどの社会問題が勃發いたしました。これらの問題は、ただでさえ赤字財政に悩み抜く市町村に背負わされ、財政破綻に瀕していることは、すでに全国の関係

市町村がきびしく体験し、実証されているところであります。特に、今般のような無責任な、しかも、急激な企業ぐるみ閉山による打撃は、関係市町村に対しても、急速に打撃を与えるので、緊急、特別の措置を強く要求するものであります。

この石炭のなだれ閉山が最も極点に達する時期は四月から六月にかけてであります。四月から六月、この時期は児童、生徒の入学、通学の時期でありまして、教育計画が根本的に破壊されてしまっています。

一つの例ですが、沼田町では、昨年十一月に兩童炭鉱が閉山し、続いて昭和、太刀別と三山が一挙に消滅してしまいますと、小学校二、中学校二の四つの学校が同時に閉鎖、廢校の危機に立たされておるのであります。これらによつて生ずる各種の問題と対策を含めて、自治大臣並びに文部大臣の見解を承りたいのであります。

最後に、炭鉱労働者に関する問題について質問いたします。

私は、この際、炭鉱の保安確保のために、労働者側の保安監督員制度を確立して、災害絶滅のため労働者の積極的参加の方途を講すべきであると信じます。

以上申し述べました一法案をめぐる諸問題について、総理大臣、通産大臣、労働大臣の明快にして誠意ある答弁を求めて、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 私から基本的なもの考え方を申し上げまして、その他の具体的な点については所管大臣からお答えいたします。

今までの石炭対策は、必ずしも思うようにいかなかつたことはたいへん残念であります。今

にあるかを率直に示すものであります。このままで推移いたしますと、石炭企業は労務倒産に追いつ込まれて、石炭政策は根底から崩壊するおそれ

に迫られておるのであります。

私は、そのため、地下産業にふさわしい労働条件の確保と生活環境の改善及び労働者の雇用形態を根本的に改革して、おののの企業から脱却して、石炭産業全体としての雇用体制を確立することが最も肝要であると確信するのであります。

また、炭鉱保安の現状は、私が述べるまでもなく、頻発する災害は、その死亡率においてヨーロッパ諸国の一十倍の高率を示して、昭和三十一年の合理化以来、実に六千六百七十九人の殉職者を出しているのであります。

また、今回の対策は最終的なものとは必ずしもございますが、これが最終的なものとは必ずしも考えておりません。当面、最も緊急を要する問題に取り組んだものであり、いずれ、その条件が整つた暁には、いわゆる体制問題と正面から取り組まねばならないものと考えております。

石炭鉱業審議会においても、体制部会を設置し、石炭鉱業全体の合理化のため、鉱区の再編成と調整及び地域の実情に即した共同行為、あるいは統合等の体制の整備を進めるにあたつての諸問題を検討していくだけ予定であります。準備整い次第、できるだけ早急に設置されるよう指示しております。

ただ、この問題は、問題が問題だけに、そら簡単に結論が出る問題とは私は考えておりません。腰を据えて、じっくりと取り組むべきものと思いまます。その際、石炭産業の将来を見通して、最も的確なる判断を得るために全力をあげる決意であ

て、はつきり申し上げておきます。（拍手）

〔國務大臣福田赳氏君登壇〕

○國務大臣（福田赳氏君） お答えいたします。

前回同様の一千億円でうまくいかといふお尋ねでござりますが、前回は、反省してみますと、賃金の見方、また物費費の見方、こういうものがどうも適正でなかつたよう思ひます。今回は、賃金の見方にいたしましても、それから資材費にいたしましても、前のように横ばいだなん

外号(官報)といふような見方を前提としております。それで、千億円の再建交付金ばかりでなく、安定補給金は大幅に拡充する、それから無利子貸し付け制度を大幅に導入する、その他保安対策なども十分に考えておりますので、今度はだいじょうぶであろう、かようになっております。植村審議会の報告、それを十分通産省で検討して私どもに相談があつたわけであります。私もやも。これに対しまして慎重なる検討を加え、これならだいじょうぶだという確信のもとに同意いたしておるわけであります。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○國務大臣原健三郎君登壇
〔國務大臣原健三郎君〕 渡辺さんにお答え申し
上げます。

最初の質問は、再建交付金の従業員関係債務についてでは七五%となつておるが、これでは少ない

号)(1) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律
ではないか、こういう御趣旨でございますが、御承知のように、今後の石炭鉱業の再建にあたりましては、労働力の確保とか労働条件の向上、そして労使一体となっていかねばならぬ、こういうことが基本的なことでございます。それで、一般的に申しますと、労働者の賃金とか退職金などは、本来企業の責任において全額支払うべきものではござります。しかしながら、今回の答申による石炭対策においては、石炭鉱業の特殊性を考えまして、再建のために交付する再建交付金の用途についても特別の配慮をいたしております。すなわち、第一には、新たに退職金及び従業員の未払い賃金、預かり金等の弁済を含めることにしておる。第二には、他の債務に優先して弁済するというふうなことにしております。また、七五%まではこれを債務に充てる。このよくな処置で、従来に比べて非常に手厚い施策をやっておることは御承知のとおりであります。それで、私は、再建会社が従業員の債務をこれで大体全額払うようになろうと思いますが、残額につきましては、各企業において当然十分配慮すべきものであり、労働省としても、そういうふうに行政指導をいたしたい、そして御期待に沿いたいと思っております。なお、諸般の改善等につきましては、通産省当局と連絡をとり、引き続きその改善策を考慮する考え方であります。

法律案外一案の趣旨説明に対する渡辺惣蔵君の質疑で、そうして近く御審議を願いたいと、こう思つております。それによりまして、労働条件全般をもつと魅力あるものにしたい、あるいは就職促進措置、援護措置等を、この法律の一部を改正してやりたいと思っております。

まいりたい所存でございます

それから第三の御質問で、炭鉱の閉山に伴つて民間鉄道が廃止になる、そのときに離職者についても炭鉱離職者臨時措置法の適用をすべきものである、こういう趣旨でござります。それで、炭鉱離職者臨時措置法の対象となる炭鉱労働者はどういふものか。同法の第二条に、こういふように書いてあります。「石炭を目的とする鉱業権又は鉱權の鉱区又は租鉱区における石炭の掘採又はこれに附属する選炭その他の業務に従事する労働者」こういふように定義をいたしておりますので、一般の鉄道企業の従業員は炭鉱離職者臨時措置法の対象とすることは非常にむずかしいと思つております。しかしながら、問題になつてくるのは、閉山炭鉱の鉱業権者が当該鉱区、租鉱区内で石炭の掘採くに関連する鉄道を經營しておるような場合でございます。そういう鉄道が廃止されるような場合に立ち至りましたならば、これは個々の事例を検討して判断して善処いたしたい、こういうふうに思つております。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇〕

○国務大臣(野田武夫君) 産炭地域の地方團体に對しましては、石炭鉱業の合理化に伴いまして特別の財政需要が増加しておることは、いまお話し

して三十九億円を交付いたしております。明年度におきましては、その実情がきわめて深刻であることを考へまして、さらに一そろ充実してまいりたい所存でござります。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

○国務大臣(大平正芳君) 体制問題につきましても、総理大臣からあらましお話がございました。前回の本会議におきましても御質疑があつたところではございますが、日本の炭鉱の鉱脈がたいへんむずかしい賦存状況にござります。また、炭鉱自体が規模の利益に多くの期待を寄せられない業態でもござりまするし、わが国における企業者の意識とか、あるいは財務、經營の格差等を見ますと、一がいに一律的な体制整備というのは、現実の問題としてたいへんむずかしくございますので、私どもいたしましては、私企業に責任を持たした上で、それを基礎にいたしまして、労使の一段の御奮起をお願いしていくことを基本といたしまして、審議会の中に体制部会を設けまして、石炭鉱業の場合、隣接する鉱区で統合を便宜とするような場合、統一した投資が必要な場合、共同の利用施設をつくるなどいうことが必要な場合、そ

んに見まして、きめこまかく体制の整備に当たりたいと考えております。

それから第二点でござりますが、新政策にメリットはあるかといふことございます。これは大蔵大臣から先ほどお話をありましたがあつた新しい政策を大幅に講ずることによりまして、四十四年度におきましては大手、中小とも、ほぼトン当たり九百円程度、対策効果を私どもは期待できるのではないかと思っております。

第三に、退職金に七五%の天井を設けたことにについての御質疑でございました。これは国としては、手当てし得る最大限度の制度的な限界であると私は考えております。しかしながら、企業におきまして十分な補完措置ができるように、私もといたしましても、できるだけ御相談に乗って、渡辺さんが期待されるところまで現実の問題として達せられるように援助をしてまいりたいと考えております。

それから明治鉱業の閉山等についての御質問でございましたけれども、これはまだきまっておりませんで、今度の新政策できまりましたこのワク内におきまして明治鉱業さんがどのように対応されるかということで、まだ最終的には御相談をいただいていないわけでござりますけれども、いま御指摘になりました点は十分記憶にとどめておきたいと思います。

それから札幌通産局の調査報告の公表でござりますが、これは私企業の秘密にもかかわることがありますので、一般に公表することはございませんので、詳しく述べます。〔拍手〕

〔國務大臣坂田道太君登壇〕

○國務大臣(坂田道太君) 渡辺さんにお話を申しますが、この前までの対策では、賃金は毎年7%程度上昇するということを見込んだ政策でございましたけれども、今度は10%に格上げをいたしてござりまするし、退職金につきましては、また申しましたような措置を講じてございます。また、炭住の投資をはじめとした福利政策についても相当の配慮を行なっておりますの

みならず、保安の強化につきましては格段の措置を講じたつもりでございまして、仰せのように労働力の定着ということが企業の興廃を左右するものであることはよく承知いたしておりますのでございまして、その点に力点を置いております。そのため、地方鉄道の問題につきましては、この対策は、あくまでも石炭産業の再建とどうことを軸として立てられた政策でございますので、地方炭鉱に関連いたしました地方鉄道の救済という点にいたしていなかったわけでござりますけれども、いまは、おのずから限界があることは御承知願わなければならぬと思うのでござります。産炭地のその他の中小企業に対する配慮等とあわせまして、できるだけこまかく配慮をいたしてまいりましたが、これが私企業の秘密にもかかわること

の指導はどうかというよろなお尋ねだったかと思われるのでござりますが、就学援助につきましては、準要保護児童生徒というものに対しまして、市町村は普通援助費が二分の一でござります。

〔拍手〕

○國務大臣原田憲君登壇

○國務大臣(原田憲君) 石炭鉱山の個々の縮小、閉山等の見通しにつきましては、ただいま通産大臣が申されましたように、まだつまびらかではございませんが、石炭鉱山の閉山によりまして経営難におちいる産炭地鉄道のあることを予想されま

す。このようないかでござりますが、鐵道が廃止のやむなきに至るというような事態に対しましては、地元地方公共団体の協力を得まして、代替輸送手段を確保する等の方法により、地元の便益性が低下することのないよう十分配慮していくことといたしました。裏返して申しますと、このような鐵道の廃止申請が出されました場合に、この許可をいたす場合には、沿線地域の輸送状況等を十分検討して、バス等の代替輸送手段の確保が必要であると認められる場合には、その見きわめをつけて処理することといたしておりますので、産炭地鉄道の場合についても、同様に取り扱うといふ所存でござります。代替輸送を確保するようにつとめますが、万一その確保ができず、鐵道が唯一の輸送機関であるとい

う場合には、何らかの対策を検討し善処すること
といたします。

それから、鉄道從業員に対しても炭鉱離職者臨時措置法を適用できるかどうか、この問題につきましては、労働大臣並びに通産大臣から御答弁がございましたが、特殊性を勘案して措置されるべき関係省と折衝を行なつておる段階でござります。(拍手)

定策が、かくももろく、しかも急激にくずれ去つた原因は一体何であったのか、この際、通産大臣の所見を求めてます。

かつたことは、次の事実から明らかであります。すなわち、石炭政策の本格的出発の基準となりましたのは昭和三十三年であります。が、当時の在社労務者に対し、昭和四十二年度末のそれはわずか三分の一に激減したにかかわらず、出炭量はほぼ横ばいであり、しかも能率は、三十三年一人一カ月十四トンの実績が、四十二年度は四二・七トンと三倍強になつています。自然条件の悪い我が國

今次政策のねらいであります。政府は、四十八年度三千六百万トンの出炭規模を予定しておりますが、このままでは、四十八年度を待たずして石炭産業は壊滅的打撃が予想されるのであります。この際、石炭産業の今後の位置づけにつき、佐藤總理の率直な御意見を伺います。

また、今回の政策を見ますと、一般炭を縮小し、原料炭重視を指向しております。しかし一般

○副議長(小平久雄君)
〔田畠金光君登壇〕
田畠金光君。

報 (号外)

官

主義発展の原動力を果たしてきた石炭産業は、この十年間に、いまや見る影もない姿に変わり果ててしましました。大量の閉山、そして構造的な危機に見舞われるたびに、政府は石炭鉱業審議会に諮問し、政策の改定を行なってきましたが、石炭産業はますます危機を深めるばかりであります。昭和四十一年七月の第三次答申は、「この安定対策をもつとしても、その存立が困難な企業は、いたづらに赤字経営を続けるという態度を捨て、その進退を決する必要がある。」と指摘しました。ところが、四十五年度をめどとする石炭産業安定策は、初年度から崩壊を始めたのであります。画期的といわれ、抜本策と呼ばれた第三次石炭産業安

費、物件費、輸送費など、コストプレッシャー要因を何年間吸収できるかにかかるております。四十四年度の新政策が大手、中小に及ぼす対策効果は、先ほどの答申によるとトン当たり約九百円と言わましたが、しかば、四十八年度以降も石炭産業が安定できるといふ理論的な根拠は何に求められておるのか、通産大臣の所見を承ります。

次に、今次答申は「今日のこの深刻な事態に至るまで企業が局面打開のため必らずしも全力をふりしぼつたとはいがたい」と指摘しておりますが、一産業に対する財政援助の厚さから見れば当然の警告であると思います。しかし反面、労使の企業再建への努力も決してなまやさしいものでない

次に私がお尋ねしたいことは、総合エネルギー政策のもとにおける石炭の位置づけの問題であります。第三次答申の段階までは、五千万トン程度の規模を維持するというのが政府の政策態度であります。しかし、このことは明示した。しかるに今回の答申には、このことは明示されておりません。言ひなれば、四十四年度から向こう五年間に四千三百億の財源をつけるから、このワク内で石炭はその始末をつけろというのが

千二百万トンにすぎません。しかも、輸入原料炭の仕入れ先は米国、カナダ、豪州など、いずれも先進国であり、労働力不足事情など、海外原料炭の先行き入手難と価格の値上がりは必至と見るべきでありますよう。そこで、わが国鉄鋼、石炭両業界の提携により海外原料炭を共同開発し、国内炭を含め、所要量の三〇%をわが国の支配下に置くことが必要であると思いますが、政府にこのようないな考え方があるかどうか、佐藤総理にお尋ねいたします。

ことに、わが国のエネルギー構造を見まするとき、石炭の比率は年々低下するに反比例し、石油の量はますます高まっています。しかも、輸

費、物件費、輸送費など、コストプッシュ要因を何年間吸収できるかにかかるております。四十四年度の新政策が大手、中小に及ぼす対策効果は、先ほどの答弁によるとトン当たり約九百円と言わされました。しかば、四十八年度以降も石灰産業が安定できるといふ理論的な根拠は何に求められておるのか、通産大臣の所見を承ります。

次に、今次答申は「今日のこの深刻な事態に至るまで企業が局面打開のため必らずしも全力をふりしぶつたとはいがたい」と指摘しておりますが、一産業に対する財政援助の厚さから見れば当然の警告であると思います。しかし反面、労使の企業再建への努力も決してなまやさしいものでない何年間自立できるかが石灰の実態であり、行くは価格政策に取り組まざるを得なくなると考えますが、価格政策について、通産大臣の見解を承ります。

次に私がお尋ねしたいことは、総合エネルギー政策のもとにおける石灰の位置づけの問題であります。

第三次答申の段階までは、五千万トン程度の規模を維持するというのが政府の政策態度であります。しかるに今回の答申には、このことは明示されておりません。言うなれば、四十四年度から向こう五年間に四千二百億の財源をつけるから、このワク内で石灰はその始末をつけろというのが

千二百万トンにすぎません。しかも、輸入原料炭の仕入れ先は米国、カナダ、豪州など、いずれも先進国であり、労働力不足事情など、海外原料炭の先行き入手難と価格の値上がりは必至と見るべきであります。そこで、わが国鉄鋼、石炭両業界の提携により海外原料炭を共同開発し、国内炭を含め、所要量の三〇%をわが国の支配下に置くことが必要であると思いますが、政府にこのようないな考え方があるかどうか、佐藤総理にお尋ねいたします。

ことに、わが国のエネルギー構造を見まするとき、石炭の比率は年々低下するに反比例し、石油の量はますます高まってまいります。しかも、輸

三六四

入石油のほとんどが中東からの輸入であり、万里の波濤を越えて輸入されておるという実情であります。御存じのように、イギリスは、国内事情から、一九七一年末までには、香港を除くスエズ以東から全駐留軍の引き揚げを明らかにいたしておられます。イギリス撤兵後のわが国原油輸入輸送経路であるペルシャ湾からインド洋、マラッカ海峡から東シナ海にわたる海路の安全確保は重大な問題であります。このような背景のもとで、わが国のエネルギー消費構造の現実を見るとき、現状のエネルギー消費構造の現実を見るとき、現状

のエネルギー供給安定の見地から、私は依然として必要であると考えますが、佐藤総理の御所見を承ります。(拍手)

程度の石炭を確保しておくことは、エネルギー供給安定の見地から、私は依然として必要であると考えますが、佐藤総理の御所見を承ります。

次に、私は、石炭産業の体制問題についてお尋ねします。

今次答申の過程で一番論議されたのが、いわゆる体制問題であったことは周知のことであります。

昨年二月打ち出された植村構想も体制の転換

をはからんとするものであります。政府部局の反対でつぶれたのであります。わが国と同じく私企業の原則に立つ西独も、この十年来、石炭問題については同じ悩みをかかえてきましたが、これが解決策として、昨年四月、石炭適応化法をくり、本年一月以降、ルール炭田二十九社の中で株式会社を発足させ、この持ち株会社のもとに七つのグループ会社をつくり、体制整備を行なって

存するというのが資金調達の方向であります。既存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

無理であるといたしましても、石炭産業の体制をどうするかが今後の大きな課題であります。総理も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理の体制問題に対する構想は何でありますか。國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

地のあり方と同じように白紙なのかどうか、この

点をお伺いいたします。

特に、今次答申では、石炭鉱業審議会の中に体

制部会を設け、合理化を達成するため鉱区の再

編ないし調整等を行なうことにしていますが、こ

の際大事なことは、体制部会を単なるおざなりの

勧告機関に終わらしめることではなく、行政委員

会的機能を付与し、鉱区の再編、統合等を積極か

つ果敢に行なうべきであると考えますが、政府に

その決意と勇気があるか、通産大臣に承ります。

(拍手)

次に、石炭金融についてお尋ねいたします。

今後、石炭の存続、安定の可否は、しょせん資

金調達が円滑にできるかどうかにかかるていま

す。今回の再建交付金の交付をもつてしても、な

おかつ石炭企業の残存債務は八百三十八億にのぼ

ります。そして、設備資金は開銀から合理化事

業團に乗りかえ、運転資金は市中銀行その他に依

存するというのが資金調達の方向であります。既

存の炭鉱債権について、元本は十五年償還とし、

手当は、一〇〇%政策措置により保証することが

あります。これを直ちにわが国に輸入することは

無理であるといたしましても、石炭産業の体制を

どうするかが今後の大きな課題であります。総理

も真剣に取り組むとお答えになりましたが、総理

の体制問題に対する構想は何でありますか。

國有化についてはどうお考えでありますか。

西独方式についてはどう考えるでありますか。

か。それともまた、沖縄施政権返還に伴う沖縄基

賦存することを確認し、昭和四十七年度上期から採掘すべく、すでに骨格坑道の展開、立坑開さく、入排気坑の着工など、すでに十五億余にのぼる設備投資を行なつておるのであります。そして昨年六月、施設案の認可を得ておるのであります。

ところで、最近、地上施設と地下採掘の調整を行うするかが問題化するに及びまして、県は、石炭を掘ることが障害になるということであれば、断然採掘をやめてもらわねばならぬと、強い決意をしばしば繰り返し、当該炭鉱は直ちに及ばず、地域社会に大きな反響と驚きを与えております。常磐

(号外)

官報

炭田の需要確保のため、政府は、石炭専焼の常磐共同火力はつとに建設されたのであります。そして昨年以降、容量二十五万キロワットの七号機が、来年秋の完成を目指し増設中であります。これが完成いたしますと、設備投資が三百五十億、出力七十二万キロワットアワー、年間の基準石炭消費量は二百五十万トンに達し、常磐炭田の需要はほぼ安定を見る見通しに立つております。しかも、二百五十万トンの消費量のうち二百万トンは、常磐炭鉱の出炭にまたねばならないのが実情であります。工業的発展をはかることは、県や市の政策目標としては当然のことであり、また大いに歓迎すべきことであります。しかし、ここに強調したいことは、工場の建設も誘致も、それはあくまでも既存企業の維持、発展と、そうして長い歴史の過程で地域経済繁栄の原動力をなしてきた石炭企業、産業との共生関係の上に立つてこそ、

を掘ること

が、

です。

以上をもつて、私の質問を終わることにいたしました。(拍手)

そこで、この際明白にしておきたいことは、一體、鉱業法上、府県知事は、物権、財産権である鉱業権を自由に裁量できるのであるかどうか、鉱業法上の府県知事の権限の範囲いかんを、特に大

平通産大臣から明確にしていただきます。

以上をもつて、私の質問は終わります。ですが、ここに一言、社会党案について触れておきたいと思います。

社会党案は、それなりの労作であることは、これを認めるものであります。しかし、わが国の政治風土、社会経済情勢下で国有化、公社化といつてはありますまい。このことは、社会党としても、これが実現をはかるとはしかく容易なことではありますまい。

こと

です。

す。

本当に住民福祉の向上や地域社会の発展に寄与できる工業化であると私は考えます。ことに常磐炭鉱は、常磐炭田唯一最大のビルト鉱であり、系列企業を入れますと、従業員、家族数は四万に達する大手企業であります。したがって、これが存亡は地域社会に至大の影響をもたらすことを銘記していただきたいたい。

そこで、この際明白にしておきたいことは、一體、鉱業法上、府県知事は、物権、財産権である鉱業権を自由に裁量できるのであるかどうか、鉱業法上の府県知事の権限の範囲いかんを、特に大

いことを含んでのただいまのお尋ねだと思います。もちろん、そういう目途が全くなくて対策が立てられるはずございません。言うまでもないことだと思います。審議会では、昭和四十八年度の出炭量を一応三千六百万トン程度と見込み、試算を行なつたのであります。ただ、石炭産業の再建が真に可能となるためには、石炭企業が、労使の協力のもとに、今回の対策で考えた助成のワク内でも最大限の事業再建への努力を払うことが何と立ても必要であります。その場合に、出炭量が三千六百万トンを上回ることはもちろんけれども、これで私ども歓迎するところであります。その場合に、出炭量がいつでも必要であります。その他の点につきましては、所管大臣からお答えいたしました。(拍手)

なお、鉱区の調整を強力に推進するためにいかなる方式をとるかというお尋ねであります。まことに、先ほど渡辺總裁君にお答えしたとおりでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

次に、体制問題についての基本的考え方につきましては、先ほど渡辺總裁君にお答えしたとおりでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

しき、及び内外の原料炭需給状況から見て、将来検討する必要があるものとの判断に立つて、開発の可能性等を含めた海外原料炭事情を調査することとし、すでにこの二月に豪州に調査団を派遣した次第であります。これらの調査の結果をもつて、さらに今後どのようにすべきか考えてまいりました。かように考えております。

内閣総理大臣佐藤榮作君登壇

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 田畠君にお答えいたします。

エネルギー革命の進行中に、今後の石炭のあり方、またその位置づけはどうするのかという第

一のお尋ねであります。大体、出炭量が明確でない

くて、こういうものに対する対策が立つか、こう

いうことを含んでのただいまのお尋ねだと思いま

す。もちろん、そういう目途が全くなくて対策が

立てられるはずございません。言うまでもないことだと思います。

審議会では、昭和四十八年度

の出炭量を一応三千六百万トン程度と見込み、試

算を行なつたのであります。ただ、石炭産業の再

建が真に可能となるためには、石炭企業が、労使

の協力のもとに、今回の対策で考えた助成のワク

なことでも、私ども歓迎するところであります。

その場合に、出炭量が

いつでも必要であります。その他の点につきま

しては、所管大臣からお答えいたしました。(拍手)

す。

「さいますが、これは今回の措置によりましても、なかなか石炭会社の経営は順調ではない、なかなか困難だと思います。今までのよろづや開銀の利付融資ではなかなかむずかしかろう。そこで、特に石炭鉱業合理化事業団から無利子の融資をいたしたい、かように考えまして、今後の融資を事業団を中心にして、こうい構想を打ち出したわけであります。企業によりまして、どうも採算がとれそうだといふものにありましては、開発銀行を使うということ、これはもちろんそのようと考えたい、そつあつてほしいといふふうに考えておるのであります。制度といつしましては、金融サイドからはかなり手厚い対策を講じておるわけでござりまするけれども、この対策を実行する上において、大蔵省としては、なおでござります。(拍手)

○國務大臣(原健三郎君) 田畠さんにお答え申し上げたいと存じます。

最初のお尋ねは、労働賃金が石炭鉱業ではだんだん安く、他の産業に比して少ない、これでは労働力確保にならないじゃないかと、こういう御質問でござります。その賃金の推移が昭和三十五年以降であるかといふ御質問でございます。労働省の毎月労働統計調査によりますと、石炭鉱業の賃金は、昭和三十五年以降年平均で九・五%上昇いたしております。一方、製造業の賃金の平均

上昇率は、同じ期間に織維工業が一・%、化学工業が一〇・一%、鉄鋼業が一〇・二%、電気機械器具製造業が一一・一%であり、全製造業では一・四%となつております。その結果、全製造業の賃金を一〇〇といたしますと、石炭鉱業の賃金は、昭和三十五年当時では一・七であつたものが、昭和四十三年度には一・三と、その差が著しく狭まつておる次第であります。全体の賃金としては、まあ依然として若干石炭労務者のほうがまさつておるのござりますが、その上昇率がだんだん非常に低下いたしていることは、いま申し上げたとおりであります。それで、今後の炭鉱労働者の賃金はいかにあるべきかという御質問でござりますが、政府も、いま全力をあげて石炭鉱業の抜本的な再建策を講じております。でありますから、石炭鉱業の再建の途上におきまして、頗るくは炭鉱労働者の賃金その他の労働条件がだんだんよくなつて、そして他の産業との格差がなくなるようだ、私どもは期待いたしておる次第でござります。

〔國務大臣原健三郎君登壇〕
○國務大臣(原健三郎君) 田畠さんにお答え申し上げたいと存じます。

最初のお尋ねは、労働賃金が石炭鉱業ではだんだん安く、他の産業に比して少ない、これでは労働力確保にならないじゃないかと、こういう御質問でござります。その賃金の推移が昭和三十五年以降であるかといふ御質問でございます。労働省の毎月労働統計調査によりますと、石炭鉱業の賃金は、企業自体で支払うべきものを、石炭鉱業の特殊事情にかんがみまして、今度は再建交付金を設け、新たに退職金とかその他の預かり金、未払い賃金等を、この中から七五%まで支払うといふことになつております。また、他の債務に優先し

業が一〇・一%、鉄鋼業が一〇・二%、電気機械器具製造業が一一・一%であり、全製造業では一〇・四%となつております。その結果、全製造業の賃金を一〇〇といたしますと、石炭鉱業の賃金は、昭和三十五年当時では一・七であつたものが、昭和四十三年度には一・三と、その差が著しく狭まつておる次第であります。全体の賃金としては、まあ依然として若干石炭労務者のほうがまさつておるのござりますが、その上昇率がだんだん非常に低下いたしていることは、いま申し上げたとおりであります。それで、今後の炭鉱労働者の賃金はいかにあるべきかという御質問でござりますが、政府も、いま全力をあげて石炭鉱業の抜本的な再建策を講じております。でありますから、石炭鉱業の再建の途上におきまして、頗るくは炭鉱労働者の賃金その他の労働条件がだんだんよくなつて、そして他の産業との格差がなくなるようだ、私どもは期待いたしておる次第でござります。

〔國務大臣大平正芳君登壇〕
○國務大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、石炭産業がこのような危機を招き、これまでの政策が不成功に終わった原因についての御質問でござりますが、これは、外務的な要因といたしましては、競合エネルギーの供給が年々ふえてまいりましたし、その価格も漸次低落してまいった事情と、内部的には、先ほどからもお話をありますように、賃金、生産性等の見通しが甘かつたという点に基因するものと考えております。

それから、四十八年度以降の見通しはどうかと申しますと、それは、労使の代表と学識経験者を連ねまして審議をさせた上、要すれば、政府が勧告をし、それをもって、労使の代表と学識経験者を連ねまして審議をさせた上、要すれば、政府が勧告をし、その効果を規制していくといふような運営をいたしますならば、成果は十分期待できると考えております。

それから最後に、常磐地区の問題でございまして、鉱区がすでに設定されてあるところへ工場の計画がございまして、相互の権利が競合する場合の法律関係でござりますが、これは原則的には民事上の問題でございまして、当事者間の話し合いによって解決をしていただくよりほか道がないと思います。

お尋ねの知事の権限でございますが、鉱業法上施を制限する権限は、鉱業法上知事にはございませんけれども、この政策のたてまえといたしましては、なるべく早く自立の状態に持つていいことを志向して政策を打ち立ててあるわけでござります。

それから、第三の問題として、価格政策についての御質問でございました。競合エネルギーは、御承知のように、だんだん低落の方向をたどつてきましたが、行政指導して、できるだけ一〇〇%支払いされることを期待いたしておる次第でござります。(拍手)

でこれを支払うというような新たな措置をとつておられます。まず、政府いたしましては、第一段階でござりますので、七五%ぐらいがせいぜいのところではなからうかと思います。残余のことは、さいせんも申し上げましたが、労働省いたしましてもよく行政指導して、できるだけ一〇〇%支払いされることを期待いたしておる次第でござります。

この問題でございまして、現に、原料炭にいたしましたが、外國のものに比べまして割り高でございまして、政府から補給金を出しておるような状況でござります。したがいまして、政府が炭価を値上げするというようなことに乗り出すつもりはないでござります。

それから、体制部会といふものを行政委員会に申します。したがいまして、政府が炭価を値上げするというようなことに乗り出すつもりはないでござります。

それから、体制部会といふものを行政委員会に申します。したがいまして、政府が炭価を値上げする考えはないかということでござりますが、それが、これは、外務的な要因といたしましては、競合エネルギーの供給が年々ふえてまいりましたし、その価格も漸次低落してまいった事情と、内部的には、先ほどからもお話をありますように、賃金、生産性等の見通しが甘かつたという点に基因するものと考えております。

それから、四十八年度以降の見通しはどうかと申しますと、それは、労使の代表と学識経験者を連ねまして審議をさせた上、要すれば、政府が勧告をし、それをもって、労使の代表と学識経験者を連ねまして審議をさせた上、要すれば、政府が勧告をし、その効果を規制していくといふような運営をいたしますならば、成果は十分期待できると考えております。

それから最後に、常磐地区の問題でございまして、鉱区がすでに設定されてあるところへ工場の計画がございまして、相互の権利が競合する場合の法律関係でござりますが、これは原則的には民事上の問題でございまして、当事者間の話し合いによって解決をしていただくよりほか道がないと思います。

せん。(拍手)

〔多賀谷真穂君登壇〕

○多賀谷真穂君 田畠議員より、社会党は国有・公社法案を出しておるけれども、日本の政治的、社会的風土の関係からその成立は困難ではないか、社会党はこの際イデオロギーにとらわれる事なく、体制問題について各党の話し合いに応ずる用意があるか、こういう質問でございます。私どもは、提案趣旨説明で申しましたように、イデオロギーにとらわれて出しておるのではありません。石炭鉱業の産業としての固有の特性から、また、現在における石炭鉱業の実情から提案をした次第です。

すなわち、問題の第一点は、近代化といふけれども、鉱区の統合なくして近代化是不可能であるという点。第二は、流通機構の問題がそのままになつておるという点。第三は、労働力の確保が個別企業ではたしてできるかといふ点。あるいは第四は、膨大な債務あるいは残存鉱害の処理が私企業で一体できますか。これらの問題を総合的に解決するには、やはりその方式として、私どもは国有企业化以外にはない、こういう点で提案をしておるのでございます。政府案は、すでに提出されましたけれども、それは企業として存続をするか、産業として残すかという問題について、むしろ企業として存続をさす、こういう方向に一步踏み出でられる。でありますから、石炭会社は、名前は石炭会社でござりますけれども、おそ

らく今後は他の部門が進出をして、そして名前は石炭会社であるけれども、実体は、石炭は縮小の一途をたどるのではないか、かように実は心配をしておるわけであります。

そこで、各党がおのの今後の石炭政策について再建案を出していただきますならば、私どもは十分検討をして対処していきたい、かように考えております。しかし、いまの段階では、私どもは国有・公社以外にはないと、かように確信をしておるわけであります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) これにて質疑は終了いたしました。

勢の推移に即応して、地方財政におきましても、

国と同一の基調により行政経費の重点化と効率化を推進し、節度ある行財政運営を行なう必要があります。

昭和四十四年度の地方財政計画は、このような考え方で策定いたしましたが、その策定の重点を、次の四点に置いておられます。

第一は、地方税負担の軽減合理化をはかること。

第二は、最近における社会経済情勢の進展に対処し、それぞれの地域の特性に応じて、町づくり及び地域づくりの事業を計画的に実施すること。

第三は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかること。

第四は、財政運営の効率化を進めることとに、財政秩序を確立し、地方財政の健全化を推進することです。

以上の方針のもとに、昭和四十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は六兆六千三百九十七億円となり、その前年度に対する増加は一兆三百四十六億円、すなわち一八・五%となるのであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の算定方法の改正であります。

○國務大臣(野田武夫君) 昭和四十四年度の地方財政計画の概要、及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

普通交付税の算定に用いる基準財政需要額について、経常経費と投資的経費の区分を明確化し、特

(号) 外

報

官

○副議長(小平久雄君) この際、昭和四十四年度地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣野田武夫君。

〔國務大臣野田武夫君登壇〕

○副議長(小平久雄君) この際、昭和四十四年度地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方交付税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣野田武夫君。

以上が昭和四十四年度の地方財政計画の概要及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。山本弥之助君。

○國務大臣(野田武夫君) 昭和四十四年度の地方財政計画について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の算定方法の改正であります。

○副議長(小平久雄君) ただいまの地方財政計画についての発言及び趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。山本弥之助君。

〔山本弥之助君登壇〕

○山本弥之助君 私は、日本社会党を代表し、た

だいま趣旨説明のありました昭和四十四年度地方財政計画と地方交付税法の一部を改正する法律案につき、若干の質問をいたしたいと思います。

昭和四十四年度地方財政計画の評価につきましては、激動しつつある三千有余の方自治体のそれぞれの持つ苦惱と住民の不満にこの計画がどうこたえているかでございます。

昭和四十四年度の国の予算の審議にあたりまして、わが日本社会党は、昭和四十四年度予算は、従来以上に大企業と資産所得者を優遇して、資本の集中蓄積を推進する一方、消費者物価の上昇、格差と不公平の拡大、交通事故、公害の激化などにより、勤労国民の生活を圧迫する国民不在のインフレ予算であり、また、自衛隊の拡充、警察機動隊の増強など、七〇年に備える反動的な安保予算であるという認識に立ちまして、物価の抑制、生命と健康を守る施策の実現、住宅、生活環境の強化と交通難の打開、地方財政の充実、防衛費等の経費の削減等を柱といたしまして、予算の編成がえを要求したのでござります。このわが党の要求は、今日国民大衆の要求に基づくものでございます。これを無視いたしまして編成しております。ます国は予算と同一の基調により策定せられております限り、この地方財政計画は、方自治体の悩みを解消するものでないことは明白であり、むしろ、このワク組みによりまして、政府の方自治体支配を一そく強化したと、ます指摘せざるを得ないのでございます。(拍手)

地方財政、ことに地方交付税につきましては、食管制度、国鉄再建とともに、昭和四十四年度予算編成過程で最後まで難航したと聞いておりま

す。結局、昨年四百五十億円を國に貸すという誤りは本年度限りといふことであつたにもかかわらず、いろいろの経緯を経まして、来年度六百九十九億円を再び國に貸すという、地方自治を軽視した不当行為を重ねたのでござります。(拍手)これはす

で、昨年解決を見ておるべき地方交付税の性格、國のフィスカルポリシーとの関係、地方財政の現状認識につきまして、政府内に意見の不統一が持ち越され、地方財政の将来に大きな禍根を残すものでありますので、総理並びに自治、大蔵両大臣の御所見をお願いをいたします。

なお、本年一月六日の自治、大蔵両大臣の覚書きの一に「当分の間、相互に、地方交付税の率の変更を求めるることはしないこととする」とあります。昭和四十三及び四十四年度においてとられた特例措置を今後は避けるようにすることとし、別途地方交付税の年度間調整の措置を検討する」とあります。この「当分の間」とは、国、地方間の行政事務及び財源の再配分などの基本的問題の解決さ

れども、このままでは、その地域に住む居民のための生活基盤整備と住民サービスに重点を移すべきであります。来年度五割増し経費を配慮したといわれる市町村道の整備についてすら、道路の改良率において一・五%、舗装率で二%を引き上げるにすぎないでございます。下水道事業や清掃事業につきましても、また同様満足すべき状態でないでございます。

國の社会保障関係予算も、佐藤内閣成立以来、一般予算額に対する比率は低下し、その中心である医療保障は、公約の抜本的対策すら今日なお回避をいたしております。低所得層が大部分を占めておる市町村經營の国民健康保険は、住民税の平均を上回る一世帯二万円以上の保険税を徴収している町村も出ております。しかも、一般会計から

主的に調整を行なうことになるのか。自治、大蔵

ざいます。

さらに、直営診療所の医師、看護婦の確保に今ましでは、厚生省も十分御承知のはずでございまして、経済成長世界第二位を誇るわが国は、先進国中最も高い乳児死亡率でございまして、これが対策につきましては、乏しい財源から十割の医療給付を断行しておる市町村もあり、本年も記録を更新する勢いにある交通事故に対処するためには、

交通運営手当の支給や、さらに国に先行して児童手当の支給を行なう地方自治体までも出ているのが現状でございます。

これら地域住民に密接いたしまして苦心をいたしておる地方自治体の実例を申し上げれば際限がございませんが、最近、美濃部東京都知事が昨年十二月発表いたしました東京都中期計画は、社会福祉、保健を中心とした長期的計画といわれております。今後の地方自治体の生活基盤整備を中心とするあり方を示唆していると思うのでござります。政府は、各自治体がこの種の計画を積み重ねまして、その上に立って國、地方の財源を確保すべきであると思いますが、自治、厚生両大臣の御所見をお聞かせ願います。(拍手)

ことに、これら緊急措置すべき行政需要を無視いたしまして、また税外負担、補助事業の超過負担、超過課税等の解消、さらには住民税の課税最低限の引き上げを必要としておるときに、公共土地の先行取得は必要いたしましても、地方自治

自治体に配分後、それぞれの財政状況に応じ、自治体の繰り出しは、過疎地帯の町村の大きな負担でござります。昭和四十四年度地方財政計画についての演説及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する山本弥之助君の質疑

体を指定し、通達をもつて土地開発基金等の設置を指示し、地方交付税の中から六百億円をひもつき交付することは賛成できないのであります。地方交付税の本質に反しないのか、自治大臣の御所見を承りたいと思います。(拍手)

地方公営企業は市民生活と密接な関係にあるために、佐藤内閣成立以来、一七%の物価上昇下におきまして、その公共料金の決定にきめこまかな配慮を必要とし、経済成長のひすみと独立採算制といふきびしい制度の影響をまつこころから受けた、不良債務額もまた多額でございます。この四十二年度末の累積赤字は一千四百四十一億円に達し、不良債務額もまた多額でございます。この際、長期低利の融資、不良債の借りかえ、水道事業や地下鉄に対する国の助成、直接住民に關係する水道、交通事業等の独立採算制の排除等、英断的措置を必要としております。この要請にこたえるためには、公共企業金融公庫への大幅の出資の増額及び利子補給を、政府の責任において断行すべきであります。(拍手)わが党は、これに関連する法案を提案いたしておりますが、これが通過を期待いたしておるものでございます。

最近、地方自治体の中で、公営ギャンブルの必要から反省期に入ろうとして、その財源に腐心をしているときに、政府みずから長期にわたり公営ギャンブルを恒久化し、その売り上げ高の一%利引き下げに充てんとすることは、許すべきこと

ではないと存じます。(拍手)自治大臣の御所見をお尋ねいたします。
来年度におきまして、地方自治体に対し、行政機構の簡素化と定員管理の合理化の同調を財政的に強要しておるのでございますが、地方自治体は、過去における赤字解消と行政需要の急増に対処すべく、国に先行して絶えず行政機構の能率化に専念してまいります。國と同一基調に立って八千二百六十三名の定員削減を強要するのでありますならば、まず政府において各省の総割り行政の弊害を除去するとともに、多数の委任事務処理の権限委譲等行政改革の検討を促進すべきであります。ことに警察官の増員は、地方自治体の意向にかかわりなく、國の方針により法的に府県を拘束し、住民サービスに従事する地方公務員には定年制を法的に実施し、その労働過重を強要することは不當といわざるを得ないのでございます。(拍手)昨年、自治省第十二次地方制度調査会は、昨年八月「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変化に對処する行財政上の方策に関する中間答申」を作成したのであります。その結果はどうなつてゐるのでありますか。自治大臣及び行政管理官の御所見をお伺いいたします。

この機会に、国家公安委員長であられる荒木国務大臣にあわせてお聞きいたしたいと存じます。大学紛争及び七〇年安保に備えて、警察官五千人の増員中、三千五百人を治安対策要員に充てます。当然過ぎる結論でございます。そして地方行政財政からの措置に触れ、「府県制度、市町村のよう個人装備と機動力の強化をはかったので

ありますが、地方管区警察学校の治安警察教養の強化と相ましまして、都道府県警察は、いまや荒木國家公安委員長を頂点に治安警察の色彩を濃くしたのでございます。不法な暴力に対し警察が適切に対処すべきは当然でございますが、これではないと思われません。私は、一言にしていえば、犯罪が迷宮入りしている今日、各種犯罪の検査、激増する交通事故の指導取り締まり、複雑化しつつある青少年の不良化防止等、警察行政は多岐にわたるのでございますが、治安対策に重点を置くあまり、警察が、あらゆる機会に治安情報収集の強化となり、正常な労働運動や市民運動の取り締まり行き過ぎとなつて、その民主的運営を失つた、警察行政全体に欠陥を生ずるおそれはないかということでございます。

最後に政府にお聞きしたいことは、過密過疎現象に對処する経済政策でございます。
第十二次地方制度調査会は、昨年八月「最近における社会経済情勢の変化に伴う地方行政の変化に對処する行財政上の方策に関する中間答申」を作成したのであります。その結果はどうなつてゐるのでありますか。自治大臣及び行政管理官の御所見をお伺いいたします。

この機会に、国家公安委員長であられる荒木国務大臣にあわせてお聞きいたしたいと存じます。大学紛争及び七〇年安保に備えて、警察官五千人の増員中、三千五百人を治安対策要員に充てます。当然過ぎる結論でございます。そして地方行政財政からの措置に触れ、「府県制度、市町村

不可避である」としておるのであります。来年度地方財政計画におきましても、本年度に比較いたしまして六二%増の一一千三百七十億円を過密過疎対策費として見ておるのでございますが、これで十分であるとは自治省自身でもお考えになつてないと思います。地方行政機構いじりで解決できるとも思われません。私は、一言にしていえば、今日の企業奉仕の経済政策を、佐藤総理の常に口にせられる人間尊重の政策に切りかえる必要があるのではないかと思ひます。(拍手)企業の社会的、地域的責任を追求する政策が実行される必要を感じるのでございます。本日説明された石炭に関する法案も、政府提案とわが党提案との当不当は、いずれ審議の過程におきまして明らかとなるでございましょう。石炭に次いで、過疎地帯にある鉱山硫黄の斜陽化が起つております。資本の自由化と国際的産業再編成の動きは、企業設備の分散よりも、むしろ集中が行なわれようとしておるのでございます。専売公社や郵政省の地方現業部門等も、また民間企業にならい、経済効率化の要請のみを考え、一部地域を犠牲にする動きもあるようでございます。政府は前述の答申の要請に、この種答申の例文と簡単に片づけないで、どうこうなさうとするのか。総理、自治、通産両大臣の責任ある御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 私が申し上げるま

[内閣総理大臣佐藤榮作君登壇]

でもなく、地方財政は行政水準の向上をはかり、過密過疎対策に対処するための多くの財政需要をかかえており、地方財政の充実が強く望まれることとは御指摘のとおりであります。今回行なった地方交付税の特別措置は、四十四年度の地方財政の運営に影響を与えない方法により、地方交付税の年度間調整を行ない、かつ、国、地方を通ずる財政運営の円滑化をはかる見地からなされたものであり、このことによつて明年度の地方財政に支障を来たすことはないもの、かように考えております。

次に、過密過疎問題に関連して、政府の経済政策はむしろ企業の集中をはかつておるのしかりであります。しかし、政府といたしましても、大都市周辺の人口、産業の集中を抑制し、これを地方へ分散することが、国土の均衡ある発展のためぎわめて必要なことと考えております。このため、工業制限区域の設定を行なつたり、あるいは都市開発区域に対する税制、金融上の優遇措置を講ずるなどの各種の施策を進めておりますが、率直に申しまして、過密過疎の解消という観点からは、残念ながら、現状では必ずしも十分な成果をあげるに至つておりません。問題が問題だけに、簡単に過密過疎問題が解消するものとも考えませんが、今後とも、以上の基本的方向での努力を一そく積み重ねてまいりたい、かように考えております。決意のほどを披瀝いたします。(拍手)

〔國務大臣福田赳夫君登壇〕

○國務大臣(福田赳夫君) 私には、四十四年度予算におきまして六百九十億円を減らした、交付税は、国税三税、つまり、景気非常に敏感に運動して動くところの三税の収入、それに三二という定率をかけるといふところは決して取り上げておるわけではございません。昭和四十五年度以降において、交付税の通常の計算の上に乗つけてお返しをする、かよくなこと地方はどうでもいいんだとか、あるいは地方財政に考えておるのあります。國の財政がよければだけがよければ國のほうはどうでもいい、そういうものではないと思うのであります。國も地方も両面相まって、わが國政の運営に当たつては、うこの現実の姿に即してのを考えなければならぬ。現に、過去におきまして、地方財政は昭和二十九年、三十年と非常に苦しい立場になつた。昭和四十年においても同じような苦しい立場に立つたわけです。そのときは、國が全力をあげてその財政を援助したわけです。昭和四十四年度の地方財政の状況を見ますと、その当時と比べますと全く予想も及ばなかつたような改善を示しておるわけでありまして、國と地方との財政を両全せんとするその間の調整をとろうとする、地方交付税の交付額を四十三年度に比べまして三一%もふえるという激増の状態で、これを二五%増ぐらいにとどめる、六百九十億円を差し控えていただけがよければ國のほうはどうでもいい、そういうものではないと思うのであります。

○國務大臣(野田武夫君) 六百九十億円の措置につきまして、ただいま總理大臣並びに大蔵大臣から御説明申しましたから御了解を得たと思います。主力をなす財源は、税とこの交付税でございますけれども、この交付税は、国税三税、つまり、景気に非常に敏感に運動して動くところの三税の収入、それに三二といふ定率をかけるといふところから出てくる額による仕組みでございます。あります。四十四年度の地方財政計画には何ら影響がござりまするから、去年は一二四%ふえた、ことしは一二三%もふえた、こういうことになりますが、やはり節度ある地方財政の運営ということを考えますと、年度間の調整をはかる必要がある、かように考えておきます。自治大臣との間におきましては、さような趣旨におきまして、昭和四十四年度予算では六百九十億円を交付すべき交付税額の計算から落とす、しかし、それは四十五年度以降においてつけ加えてお返しをする、それから、当分交付税率はこれを動かさない、また、地方財政における年度間調整の問題につきまして検討いたしました。こういう約束をし、覚え書きをつくつておるのでござりまするが、その「当分の間」とはどういうことかというお話をござりまするが、これを中央と地方との間に行政事務の再配分が行なわれるとか、あるいは財源について根本的な再配分が行なわれるまでの間、さような意味であります。(拍手)

○國務大臣(野田武夫君) 六百九十億円の措置につきまして、ただいま總理大臣並びに大蔵大臣から御説明申したとおりでございます。同時に、年度間調整におきまして、山本さんが御指摘になりましたとおり、自治省といつしましては、あくまでも自主的にいわゆる年度間調整をするということに考えております。

次に、地方財政計画の産業基盤の整備と生活基準の問題でございますが、昭和四十一年度の地方財政計画の策定にあたりましては、住民生活に密接な市町村道、また下水道、清掃施設の整備、教育施設、交通安全対策等を積極的に進めることにしておりますので、いわゆるこの考え方は、生活基盤の整備を決して軽視しておるものではございません。

次に、土地開発基金の問題でございますが、公用地の確保が地方の財政、また、いわゆる特に行政施設の整備を進めていく上におきまして重要な問題であるということはもう御存じのとおりでございまして、その意味におきまして、基金の財源の一部に充てるために、地方交付税法の改正にあたり、新たに単位費用を設けて措置したのであります。しかし、基金の設置についての指導というものは、地方の行財政運営に対する一般的な指導でありまして、普通交付税の使途につきましては、条件をつけたり、また制限を加えるようなことは一切考えておりません。

地方公営企業の財政問題の御指摘でございまして、全く、今日地方公営企業の財政といふものはきわめて困難をいたしております。したがつて、この確立について努力を重ねておるのでございますが、現在の、このお話を出ました公営企業における収益といふものを地方道、下水道、住宅、清掃施設などの都市的施設のほかに、社会福祉施設、教育施設など広く住民大衆の要望する施

設の整備に充てております。公営企業につきましては、その社会、経済に及ぼす影響も広いのでございまして、いろいろのむずかしい問題を含んでおりますので、特に、自治省としてこれを奨励するといふことではなくて、地方団体の自主的な決定にまかしてまいりたいと考えております。

終わりに、自治省で行なった、つまり行政改革の案はどうなったかということでございますが、御承知のとおり、先般自治省におきましてはアンケートを出しまして、地方公共団体における行政改革の意見を聽取いたしました。この意見は、目下行行政改革本部に出しておきまして検討中でございますが、なかなかまだ結論を得ておりません。

しかし、今後とも、この行政改革の実現に向かいましては積極的に取り上げていきたいという考えでござります。(拍手)

【國務大臣齋藤昇君登壇】

○國務大臣(齋藤昇君) 産業、経済、發展、国民所得の増加、生活水準の向上に伴いまして、社会保障費、社会福祉費の増加は必然でございます。ところが、地方を通じて必然的に増加を要求されるわけでござります。ところが、地方におきましては、これらの財政需要と財政能力とが必ずしも平衡いたしません、したがいまして、交付税等の配分にあたりましては、できるだけ新しい社会福祉、社会保障費の増加を、その配分にあつて財政需要として適当に見込んでらうように、自治省とも話をおいたしておきます。

第一点は、地方財政計画に関連をして、公団体の人員削減、そういう関連からいたしまして、国の行政の縦割りは一体どうだ、国の立場の行政改革をやらねばならぬじゃないかといふうな位置を講じながら善処してまいりたい、かように思つておる次第でござります。(拍手)

【國務大臣大平正芳君登壇】

○國務大臣(大平正芳君) 工場の地方分散についてのお尋ねございましたが、御指摘のように、これまでの工場は過密地帯、とりわけ、東海道メガロポリス地帯へ集中しておりましたことは御指摘のとおりでございます。しかしながら、最近になりましたは、地価の関係、労働力の関係、公害問題等から申しまして、工場の都市集中は限界にきておるようござります。一方におきまして、税制上の问题是金融上その他の優遇措置、さらには地方の誘致に対する熱心な要請が結果いたしまして、ようやく地方分散の傾向が顕著に見えておりますことは喜ぶべき傾向であると思います。私どもは、すでに三千四百の地区を指定いたしまして、工場立地条件について綿密に検討をいたしておることは御案内のとおりでございますが、

また、財政に余裕のある地方におきましては、あるいは児童手当でありますとか、交通費児に対する対策でありますとか、おあげになりましたような施策が講じられてあるのをございますが、

【國務大臣荒木萬壽夫君登壇】

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 山本さんにお答え申し上げます。

第一点は、地方財政計画に関連をして、公団体の人員削減、そういう関連からいたしまして、国の行政の縦割りは一体どうだ、国の立場の行政改革をやらねばならぬじゃないかといふうな立場からのお尋ねであつたと存じます。縦割り行政の弊害につきましては、しばしば指摘されておりるところでございますが、これにつきましては、総合調整機能の強化をはかり、その弱点を補うべきものと考えております。また、人員削減に對応して事務の簡素化をはかるべきであるとのお説には全く同感であります。目下種々検討いたしておりますところでございます。たとえば、御指摘の許認可事項の整理につきましては、第一次行政改革計画におきまして千三百八十三件について廃止、統合その他の合理化を行なうこととしております。また、許認可の新設につきましても、極力これを抑制する措置について具体的に検討を加えてまいっております。今後とも、中央、地方を通ずる事務運営の改善につきましては引き続き検討を続け、努力してまいる所存でございます。

なお、自治省のアンケートに対する対策はどうしておるかという御趣旨のお尋ねであつたと思ひ

官 報 (号 外)

外務委員	西岡 武夫君	加藤 六月君
	橋口 隆君	
	世耕 政隆君	
大蔵委員	毛利 松平君	
	水田 三喜男君	小濱 新次君
	西岡 武夫君	坂本 三十次君
文教委員	中曾根 康弘君	椎名 悅二郎君
	社会労働委員	河野 洋平君
	八百板 正君	竹下 登君
農林水産委員	島本 虎二君	
	篠田 弘作君	田澤 吉郎君
運輸委員	中川 一郎君	
	石田 博英君	衆議院議長 石井 光次郎殿
通信委員	島本 虎二君	(議案提出)
	栗林 三郎君	建設委員長 始閑 伊平
予算委員	川崎 寛治君	
	栗林 三郎君	第一二号)
決算委員	川崎 寛治君	第二二号)
	栗林 三郎君	建設委員会 付託
	川崎 寛治君	(議案送付)
	中川 一郎君	
	田澤 吉郎君	一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
	竹下 登君	一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
	水田 三喜男君	一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
	篠田 弘作君	一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
	中曾根 康弘君	一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。
	石田 博英君	一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

（公聴会開会承認）

西岡 武夫君

橋口 隆君

世耕 政隆君

毛利 松平君

水田 三喜男君

西岡 武夫君

中曾根 康弘君

椎名 悅二郎君

河野 洋平君

竹下 登君

田澤 吉郎君

島本 虎二君

篠田 弘作君

中川 一郎君

石田 博英君

栗林 三郎君

川崎 寛治君

栗林 三郎君

川崎 寛治君

中川 一郎君

田澤 吉郎君

竹下 登君

水田 三喜男君

篠田 弘作君

中曾根 康弘君

石田 博英君

菅波 茂君

（公聴会開会承認）

西岡 武夫君

橋口 隆君

世耕 政隆君

毛利 松平君

水田 三喜男君

西岡 武夫君

中曾根 康弘君

椎名 悅二郎君

河野 洋平君

竹下 登君

田澤 吉郎君

島本 虎二君

篠田 弘作君

中川 一郎君

石田 博英君

栗林 三郎君

川崎 寛治君

栗林 三郎君

川崎 寛治君

中川 一郎君

田澤 吉郎君

竹下 登君

水田 三喜男君

篠田 弘作君

中曾根 康弘君

石田 博英君

菅波 茂君

た次の議案を受領した。

都市再開発法案
(議案付託)

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国税審判法案(横山利秋君外十二名提出、衆法第四号)

国税通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)

以上二件 大蔵委員会 付託

宇宙開発事業団法案(内閣提出第一八号)

科学技術振興対策特別委員会 付託

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第七五号)(予)

地方行政委員会 付託

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

住宅基本法案(小川新一郎君外二名提出、衆法第一二号)

建設委員会 付託

一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

奄美群島振興特別措置法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国税審判法案(横山利秋君外十二名提出)

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

住宅基本法案(小川新一郎君外二名提出)

出案を参議院に送付した。

衆議院会議録第十三号中正誤

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

衆議院会議録第十四号中正誤

一、去る十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

第明治三十五年三月三十日
種類便物認可

昭和十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一)

三七六

官報号外 昭和四十四年三月十八日

○第六十一回 衆議院会議録 第十五号(二)

〔本号〕(参照)

所得稅法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十四年二月四日

内閣総理大臣 佐藤 築作

所得稅法の一部を改正する法律

所得稅法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十二号中「二十五万円」を「二十六万円」に改める。

第九条第一項第十八号中「及び」を「ノーベル基金からノーベル賞として交付される金品並びに」に

改め、「外国、国際機関、国際団体」を削り、「金品」の下に「及び外国、国際機関、国際団体又は大臣の指定する外国の団体若しくは基金から交付されるこれらの年金又は金品に類する金品」を加え、「給与」を「これらの金品のうち給与」に改める。

第二十八条第三項第二号中「未満」を「以下」に、「十分の一」を「十分の一・五」に改め、同項第三号中「以上」を「をこえ二百十万円以下」に、「二十八万円」を「二十九万円と当該収入金額から百十万円を控除した金額の十分の一・五に相当する金額との合計額」に改め、同項に次の二号を加える。

四 前項に規定する収入金額が二百十万円をこえ三百十万円未満である場合 三十四万円と当該収入金額から二百十万円を控除した金額の十分の一・一五に相当する金額との合計額

五 前項に規定する収入金額が三百十万円以上である場合 三十六万五千円

第三十二条第二項及び第三十三条第三項第二号中「三年以内」を「五年以内」に改める。

第七十九条第一項及び第二項中「八万円」を「九万円」に、「十二万円」を「十三万円」に改める。

第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十二条第一項中「八万円」を「九万円」に改める。

第八十三条第一項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第八十四条第一項中「八万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「十万円」を「十一万円」に改める。

第八十六条第一項中「十六万円」を「十七万円」に改める。

第八十九条第一項の表を次のように改める。

官 報 (号 外)

三十万円以下の金額	百分の十
三十万円をこえ六十万円以下の金額	百分の十四
六十万円をこえ百万円以下の金額	百分の十八
百万円をこえ百五十万円以下の金額	百分の二十二
百五十万円をこえ二百万円以下の金額	百分の二十六
二百五十万円をこえ二百五十万円以下の金額	百分の三十
二百五十万円をこえ三百万円以下の金額	百分の三十四
三百万円をこえ四百万円以下の金額	百分の三十八
四百万円をこえ五百萬円以下の金額	百分の四十二
五百萬円をこえ七百万円以下の金額	百分の四十六
七百万円をこえ一千萬円以下の金額	百分の五十五
一千萬円をこえ二千萬円以下の金額	百分の六十五
二千萬円をこえ三千萬円以下の金額	百分の七十一
三千萬円をこえ四千五百万円以下の金額	百分の七十五
四千五百万円をこえ六千五百万円以下の金額	百分の七十九
六千五百万円をこえる金額	百分の七十五
五百条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する	同項第三号中「支払つた」の下に「第七十五条第一
条第四項中「一万五千円」を「二万円」に改める。	項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企
第五百二十二条第一項第一号ロ中「社会保険料控	業共済掛金の額、」を加え、同条第二項中「規定す
除の額」の下に「小規模企業共済掛金控除の額」	る」の下に「小規模企業共済掛金の額、」を加える。
を加える。	第二百四条第一項第一号中「税理士」の下に「社
会保険料」の下に「小規模企業共済掛金」を加え、	会保險労務士」を加える。
五百九十九条第二号ロ中「並びに」の下に「第七十	附則第二百四条第三項中「その年最初(昭和四十
一年分の所得税については、同年四月一日以後最	初)に支払を受けるべき日の前日の現況において政
十四万円」を「政令で定める日の現況において政令	で定める金額」に改める。
を加える。	別表第一から別表第八まで(同表の附表を除く)を次のように改める。

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)

別表第二 所得税の簡易税率表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
		以上	未満		以上	未満	
1,000円未満	0%	40,000	41,000	4,000	97,000	99,000	9,700
1,000	2,000	100	41,000	42,000	4,100	99,000	101,000
2,000	3,000	200	42,000	43,000	4,200	101,000	103,000
3,000	4,000	300	43,000	44,000	4,300	103,000	105,000
4,000	5,000	400	44,000	45,000	4,400	105,000	107,000
5,000	6,000	500	45,000	46,000	4,500	107,000	109,000
6,000	7,000	600	46,000	47,000	4,600	109,000	111,000
7,000	8,000	700	47,000	48,000	4,700	111,000	113,000
8,000	9,000	800	48,000	49,000	4,800	113,000	115,000
9,000	10,000	900	49,000	50,000	4,900	115,000	117,000
10,000	11,000	1,000	50,000	51,000	5,000	117,000	119,000
11,000	12,000	1,100	51,000	52,000	5,100	119,000	121,000
12,000	13,000	1,200	52,000	53,000	5,200	121,000	123,000
13,000	14,000	1,300	53,000	54,000	5,300	123,000	125,000
14,000	15,000	1,400	54,000	55,000	5,400	125,000	127,000
15,000	16,000	1,500	55,000	56,000	5,500	127,000	129,000
16,000	17,000	1,600	56,000	57,000	5,600	129,000	131,000
17,000	18,000	1,700	57,000	58,000	5,700	131,000	133,000
18,000	19,000	1,800	58,000	59,000	5,800	133,000	135,000
19,000	20,000	1,900	59,000	60,000	5,900	135,000	137,000
20,000	21,000	2,000	60,000	61,000	6,000	137,000	139,000
21,000	22,000	2,100	61,000	62,000	6,100	139,000	141,000
22,000	23,000	2,200	62,000	63,000	6,200	141,000	143,000
23,000	24,000	2,300	63,000	65,000	6,300	143,000	145,000
24,000	25,000	2,400	65,000	67,000	6,500	145,000	147,000
25,000	26,000	2,500	67,000	69,000	6,700	147,000	149,000
26,000	27,000	2,600	69,000	71,000	6,900	149,000	151,000
27,000	28,000	2,700	71,000	73,000	7,100	151,000	153,000
28,000	29,000	2,800	73,000	75,000	7,300	153,000	155,000
29,000	30,000	2,900	75,000	77,000	7,500	155,000	157,000
30,000	31,000	3,000	77,000	79,000	7,700	157,000	159,000
31,000	32,000	3,100	79,000	81,000	7,900	159,000	161,000
32,000	33,000	3,200	81,000	83,000	8,100	161,000	163,000
33,000	34,000	3,300	83,000	85,000	8,300	163,000	165,000
34,000	35,000	3,400	85,000	87,000	8,500	165,000	167,000
35,000	36,000	3,500	87,000	89,000	8,700	167,000	169,000
36,000	37,000	3,600	89,000	91,000	8,900	169,000	171,000
37,000	38,000	3,700	91,000	93,000	9,100	171,000	173,000
38,000	39,000	3,800	93,000	95,000	9,300	173,000	175,000
39,000	40,000	3,900	95,000	97,000	9,500	175,000	177,000

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
			以上	未満			以上	未満		
177,000	179,000	17,700	%	288,000	291,000	28,800	%	414,000	418,000	45,900
179,000	181,000	17,900	10	291,000	294,000	29,100	10	418,000	422,000	46,500
181,000	183,000	18,100	10	294,000	297,000	29,400	10	422,000	426,000	47,000
183,000	185,000	18,300	10	297,000	300,000	29,700	10	426,000	430,000	47,600
185,000	187,000	18,500	10	300,000	303,000	30,000	10	430,000	434,000	48,200
187,000	189,000	18,700	10	303,000	306,000	30,400	10	434,000	438,000	48,700
189,000	191,000	18,900	10	306,000	309,000	30,800	10	438,000	442,000	49,300
191,000	193,000	19,100	10	309,000	312,000	31,200	10	442,000	446,000	49,800
193,000	195,000	19,300	10	312,000	315,000	31,600	10	446,000	450,000	50,400
195,000	198,000	19,500	10	315,000	318,000	32,100	10	450,000	454,000	51,000
198,000	201,000	19,800	10	318,000	321,000	32,500	10	454,000	458,000	51,500
201,000	204,000	20,100	10	321,000	324,000	32,900	10	458,000	462,000	52,100
204,000	207,000	20,400	10	324,000	327,000	33,300	10	462,000	466,000	52,600
207,000	210,000	20,700	10	327,000	330,000	33,700	10	466,000	470,000	53,200
210,000	213,000	21,000	10	330,000	333,000	34,200	10	470,000	474,000	53,800
213,000	216,000	21,300	10	333,000	336,000	34,600	10	474,000	478,000	54,300
216,000	219,000	21,600	10	336,000	339,000	35,000	10	478,000	482,000	54,900
219,000	222,000	21,900	10	339,000	342,000	35,400	10	482,000	486,000	55,400
222,000	225,000	22,200	10	342,000	345,000	35,800	10	486,000	490,000	56,000
225,000	228,000	22,500	10	345,000	348,000	36,300	10	490,000	494,000	56,600
228,000	231,000	22,800	10	348,000	351,000	36,700	10	494,000	498,000	57,100
231,000	234,000	23,100	10	351,000	354,000	37,100	10	498,000	502,000	57,700
234,000	237,000	23,400	10	354,000	357,000	37,500	10	502,000	506,000	58,200
237,000	240,000	23,700	10	357,000	360,000	37,900	10	506,000	510,000	58,800
240,000	243,000	24,000	10	360,000	363,000	38,400	10	510,000	514,000	59,400
243,000	246,000	24,300	10	363,000	366,000	38,800	10	514,000	518,000	59,900
246,000	249,000	24,600	10	366,000	369,000	39,200	10	518,000	522,000	60,500
249,000	252,000	24,900	10	369,000	372,000	39,600	10	522,000	526,000	61,000
252,000	255,000	25,200	10	372,000	375,000	40,000	10	526,000	530,000	61,600
255,000	258,000	25,500	10	375,000	378,000	40,500	10	530,000	534,000	62,200
258,000	261,000	25,800	10	378,000	381,000	40,900	10	534,000	538,000	62,700
261,000	264,000	26,100	10	381,000	384,000	41,300	10	538,000	542,000	63,300
264,000	267,000	26,400	10	384,000	387,000	41,700	10	542,000	546,000	63,800
267,000	270,000	26,700	10	387,000	390,000	42,100	10	546,000	550,000	64,400
270,000	273,000	27,000	10	390,000	394,000	42,600	10	550,000	554,000	65,000
273,000	276,000	27,300	10	394,000	398,000	43,100	10	554,000	558,000	65,500
276,000	279,000	27,600	10	398,000	402,000	43,700	10	558,000	562,000	66,100
279,000	282,000	27,900	10	402,000	406,000	44,200	10	562,000	566,000	66,600
282,000	285,000	28,200	10	406,000	410,000	44,800	11	566,000	570,000	67,200
285,000	288,000	28,500	10	410,000	414,000	45,400	11	570,000	574,000	67,800

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)		税額(2)に対する割合			
以上	未満		以上	未満		以上	未満				
円 574,000	円 578,000	円 68,300	% 11	円 705,000	円 710,000	円 90,900	% 12	円 855,000	円 860,000	円 117,900	% 13
578,000	582,000	68,900	11	710,000	715,000	91,800	12	860,000	865,000	118,800	13
582,000	586,000	69,400	11	715,000	720,000	92,700	12	865,000	870,000	119,700	13
586,000	590,000	70,000	11	720,000	725,000	93,600	13	870,000	875,000	120,600	13
590,000	594,000	70,600	11	725,000	730,000	94,500	13	875,000	880,000	121,500	13
594,000	598,000	71,100	11	730,000	735,000	95,400	13	880,000	885,000	122,400	13
598,000	602,000	71,700	11	735,000	740,000	96,300	13	885,000	890,000	123,300	13
602,000	606,000	72,300	12	740,000	745,000	97,200	13	890,000	895,000	124,200	13
606,000	610,000	73,000	12	745,000	750,000	98,100	13	895,000	900,000	125,100	13
610,000	614,000	73,800	12	750,000	755,000	99,000	13	900,000	905,000	126,000	14
614,000	618,000	74,500	12	755,000	760,000	99,900	13	905,000	910,000	126,900	14
618,000	622,000	75,200	12	760,000	765,000	100,800	13	910,000	915,000	127,800	14
622,000	626,000	75,900	12	765,000	770,000	101,700	13	915,000	920,000	128,700	14
626,000	630,000	76,600	12	770,000	775,000	102,600	13	920,000	925,000	129,600	14
630,000	634,000	77,400	12	775,000	780,000	103,500	13	925,000	930,000	130,500	14
634,000	638,000	78,100	12	780,000	785,000	104,400	13	930,000	935,000	131,400	14
638,000	642,000	78,800	12	785,000	790,000	105,300	13	935,000	940,000	132,300	14
642,000	646,000	79,500	12	790,000	795,000	106,200	13	940,000	945,000	133,200	14
646,000	650,000	80,200	12	795,000	800,000	107,100	13	945,000	950,000	134,100	14
650,000	655,000	81,000	12	800,000	805,000	108,000	13	950,000	955,000	135,000	14
655,000	660,000	81,900	12	805,000	810,000	108,900	13	955,000	960,000	135,900	14
660,000	665,000	82,800	12	810,000	815,000	109,800	13	960,000	965,000	136,800	14
665,000	670,000	83,700	12	815,000	820,000	110,700	13	965,000	970,000	137,700	14
670,000	675,000	84,600	12	820,000	825,000	111,600	13	970,000	975,000	138,600	14
675,000	680,000	85,500	12	825,000	830,000	112,500	13	975,000	980,000	139,500	14
680,000	685,000	86,400	12	830,000	835,000	113,400	13	980,000	985,000	140,400	14
685,000	690,000	87,300	12	835,000	840,000	114,300	13	985,000	990,000	141,300	14
690,000	695,000	88,200	12	840,000	845,000	115,200	13	990,000	995,000	142,200	14
695,000	700,000	89,100	12	845,000	850,000	116,100	13	995,000	1,000,000	143,100	14
700,000	705,000	90,000	12	850,000	855,000	117,000	13	1,000,000	1,000,000	144,000	14

(注) この表において「調整所得金額」とは、第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

(1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(2)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

(2) 第九十一条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(1)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(2)の(1)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

別表第三 山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額			税 額	課税山林所得金額			税 額	課税山林所得金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満			以 上	未 満		
1,000	円未満	円	0	40,000	41,000	円	4,000	97,000	99,000	円	9,700
1,000	2,000	100	100	41,000	42,000	円	4,100	99,000	101,000	円	9,900
2,000	3,000	200	200	42,000	43,000	円	4,200	101,000	103,000	円	10,100
3,000	4,000	300	300	43,000	44,000	円	4,300	103,000	105,000	円	10,300
4,000	5,000	400	400	44,000	45,000	円	4,400	105,000	107,000	円	10,500
5,000	6,000	500	45,000	46,000	4,500	107,000	109,000	111,000	113,000	115,000	10,700
6,000	7,000	600	46,000	47,000	4,600	109,000	111,000	113,000	115,000	117,000	10,900
7,000	8,000	700	47,000	48,000	4,700	111,000	113,000	115,000	117,000	119,000	11,100
8,000	9,000	800	48,000	49,000	4,800	113,000	115,000	117,000	119,000	121,000	11,300
9,000	10,000	900	49,000	50,000	4,900	115,000	117,000	119,000	121,000	123,000	11,500
10,000	11,000	1,000	50,000	51,000	5,000	117,000	119,000	121,000	123,000	125,000	11,700
11,000	12,000	1,100	51,000	52,000	5,100	119,000	121,000	123,000	125,000	127,000	11,900
12,000	13,000	1,200	52,000	53,000	5,200	121,000	123,000	125,000	127,000	129,000	12,100
13,000	14,000	1,300	53,000	54,000	5,300	123,000	125,000	127,000	129,000	131,000	12,300
14,000	15,000	1,400	54,000	55,000	5,400	125,000	127,000	129,000	131,000	133,000	12,500
15,000	16,000	1,500	55,000	56,000	5,500	127,000	129,000	131,000	133,000	135,000	12,700
16,000	17,000	1,600	56,000	57,000	5,600	129,000	131,000	133,000	135,000	137,000	12,900
17,000	18,000	1,700	57,000	58,000	5,700	131,000	133,000	135,000	137,000	139,000	13,100
18,000	19,000	1,800	58,000	59,000	5,800	133,000	135,000	137,000	139,000	141,000	13,300
19,000	20,000	1,900	59,000	60,000	5,900	135,000	137,000	139,000	141,000	143,000	13,500
20,000	21,000	2,000	60,000	61,000	6,000	137,000	139,000	141,000	143,000	145,000	13,700
21,000	22,000	2,100	61,000	62,000	6,100	139,000	141,000	143,000	145,000	147,000	13,900
22,000	23,000	2,200	62,000	63,000	6,200	141,000	143,000	145,000	147,000	149,000	14,100
23,000	24,000	2,300	63,000	65,000	6,300	143,000	145,000	147,000	149,000	151,000	14,300
24,000	25,000	2,400	65,000	67,000	6,500	145,000	147,000	149,000	151,000	153,000	14,500
25,000	26,000	2,500	67,000	69,000	6,700	147,000	149,000	151,000	153,000	155,000	14,700
26,000	27,000	2,600	69,000	71,000	6,900	149,000	151,000	153,000	155,000	157,000	14,900
27,000	28,000	2,700	71,000	73,000	7,100	151,000	153,000	155,000	157,000	159,000	15,100
28,000	29,000	2,800	73,000	75,000	7,300	153,000	155,000	157,000	159,000	161,000	15,300
29,000	30,000	2,900	75,000	77,000	7,500	155,000	157,000	159,000	161,000	163,000	15,500
30,000	31,000	3,000	77,000	79,000	7,700	157,000	159,000	161,000	163,000	165,000	15,700
31,000	32,000	3,100	79,000	81,000	7,900	159,000	161,000	163,000	165,000	167,000	15,900
32,000	33,000	3,200	81,000	83,000	8,100	161,000	163,000	165,000	167,000	169,000	16,100
33,000	34,000	3,300	83,000	85,000	8,300	163,000	165,000	167,000	169,000	171,000	16,300
34,000	35,000	3,400	85,000	87,000	8,500	165,000	167,000	169,000	171,000	173,000	16,500
35,000	36,000	3,500	87,000	89,000	8,700	167,000	169,000	171,000	173,000	175,000	16,700
36,000	37,000	3,600	89,000	91,000	8,900	169,000	171,000	173,000	175,000	177,000	16,900
37,000	38,000	3,700	91,000	93,000	9,100	171,000	173,000	175,000	177,000	179,000	17,100
38,000	39,000	3,800	93,000	95,000	9,300	173,000	175,000	177,000	179,000	181,000	17,300
39,000	40,000	3,900	95,000	97,000	9,500	175,000	177,000	179,000	181,000	183,000	17,500

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

三八二

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
177,000	179,000	17,700	288,000	291,000	28,800	414,000	418,000	41,400
179,000	181,000	17,900	291,000	294,000	29,100	418,000	422,000	41,800
181,000	183,000	18,100	294,000	297,000	29,400	422,000	426,000	42,200
183,000	185,000	18,300	297,000	300,000	29,700	426,000	430,000	42,600
185,000	187,000	18,500	300,000	303,000	30,000	430,000	434,000	43,000
187,000	189,000	18,700	303,000	306,000	30,300	434,000	438,000	43,400
189,000	191,000	18,900	306,000	309,000	30,600	438,000	442,000	43,800
191,000	193,000	19,100	309,000	312,000	30,900	442,000	446,000	44,200
193,000	195,000	19,300	312,000	315,000	31,200	446,000	450,000	44,600
195,000	198,000	19,500	315,000	318,000	31,500	450,000	454,000	45,000
198,000	201,000	19,800	318,000	321,000	31,800	454,000	458,000	45,400
201,000	204,000	20,100	321,000	324,000	32,100	458,000	462,000	45,800
204,000	207,000	20,400	324,000	327,000	32,400	462,000	466,000	46,200
207,000	210,000	20,700	327,000	330,000	32,700	466,000	470,000	46,600
210,000	213,000	21,000	330,000	333,000	33,000	470,000	474,000	47,000
213,000	216,000	21,300	333,000	336,000	33,300	474,000	478,000	47,400
216,000	219,000	21,600	336,000	339,000	33,600	478,000	482,000	47,800
219,000	222,000	21,900	339,000	342,000	33,900	482,000	486,000	48,200
222,000	225,000	22,200	342,000	345,000	34,200	486,000	490,000	48,600
225,000	228,000	22,500	345,000	348,000	34,500	490,000	494,000	49,000
228,000	231,000	22,800	348,000	351,000	34,800	494,000	498,000	49,400
231,000	234,000	23,100	351,000	354,000	35,100	498,000	502,000	49,800
234,000	237,000	23,400	354,000	357,000	35,400	502,000	506,000	50,200
237,000	240,000	23,700	357,000	360,000	35,700	506,000	510,000	50,600
240,000	243,000	24,000	360,000	363,000	36,000	510,000	514,000	51,000
243,000	246,000	24,300	363,000	366,000	36,300	514,000	518,000	51,400
246,000	249,000	24,600	366,000	369,000	36,600	518,000	522,000	51,800
249,000	252,000	24,900	369,000	372,000	36,900	522,000	526,000	52,200
252,000	255,000	25,200	372,000	375,000	37,200	526,000	530,000	52,600
255,000	258,000	25,500	375,000	378,000	37,500	530,000	534,000	53,000
258,000	261,000	25,800	378,000	381,000	37,800	534,000	538,000	53,400
261,000	264,000	26,100	381,000	384,000	38,100	538,000	542,000	53,800
264,000	267,000	26,400	384,000	387,000	38,400	542,000	546,000	54,200
267,000	270,000	26,700	387,000	390,000	38,700	546,000	550,000	54,600
270,000	273,000	27,000	390,000	394,000	39,000	550,000	554,000	55,000
273,000	276,000	27,300	394,000	398,000	39,400	554,000	558,000	55,400
276,000	279,000	27,600	398,000	402,000	39,800	558,000	562,000	55,800
279,000	282,000	27,900	402,000	406,000	40,200	562,000	566,000	56,200
282,000	285,000	28,200	406,000	410,000	40,600	566,000	570,000	56,600
285,000	288,000	28,500	410,000	414,000	41,000	570,000	574,000	57,000

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
574,000	578,000	57,400	705,000	710,000	70,500	855,000	860,000	85,500
578,000	582,000	57,800	710,000	715,000	71,000	860,000	865,000	86,000
582,000	586,000	58,200	715,000	720,000	71,500	865,000	870,000	86,500
586,000	590,000	58,600	720,000	725,000	72,000	870,000	875,000	87,000
590,000	594,000	59,000	725,000	730,000	72,500	875,000	880,000	87,500
594,000	598,000	59,400	730,000	735,000	73,000	880,000	885,000	88,000
598,000	602,000	59,800	735,000	740,000	73,500	885,000	890,000	88,500
602,000	606,000	60,200	740,000	745,000	74,000	890,000	895,000	89,000
606,000	610,000	60,600	745,000	750,000	74,500	895,000	900,000	89,500
610,000	614,000	61,000	750,000	755,000	75,000	900,000	905,000	90,000
614,000	618,000	61,400	755,000	760,000	75,500	905,000	910,000	90,500
618,000	622,000	61,800	760,000	765,000	76,000	910,000	915,000	91,000
622,000	626,000	62,200	765,000	770,000	76,500	915,000	920,000	91,500
626,000	630,000	62,600	770,000	775,000	77,000	920,000	925,000	92,000
630,000	634,000	63,000	775,000	780,000	77,500	925,000	930,000	92,500
634,000	638,000	63,400	780,000	785,000	78,000	930,000	935,000	93,000
638,000	642,000	63,800	785,000	790,000	78,500	935,000	940,000	93,500
642,000	646,000	64,200	790,000	795,000	79,000	940,000	945,000	94,000
646,000	650,000	64,600	795,000	800,000	79,500	945,000	950,000	94,500
650,000	655,000	65,000	800,000	805,000	80,000	950,000	955,000	95,000
655,000	660,000	65,500	805,000	810,000	80,500	955,000	960,000	95,500
660,000	665,000	66,000	810,000	815,000	81,000	960,000	965,000	96,000
665,000	670,000	66,500	815,000	820,000	81,500	965,000	970,000	96,500
670,000	675,000	67,000	820,000	825,000	82,000	970,000	975,000	97,000
675,000	680,000	67,500	825,000	830,000	82,500	975,000	980,000	97,500
680,000	685,000	68,000	830,000	835,000	83,000	980,000	985,000	98,000
685,000	690,000	68,500	835,000	840,000	83,500	985,000	990,000	98,500
690,000	695,000	69,000	840,000	845,000	84,000	990,000	995,000	99,000
695,000	700,000	69,500	845,000	850,000	84,500	995,000	1,000,000	99,500
700,000	705,000	70,000	850,000	855,000	85,000	1,000,000	円	100,000

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)

イ 甲 表

(一)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上	未満	税額									
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
27,000	27,500	100	0	0	0	0	0	0	0	2,200	
27,500	28,000	140	0	0	0	0	0	0	0	2,200	
28,000	28,500	180	0	0	0	0	0	0	0	2,300	
28,500	29,000	220	0	0	0	0	0	0	0	2,400	
29,000	29,500	260	0	0	0	0	0	0	0	2,400	
29,500	30,000	300	0	0	0	0	0	0	0	2,500	
30,000	30,500	340	0	0	0	0	0	0	0	2,600	
30,500	31,000	380	0	0	0	0	0	0	0	2,700	
31,000	31,500	420	0	0	0	0	0	0	0	2,700	
31,500	32,000	460	0	0	0	0	0	0	0	2,800	
32,000	32,500	500	0	0	0	0	0	0	0	2,900	
32,500	33,000	540	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
33,000	33,500	580	0	0	0	0	0	0	0	3,000	
33,500	34,000	620	0	0	0	0	0	0	0	3,100	
34,000	34,500	660	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
34,500	35,000	700	0	0	0	0	0	0	0	3,200	
35,000	35,500	740	0	0	0	0	0	0	0	3,300	
35,500	36,000	780	0	0	0	0	0	0	0	3,400	
36,000	36,500	820	0	0	0	0	0	0	0	3,500	
36,500	37,000	860	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
37,000	37,500	900	0	0	0	0	0	0	0	3,600	
37,500	38,000	940	0	0	0	0	0	0	0	3,700	
38,000	38,500	980	0	0	0	0	0	0	0	3,800	
38,500	39,000	1,020	0	0	0	0	0	0	0	3,900	
39,000	39,500	1,060	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
39,500	40,000	1,100	0	0	0	0	0	0	0	4,000	
40,000	40,500	1,140	0	0	0	0	0	0	0	4,100	
40,500	41,000	1,180	0	0	0	0	0	0	0	4,200	
41,000	41,500	1,220	0	0	0	0	0	0	0	4,300	
41,500	42,000	1,260	0	0	0	0	0	0	0	4,400	
42,000	42,500	1,300	0	0	0	0	0	0	0	4,500	
42,500	43,000	1,340	0	0	0	0	0	0	0	4,600	
43,000	43,500	1,380	0	0	0	0	0	0	0	4,700	
43,500	44,000	1,420	0	0	0	0	0	0	0	4,800	
44,000	44,500	1,460	0	0	0	0	0	0	0	4,900	
44,500	45,000	1,500	0	0	0	0	0	0	0	5,100	
45,000	45,500	1,540	120	0	0	0	0	0	0	5,200	
45,500	46,000	1,580	160	0	0	0	0	0	0	5,300	
46,000	46,500	1,620	200	0	0	0	0	0	0	5,500	
46,500	47,000	1,660	240	0	0	0	0	0	0	5,600	
47,000	47,500	1,700	280	0	0	0	0	0	0	5,800	
47,500	48,000	1,740	320	0	0	0	0	0	0	5,900	
48,000	48,500	1,780	360	0	0	0	0	0	0	6,000	
48,500	49,000	1,820	400	0	0	0	0	0	0	6,200	
49,000	49,500	1,860	440	0	0	0	0	0	0	6,300	

イ 甲 表

(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	以上未満	甲 扶養親族等の数									乙 税額
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
49,500	50,000	1,900	480	0	0	0	0	0	0	0	円 6,400
50,000	50,500	1,940	520	0	0	0	0	0	0	0	円 6,900
50,500	51,000	1,980	560	0	0	0	0	0	0	0	0
51,000	51,500	2,020	600	0	0	0	0	0	0	0	0
51,500	52,000	2,060	640	0	0	0	0	0	0	0	0
52,000	52,500	2,100	680	0	0	0	0	0	0	0	0
52,500	53,000	2,140	720	0	0	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	2,200	780	0	0	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	2,280	860	0	0	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	2,360	940	110	0	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	2,440	1,020	190	0	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	2,520	1,100	270	0	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	2,640	1,180	350	0	0	0	0	0	0	0
59,000	60,000	2,750	1,260	430	0	0	0	0	0	0	0
60,000	61,000	2,860	1,340	510	0	0	0	0	0	0	0
61,000	62,000	2,970	1,420	590	0	0	0	0	0	0	0
62,000	63,000	3,080	1,500	670	0	0	0	0	0	0	0
63,000	64,000	3,200	1,580	750	0	0	0	0	0	0	0
64,000	65,000	3,310	1,660	830	0	0	0	0	0	0	0
65,000	66,000	3,420	1,740	910	0	0	0	0	0	0	0
66,000	67,000	3,530	1,820	990	150	0	0	0	0	0	0
67,000	68,000	3,640	1,900	1,070	230	0	0	0	0	0	0
68,000	69,000	3,760	1,980	1,150	310	0	0	0	0	0	0
69,000	70,000	3,870	2,060	1,230	390	0	0	0	0	0	0
70,000	71,000	3,980	2,140	1,310	470	0	0	0	0	0	0
71,000	72,000	4,090	2,220	1,390	550	0	0	0	0	0	0
72,000	73,000	4,200	2,300	1,470	630	0	0	0	0	0	0
73,000	74,000	4,320	2,380	1,550	710	0	0	0	0	0	0
74,000	75,000	4,430	2,460	1,630	790	0	0	0	0	0	0
75,000	76,000	4,540	2,560	1,710	880	0	0	0	0	0	0
76,000	77,000	4,660	2,680	1,790	960	130	0	0	0	0	0
77,000	78,000	4,780	2,800	1,880	1,050	210	0	0	0	0	0
78,000	79,000	4,900	2,920	1,960	1,130	300	0	0	0	0	0
79,000	80,000	5,020	3,040	2,050	1,220	380	0	0	0	0	0
80,000	81,000	5,140	3,150	2,130	1,300	470	0	0	0	0	0
81,000	82,000	5,260	3,270	2,220	1,390	550	0	0	0	0	0
82,000	83,000	5,380	3,390	2,300	1,470	640	0	0	0	0	0
83,000	84,000	5,490	3,510	2,390	1,560	720	0	0	0	0	0
84,000	85,000	5,610	3,630	2,470	1,640	810	0	0	0	0	0
85,000	86,000	5,730	3,750	2,580	1,730	890	0	0	0	0	0
86,000	87,000	5,850	3,870	2,700	1,810	980	140	0	0	0	0
87,000	88,000	5,970	3,990	2,820	1,900	1,060	230	0	0	0	0
88,000	89,000	6,120	4,110	2,940	1,980	1,150	310	0	0	0	0
89,000	90,000	6,270	4,230	3,060	2,070	1,230	400	0	0	0	0
90,000	91,000	6,420	4,340	3,180	2,150	1,320	480	0	0	0	0
91,000	92,000	6,570	4,460	3,300	2,240	1,400	570	0	0	0	0
92,000	93,000	6,740	4,590	3,430	2,330	1,500	660	0	0	0	0
93,000	94,000	6,910	4,730	3,560	2,420	1,590	760	0	0	0	0
94,000	95,000	7,080	4,860	3,690	2,530	1,690	850	0	0	0	0
95,000	96,000	7,260	4,990	3,830	2,660	1,780	950	110	0	0	0

イ 甲 表

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲										乙	
		扶養親族等の数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
以上	未満	税										額	税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
96,000	97,000	7,430	5,130	3,960	2,790	1,880	1,040	210	0	0	0	0	0
97,000	98,000	7,600	5,260	4,090	2,930	1,970	1,140	300	0	0	0	0	0
98,000	99,000	7,770	5,390	4,230	3,060	2,070	1,230	400	0	0	0	0	0
99,000	100,000	7,940	5,520	4,360	3,190	2,160	1,330	490	0	0	0	0	0
100,000	101,000	8,110	5,660	4,490	3,320	2,260	1,420	590	0	0	0	0	26,100円
101,000	102,000	8,280	5,790	4,620	3,460	2,350	1,520	680	0	0	0	0	26,100円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 100,000円をこ える金額の55% に相当する金額 を加算した金額
102,000	104,000	8,540	5,990	4,820	3,660	2,490	1,660	830	0	0	0	0	0
104,000	106,000	8,880	6,330	5,090	3,920	2,760	1,850	1,020	180	0	0	0	0
106,000	108,000	9,220	6,670	5,360	4,190	3,020	2,040	1,210	370	0	0	0	0
108,000	110,000	9,560	7,010	5,620	4,450	3,290	2,230	1,400	560	0	0	0	0
110,000	112,000	9,910	7,360	5,890	4,720	3,550	2,420	1,590	750	0	0	0	0
112,000	114,000	10,250	7,700	6,200	4,990	3,820	2,650	1,780	940	110	0	0	0
114,000	116,000	10,590	8,040	6,540	5,250	4,090	2,920	1,970	1,130	300	0	0	0
116,000	118,000	10,930	8,380	6,880	5,520	4,350	3,190	2,160	1,320	490	0	0	0
118,000	120,000	11,270	8,720	7,220	5,780	4,620	3,450	2,350	1,510	680	0	0	0
120,000	122,000	11,620	9,070	7,570	6,070	4,880	3,720	2,550	1,700	870	0	0	0
122,000	124,000	11,960	9,410	7,910	6,410	5,150	3,980	2,820	1,890	1,060	0	0	0
124,000	126,000	12,370	9,750	8,250	6,750	5,420	4,250	3,080	2,080	1,250	0	0	0
126,000	128,000	12,780	10,090	8,590	7,090	5,680	4,520	3,350	2,270	1,440	0	0	0
128,000	130,000	13,200	10,430	8,930	7,430	5,950	4,780	3,610	2,460	1,630	0	0	0
130,000	132,000	13,620	10,780	9,280	7,780	6,280	5,050	3,880	2,710	1,820	0	0	0
132,000	134,000	14,040	11,120	9,620	8,120	6,620	5,310	4,150	2,980	2,010	0	0	0
134,000	136,000	14,460	11,460	9,960	8,460	6,960	5,580	4,410	3,250	2,200	0	0	0
136,000	138,000	14,870	11,800	10,300	8,800	7,300	5,850	4,680	3,510	2,390	0	0	0
138,000	140,000	15,290	12,180	10,640	9,140	7,640	6,140	4,940	3,780	2,610	0	0	0
140,000	142,000	15,710	12,590	10,990	9,490	7,990	6,490	5,210	4,040	2,880	0	0	0
142,000	144,000	16,130	13,010	11,330	9,830	8,330	6,830	5,480	4,310	3,140	0	0	0
144,000	146,000	16,550	13,430	11,670	10,170	8,670	7,170	5,740	4,580	3,410	0	0	0
146,000	148,000	16,960	13,850	12,010	10,510	9,010	7,510	6,010	4,840	3,680	0	0	0
148,000	150,000	17,380	14,270	12,480	10,850	9,350	7,850	6,350	5,110	3,940	0	0	0
150,000	152,000	17,800	14,680	12,850	11,200	9,700	8,200	6,700	5,370	4,210	53,600円	0	0
152,000	154,000	18,220	15,100	13,270	11,540	10,040	8,540	7,040	5,640	4,470	0	0	0
154,000	156,000	18,640	15,520	13,690	11,880	10,380	8,880	7,380	5,910	4,740	53,600円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	53,600円に、そ の月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 150,000円をこ える金額の60% に相当する金額 を加算した金額	
156,000	158,000	19,050	15,940	14,100	12,270	10,720	9,220	7,720	6,220	5,010	5,270	0	0
158,000	160,000	19,470	16,360	14,520	12,690	11,060	9,560	8,060	6,560	5,270	0	0	0
160,000	162,000	19,890	16,770	14,940	13,110	11,410	9,910	8,410	6,910	5,540	0	0	0
162,000	164,000	20,310	17,190	15,360	13,530	11,750	10,250	8,750	7,250	5,800	0	0	0
164,000	166,000	20,730	17,610	15,780	13,940	12,110	10,590	9,090	7,590	6,090	0	0	0
166,000	168,000	21,140	18,030	16,190	14,360	12,580	10,930	9,430	7,930	6,430	0	0	0
168,000	170,000	21,630	18,450	16,610	14,780	12,950	11,270	9,770	8,270	6,770	0	0	0
170,000	172,000	22,130	18,860	17,030	15,200	13,360	11,620	10,120	8,620	7,110	0	0	0
172,000	174,000	22,620	19,280	17,450	15,620	13,780	11,960	10,460	8,960	7,460	0	0	0
174,000	176,000	23,120	19,700	17,870	16,030	14,200	12,370	10,800	9,300	7,800	0	0	0
176,000	178,000	23,620	20,130	18,300	16,460	14,630	12,800	11,150	9,650	8,150	0	0	0
178,000	180,000	24,130	20,560	18,720	16,890	15,060	13,220	11,500	10,000	8,500	0	0	0
180,000	182,000	24,640	20,990	19,150	17,320	15,490	13,650	11,850	10,350	8,850	0	0	0
182,000	184,000	25,150	21,460	19,580	17,750	15,920	14,080	12,250	10,700	9,200	0	0	0
184,000	186,000	25,650	21,970	20,010	18,180	16,340	14,510	12,680	11,050	9,550	0	0	0
186,000	188,000	26,160	22,480	20,440	18,610	16,770	14,940	13,110	11,410	9,910	0	0	0
188,000	190,000	26,670	22,980	20,870	19,040	17,200	15,370	13,540	11,760	10,260	0	0	0

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数										乙 税額
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
	税額										
190,000円	192,000円	27,170円	23,490円	21,320円	19,470円	17,630円	15,800円	13,960円	12,130円	10,610円	
192,000円	194,000円	27,680円	24,000円	21,830円	19,890円	18,060円	16,230円	14,390円	12,560円	10,960円	
194,000円	196,000円	28,190円	24,500円	22,340円	20,320円	18,490円	16,660円	14,820円	12,990円	11,310円	
196,000円	198,000円	28,690円	25,010円	22,840円	20,750円	18,920円	17,090円	15,250円	13,420円	11,660円	
198,000円	200,000円	29,200円	25,520円	23,350円	21,180円	19,350円	17,510円	15,680円	13,850円	12,010円	
200,000円	200,000円	29,450円	25,770円	23,600円	21,440円	19,560円	17,730円	15,900円	14,060円	12,230円	
200,000円をこえ 210,000円に満た ない金額	200,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000円をこえる金額の26%に相当する金額を加算した金額										
210,000円	210,000円	32,050円	28,370円	26,200円	24,040円	22,160円	20,330円	18,500円	16,660円	14,830円	
210,000円をこえ 250,000円に満た ない金額	210,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										
250,000円	250,000円	44,050円	40,370円	38,200円	36,040円	34,160円	32,330円	30,500円	28,660円	26,830円	
250,000円をこえ 290,000円に満た ない金額	250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 250,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										
290,000円	290,000円	57,650円	53,970円	51,800円	49,640円	47,760円	45,930円	44,100円	42,260円	40,430円	
290,000円をこえ 380,000円に満た ない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 290,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額										
380,000円	380,000円	91,850円	88,170円	86,000円	83,840円	81,960円	80,130円	78,300円	76,460円	74,630円	
380,000円をこえ 460,000円に満た ない金額	380,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 380,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額										
460,000円	460,000円	125,450円	121,770円	119,600円	117,440円	115,560円	113,730円	111,900円	110,060円	108,230円	
460,000円をこえ 630,000円に満た ない金額	460,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 460,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額										
630,000円	630,000円	203,650円	199,970円	197,800円	195,640円	193,760円	191,930円	190,100円	188,260円	186,430円	341,600円
630,000円をこえ 880,000円に満た ない金額	630,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 630,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										341,600円に、そ の月の社会保険 料控除後の給与 等の金額のうち 630,000円をこえ る金額の65%に 相当する金額を 加算した金額

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(一)
所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表

(五)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人		
以上未満	税額									税額	
880,000円	328,650	324,970	322,800	320,640	318,760	316,930	315,100	313,260	311,430		
880,000円をこえ 1,710,000円に満 たない金額	880,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 880,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額										
1,710,000円	785,150	781,470	779,300	777,140	775,260	773,430	771,600	769,760	767,930		
1,710,000円をこ える金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 1,710,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額										
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、その8人をこ える1人ごとに1,200円を控除した金額											

従たる給与につ
いての扶養控除
等申告書が提出
されている場合
には、当該申告
書に記載された
扶養親族等の数
に応じ、扶養親
族等1人ごとに
1,200円を、上
の各欄によつて
求めた税額から
控除した金額

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料(第七十
四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。以下同じ。)の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて
「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等
の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人をこえる場合には、(1)により求めた金額に応じて、
扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人をこえる1人ご
とに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨
の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当
該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申
告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの1に該当するごとに1
人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、
扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とす
る。
 - (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があ
つた居住者を含む。)については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除され
る社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の
該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除
等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ご
とに1,200円を控除した金額)が、その求める税額である。

昭和四十四年三月十八日 衆議院会議録第十五号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

三九〇

ロ乙 表

(一)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
37,500	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
37,500	38,000	100	0	0	0	0	0	0	0
38,000	38,500	140	0	0	0	0	0	0	0
38,500	39,000	180	0	0	0	0	0	0	0
39,000	39,500	220	0	0	0	0	0	0	0
39,500	40,000	260	0	0	0	0	0	0	0
40,000	40,500	300	0	0	0	0	0	0	0
40,500	41,000	340	0	0	0	0	0	0	0
41,000	41,500	380	0	0	0	0	0	0	0
41,500	42,000	420	0	0	0	0	0	0	0
42,000	42,500	460	0	0	0	0	0	0	0
42,500	43,000	500	0	0	0	0	0	0	0
43,000	43,500	540	0	0	0	0	0	0	0
43,500	44,000	580	0	0	0	0	0	0	0
44,000	44,500	620	0	0	0	0	0	0	0
44,500	45,000	660	0	0	0	0	0	0	0
45,000	45,500	700	0	0	0	0	0	0	0
45,500	46,000	740	0	0	0	0	0	0	0
46,000	46,500	780	0	0	0	0	0	0	0
46,500	47,000	820	0	0	0	0	0	0	0
47,000	47,500	860	0	0	0	0	0	0	0
47,500	48,000	900	0	0	0	0	0	0	0
48,000	48,500	940	110	0	0	0	0	0	0
48,500	49,000	980	150	0	0	0	0	0	0
49,000	49,500	1,020	190	0	0	0	0	0	0
49,500	50,000	1,060	230	0	0	0	0	0	0
50,000	50,500	1,100	270	0	0	0	0	0	0
50,500	51,000	1,140	310	0	0	0	0	0	0
51,000	51,500	1,180	350	0	0	0	0	0	0
51,500	52,000	1,220	390	0	0	0	0	0	0
52,000	52,500	1,260	430	0	0	0	0	0	0
52,500	53,000	1,300	470	0	0	0	0	0	0
53,000	54,000	1,360	530	0	0	0	0	0	0
54,000	55,000	1,440	610	0	0	0	0	0	0
55,000	56,000	1,520	690	0	0	0	0	0	0
56,000	57,000	1,600	770	0	0	0	0	0	0
57,000	58,000	1,680	850	0	0	0	0	0	0
58,000	59,000	1,760	930	100	0	0	0	0	0
59,000	60,000	1,840	1,010	180	0	0	0	0	0
60,000	61,000	1,920	1,090	260	0	0	0	0	0
61,000	62,000	2,000	1,170	340	0	0	0	0	0
62,000	63,000	2,080	1,250	420	0	0	0	0	0
63,000	64,000	2,160	1,330	500	0	0	0	0	0
64,000	65,000	2,240	1,410	580	0	0	0	0	0
65,000	66,000	2,320	1,490	660	0	0	0	0	0
66,000	67,000	2,400	1,570	740	0	0	0	0	0
67,000	68,000	2,480	1,650	820	0	0	0	0	0
68,000	69,000	2,590	1,730	900	0	0	0	0	0
69,000	70,000	2,700	1,810	980	140	0	0	0	0
70,000	71,000	2,810	1,890	1,060	220	0	0	0	0
71,000	72,000	2,920	1,970	1,140	300	0	0	0	0

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

ロ乙 表
(二)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額		扶養親族の数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円								
72,000	73,000	3,040	2,050	1,220	380	0	0	0	0
73,000	74,000	3,150	2,130	1,300	460	0	0	0	0
74,000	75,000	3,260	2,210	1,380	540	0	0	0	0
75,000	76,000	3,380	2,290	1,460	630	0	0	0	0
76,000	77,000	3,490	2,380	1,540	710	0	0	0	0
77,000	78,000	3,610	2,460	1,630	800	0	0	0	0
78,000	79,000	3,730	2,570	1,710	880	0	0	0	0
79,000	80,000	3,850	2,690	1,800	970	130	0	0	0
80,000	81,000	3,970	2,800	1,880	1,050	220	0	0	0
81,000	82,000	4,090	2,920	1,970	1,140	300	0	0	0
82,000	83,000	4,210	3,040	2,050	1,220	390	0	0	0
83,000	84,000	4,330	3,160	2,140	1,310	470	0	0	0
84,000	85,000	4,450	3,280	2,220	1,390	560	0	0	0
85,000	86,000	4,570	3,400	2,310	1,480	640	0	0	0
86,000	87,000	4,680	3,520	2,390	1,560	730	0	0	0
87,000	88,000	4,800	3,640	2,480	1,650	810	0	0	0
88,000	89,000	4,920	3,760	2,590	1,730	900	0	0	0
89,000	90,000	5,040	3,880	2,710	1,820	980	150	0	0
90,000	91,000	5,160	3,990	2,830	1,900	1,070	230	0	0
91,000	92,000	5,280	4,110	2,950	1,990	1,150	320	0	0
92,000	93,000	5,410	4,240	3,080	2,080	1,250	410	0	0
93,000	94,000	5,540	4,380	3,210	2,170	1,340	510	0	0
94,000	95,000	5,680	4,510	3,340	2,270	1,440	600	0	0
95,000	96,000	5,810	4,640	3,480	2,360	1,530	700	0	0
96,000	97,000	5,940	4,780	3,610	2,460	1,630	790	0	0
97,000	98,000	6,100	4,910	3,740	2,580	1,720	890	0	0
98,000	99,000	6,270	5,040	3,880	2,710	1,820	980	150	0
99,000	100,000	6,440	5,170	4,010	2,840	1,910	1,080	240	0
100,000	101,000	6,610	5,310	4,140	2,970	2,010	1,170	340	0
101,000	102,000	6,780	5,440	4,270	3,110	2,100	1,270	430	0
102,000	104,000	7,040	5,640	4,470	3,310	2,240	1,410	580	0
104,000	106,000	7,380	5,910	4,740	3,570	2,430	1,600	770	0
106,000	108,000	7,720	6,220	5,010	3,840	2,670	1,790	960	120
108,000	110,000	8,060	6,560	5,270	4,100	2,940	1,980	1,150	310
110,000	112,000	8,410	6,910	5,540	4,370	3,200	2,170	1,340	500
112,000	114,000	8,750	7,250	5,800	4,640	3,470	2,360	1,530	690
114,000	116,000	9,090	7,590	6,090	4,900	3,740	2,570	1,720	880
116,000	118,000	9,430	7,930	6,430	5,170	4,000	2,840	1,910	1,070
118,000	120,000	9,770	8,270	6,770	5,430	4,270	3,100	2,100	1,260
120,000	122,000	10,120	8,620	7,120	5,700	4,530	3,370	2,290	1,450
122,000	124,000	10,460	8,960	7,460	5,970	4,800	3,630	2,480	1,640
124,000	126,000	10,800	9,300	7,800	6,300	5,070	3,900	2,730	1,830
126,000	128,000	11,140	9,640	8,140	6,640	5,330	4,170	3,000	2,020
128,000	130,000	11,480	9,980	8,480	6,980	5,600	4,430	3,260	2,210
130,000	132,000	11,830	10,330	8,830	7,330	5,860	4,700	3,530	2,400
132,000	134,000	12,210	10,670	9,170	7,670	6,170	4,960	3,800	2,630
134,000	136,000	12,620	11,010	9,510	8,010	6,510	5,230	4,060	2,900
136,000	138,000	13,040	11,350	9,850	8,350	6,850	5,500	4,330	3,160
138,000	140,000	13,460	11,690	10,190	8,690	7,190	5,760	4,590	3,430
140,000	142,000	13,880	12,040	10,540	9,040	7,540	6,040	4,860	3,690

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一)

所得税法の一部を改正する法律案

ロ 乙 表

(三)

その月の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 养 親 族 の 数								額
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
以 上	未 滿	税								
142,000	144,000	14,300	12,460	10,880	9,380	7,880	6,380	5,130	3,960	円
144,000	146,000	14,710	12,880	11,220	9,720	8,220	6,720	5,390	4,230	円
146,000	148,000	15,130	13,300	11,560	10,060	8,560	7,060	5,660	4,490	円
148,000	150,000	15,550	13,720	11,900	10,400	8,900	7,400	5,920	4,760	円
150,000	152,000	15,970	14,130	12,300	10,750	9,250	7,750	6,240	5,020	円
152,000	154,000	16,390	14,550	12,720	11,090	9,590	8,090	6,590	5,290	円
154,000	156,000	16,800	14,970	13,140	11,430	9,930	8,430	6,930	5,560	円
156,000	158,000	17,220	15,390	13,550	11,770	10,270	8,770	7,270	5,820	円
158,000	160,000	17,640	15,810	13,970	12,140	10,610	9,110	7,610	6,110	円
160,000	162,000	18,060	16,220	14,390	12,580	10,960	9,460	7,950	6,450	円
162,000	164,000	18,480	16,640	14,810	12,970	11,300	9,800	8,300	6,800	円
164,000	166,000	18,890	17,060	15,230	13,390	11,640	10,140	8,640	7,140	円
166,000	168,000	19,310	17,480	15,640	13,810	11,980	10,480	8,980	7,480	円
168,000	170,000	19,730	17,900	16,060	14,230	12,400	10,820	9,320	7,820	円
170,000	172,000	20,150	18,310	16,480	14,650	12,810	11,170	9,660	8,160	円
172,000	174,000	20,570	18,730	16,900	15,060	13,230	11,510	10,010	8,510	円
174,000	176,000	20,980	19,150	17,320	15,480	13,650	11,850	10,350	8,850	円
176,000	178,000	21,460	19,580	17,750	15,910	14,080	12,250	10,700	9,200	円
178,000	180,000	21,960	20,010	18,170	16,340	14,510	12,670	11,050	9,550	円
180,000	182,000	22,470	20,440	18,600	16,770	14,940	13,100	11,400	9,900	円
182,000	184,000	22,980	20,870	19,030	17,200	15,370	13,530	11,750	10,250	円
184,000	186,000	23,490	21,320	19,460	17,630	15,790	13,960	12,130	10,600	円
186,000	188,000	23,990	21,830	19,890	18,060	16,220	14,390	12,560	10,960	円
188,000	190,000	24,500	22,330	20,320	18,490	16,650	14,820	12,990	11,310	円
190,000	192,000	25,010	22,840	20,750	18,920	17,080	15,250	13,410	11,660	円
192,000	194,000	25,510	23,350	21,180	19,340	17,510	15,680	13,840	12,010	円
194,000	196,000	26,020	23,850	21,690	19,770	17,940	16,110	14,270	12,440	円
196,000	198,000	26,530	24,360	22,190	20,200	18,370	16,540	14,700	12,870	円
198,000	200,000	27,030	24,870	22,700	20,630	18,800	16,960	15,130	13,300	円
200,000 円		27,290	25,120	22,950	20,850	19,010	17,180	15,350	13,510	
200,000 円 をこえ 210,000 円 に満た ない金額		200,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 200,000 円 をこえる金額の 26 %に相当する金額を加算した金額								
210,000 円		29,890	27,720	25,550	23,450	21,610	19,780	17,950	16,110	
210,000 円 をこえ 250,000 円 に満た ない金額		210,000 円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 210,000 円 をこえる金額の 30 %に相当する金額を加算した金額								

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

ロ 乙 表
(四)

その月の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
250,000円	41,890	39,720	37,550	35,450	33,610	31,780	29,950	28,110
250,000円をこえ290,000円に満たない金額	250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち250,000円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
290,000円	55,490	53,320	51,150	49,050	47,210	45,380	43,550	41,710
290,000円をこえ380,000円に満たない金額	290,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち290,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
380,000円	89,690	87,520	85,350	83,250	81,410	79,580	77,750	75,910
380,000円をこえ460,000円に満たない金額	380,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち380,000円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
460,000円	123,290	121,120	118,950	116,850	115,010	113,180	111,350	109,510
460,000円をこえ630,000円に満たない金額	460,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち460,000円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
630,000円	201,490	199,320	197,150	195,050	193,210	191,380	189,550	187,710
630,000円をこえ880,000円に満たない金額	630,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち630,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
880,000円	326,490	324,320	322,150	320,050	318,210	316,380	314,550	312,710
880,000円をこえ1,710,000円に満たない金額	880,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち880,000円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
1,710,000円	782,990	780,820	778,650	776,550	774,710	772,880	771,050	769,210
1,710,000円をこえる金額	1,710,000円の場合の税額に、その月の社会保険料控除後の給与等の金額のうち1,710,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに1,200円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
- (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(→) (注)の(1)に掲げる居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

三九四

控除した金額を求める。

- (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに1,200円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
- (5) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(4)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)

イ 甲 表

(→)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
	8人									
以上	未満	税額								税額
円 900円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
900	920	5	0	0	0	0	0	0	0	70
920	940	5	0	0	0	0	0	0	0	80
940	960	5	0	0	0	0	0	0	0	80
960	980	10	0	0	0	0	0	0	0	80
980	1,000	10	0	0	0	0	0	0	0	80
1,000	1,020	10	0	0	0	0	0	0	0	90
1,020	1,040	10	0	0	0	0	0	0	0	90
1,040	1,060	15	0	0	0	0	0	0	0	90
1,060	1,080	15	0	0	0	0	0	0	0	100
1,080	1,100	15	0	0	0	0	0	0	0	100
1,100	1,120	20	0	0	0	0	0	0	0	100
1,120	1,140	20	0	0	0	0	0	0	0	100
1,140	1,160	20	0	0	0	0	0	0	0	110
1,160	1,180	25	0	0	0	0	0	0	0	110
1,180	1,200	25	0	0	0	0	0	0	0	110
1,200	1,220	25	0	0	0	0	0	0	0	120
1,220	1,240	30	0	0	0	0	0	0	0	120
1,240	1,260	30	0	0	0	0	0	0	0	120
1,260	1,280	30	0	0	0	0	0	0	0	130
1,280	1,300	35	0	0	0	0	0	0	0	130
1,300	1,320	35	0	0	0	0	0	0	0	130
1,320	1,340	35	0	0	0	0	0	0	0	140
1,340	1,360	40	0	0	0	0	0	0	0	140
1,360	1,380	40	0	0	0	0	0	0	0	140
1,380	1,400	40	0	0	0	0	0	0	0	150
1,400	1,420	45	0	0	0	0	0	0	0	150
1,420	1,440	45	0	0	0	0	0	0	0	150
1,440	1,460	45	0	0	0	0	0	0	0	160
1,460	1,480	50	0	0	0	0	0	0	0	160
1,480	1,500	50	0	0	0	0	0	0	0	170
1,500	1,550	50	5	0	0	0	0	0	0	170
1,550	1,600	55	10	0	0	0	0	0	0	190
1,600	1,650	60	15	0	0	0	0	0	0	200
1,650	1,700	65	15	0	0	0	0	0	0	210
1,700	1,750	70	20	0	0	0	0	0	0	240
1,750	1,800	70	25	0	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	75	30	0	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	80	35	5	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	85	35	10	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	90	40	15	0	0	0	0	0	0
2,000	2,050	95	45	15	0	0	0	0	0	0
2,050	2,100	100	50	20	0	0	0	0	0	0
2,100	2,150	105	55	25	0	0	0	0	0	0
2,150	2,200	115	55	30	0	0	0	0	0	0
2,200	2,250	120	60	35	5	0	0	0	0	0

イ甲 表

(二)

その日の社会 保険料控除後 の給与等の金 額	甲										乙	丙		
	扶養親族等の数													
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人					
以上	未満	税額										税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2,250	2,300	125	65	35	10	0	0	0	0	0	0	0		
2,300	2,350	130	70	40	15	0	0	0	0	0	0	0		
2,350	2,400	135	75	45	15	0	0	0	0	0	0	0		
2,400	2,450	140	75	50	20	0	0	0	0	0	0	0		
2,450	2,500	145	80	55	25	0	0	0	0	0	0	0		
2,500	2,550	150	85	55	30	0	0	0	0	0	0	0		
2,550	2,600	160	90	60	35	5	0	0	0	0	0	0		
2,600	2,650	165	100	65	40	10	0	0	0	0	0	0		
2,650	2,700	170	105	70	40	15	0	0	0	0	0	0		
2,700	2,750	175	110	75	45	20	0	0	0	0	0	0		
2,750	2,800	180	115	80	50	25	0	0	0	0	0	0		
2,800	2,850	190	120	85	55	25	0	0	0	0	0	0		
2,850	2,900	195	130	90	60	30	5	0	0	0	0	0		
2,900	2,950	200	135	95	65	35	10	0	0	0	0	0		
2,950	3,000	205	140	100	70	40	10	0	0	0	0	0		
3,000	3,050	215	145	105	70	45	15	0	0	0	0	5		
3,050	3,100	225	150	115	75	50	20	0	0	0	0	9		
3,100	3,150	230	160	120	80	55	25	0	0	0	0	13		
3,150	3,200	240	165	125	85	60	30	0	0	0	0	17		
3,200	3,250	250	170	135	95	65	35	5	0	0	0	21		
3,250	3,300	255	180	140	100	65	40	10	0	0	0	25		
3,300	3,400	270	190	150	110	75	45	20	0	0	0	29		
3,400	3,500	285	200	165	125	85	55	30	0	0	0	37		
3,500	3,600	305	220	175	135	100	65	40	10	0	0	45		
3,600	3,700	320	235	190	150	110	75	45	20	0	0	54		
3,700	3,800	340	255	205	165	125	85	55	30	0	0	62		
3,800	3,900	355	270	220	175	140	100	65	40	10	0	71		
3,900	4,000	370	285	235	190	150	110	75	50	20	0	79		
4,000	4,100	390	305	255	205	165	125	85	60	30	0	88		
4,100	4,200	410	320	270	220	180	140	100	65	40	0	96		
4,200	4,300	430	340	290	240	190	150	115	75	50	105			
4,300	4,400	450	355	305	255	205	165	125	90	60	115			
4,400	4,500	470	375	325	275	225	180	140	100	70	129			
4,500	4,600	490	390	340	290	240	190	155	115	75	142			
4,600	4,700	515	410	355	305	255	205	165	130	90	155			
4,700	4,800	535	430	375	325	275	225	180	140	100	169			
4,800	4,900	555	450	390	340	290	240	195	155	115	182			
4,900	5,000	575	470	410	360	310	260	210	170	130	195			
5,000	5,100	595	490	430	375	325	275	225	180	140	208			
5,100	5,200	615	515	450	390	340	290	240	195	155	222			
5,200	5,300	640	535	475	410	360	310	260	210	170	235			
5,300	5,400	660	555	495	435	375	325	275	225	180	248			
5,400	5,500	680	575	515	455	395	345	295	245	195	262			
5,500	5,600	700	595	535	475	415	360	310	260	210	276			
5,600	5,700	725	620	555	495	435	380	330	280	230	293			
5,700	5,800	750	640	575	515	455	395	345	295	245	310			
5,800	5,900	775	660	600	535	475	415	360	310	260	327			
5,900	6,000	800	680	620	560	500	435	380	330	280	344			
6,000	6,100	825	700	640	580	520	460	395	345	295	361			
6,100	6,200	850	725	665	600	540	480	420	365	315	378			

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)
所得税法の一部を改正する法律案

イ 甲 表
(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲 扶養親族等の数										乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人			
	以上	未満	税額									
6,200	6,300	875	750	685	625	560	500	440	380	330	395	
6,300	6,400	900	780	705	645	585	520	460	400	350	412	
6,400	6,500	925	805	730	665	605	545	480	420	365	429	
	6,500円	940	815	745	675	615	555	495	430	375	447	
6,500円をこえ 7,000円に満た ない金額	6,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額										447円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち6,500円をこえる金額の18%に相当する金額を加算した金額	
7,000円	1,070	945	875	805	745	685	625	560	505	537	537円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の22%に相当する金額を加算した金額	
7,000円をこえ 8,500円に満た ない金額	7,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額										537円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち7,000円をこえる金額の22%に相当する金額を加算した金額	
8,500円	1,520	1,395	1,325	1,255	1,195	1,135	1,075	1,010	955	867	867円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の28%に相当する金額を加算した金額	
8,500円をこえ 10,000円に満た ない金額	8,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額										867円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の28%に相当する金額を加算した金額	
10,000円	2,030	1,905	1,835	1,765	1,705	1,645	1,585	1,520	1,465	1,257	1,257円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額	
10,000円をこえ 12,500円に満た ない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額										1,257円に、 その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の30%に相当する金額を加算した金額	

イ 甲 表

(四)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	甲									乙	丙										
	扶養親族等の数																				
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人												
以上未満	税額									税額	税額										
12,500円	2,980	2,855	2,785	2,715	2,655	2,595	2,535	2,470	2,415												
12,500円をこえ 15,500円に満た ない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額																				
15,500円	4,240	4,115	4,045	3,975	3,915	3,855	3,795	3,730	3,675												
15,500円をこえ 21,000円に満た ない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額																				
21,000円	6,770	6,645	6,575	6,505	6,445	6,385	6,325	6,260	6,205	11,380											
21,000円をこえ 29,500円に満た ない金額	21,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額									11,380円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち21,000 円をこえる 金額の65% に相当する 金額を加算 した金額											
29,500円	11,020	10,895	10,825	10,755	10,695	10,635	10,575	10,510	10,455												
29,500円をこえ 57,000円に満た ない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額																				
57,000円	26,145	26,020	25,950	25,880	25,820	25,760	25,700	25,635	25,580												
57,000円をこえ る金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額																				
扶養親族等の数が8人をこえる場合には、扶養親族等の数が8人の場合の税額から、 その8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額																					
従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じて、扶養親族等1人ごとに40円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額																					

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者(乙表の適用を受ける居住者を除く。)については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が8人を超える1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
 - (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに40円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 日雇労務者の受ける給与等(第百八十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等をいう。)については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

四〇〇

ロ乙 表

(一)

その日の社会保険 料控除後の給与等 の金額		扶 養 親 族 の 数							
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上	未満	税額							
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,260円未満		0	0	0	0	0	0	0	0
1,260	1,280	5	0	0	0	0	0	0	0
1,280	1,300	5	0	0	0	0	0	0	0
1,300	1,320	0	0	0	0	0	0	0	0
1,320	1,340	10	0	0	0	0	0	0	0
1,340	1,360	10	0	0	0	0	0	0	0
1,360	1,380	10	0	0	0	0	0	0	0
1,380	1,400	15	0	0	0	0	0	0	0
1,400	1,420	15	0	0	0	0	0	0	0
1,420	1,440	15	0	0	0	0	0	0	0
1,440	1,460	20	0	0	0	0	0	0	0
1,460	1,480	20	0	0	0	0	0	0	0
1,480	1,500	20	0	0	0	0	0	0	0
1,500	1,550	25	0	0	0	0	0	0	0
1,550	1,600	30	0	0	0	0	0	0	0
1,600	1,650	30	5	0	0	0	0	0	0
1,650	1,700	35	10	0	0	0	0	0	0
1,700	1,750	40	10	0	0	0	0	0	0
1,750	1,800	45	15	0	0	0	0	0	0
1,800	1,850	50	20	0	0	0	0	0	0
1,850	1,900	50	25	0	0	0	0	0	0
1,900	1,950	55	30	0	0	0	0	0	0
1,950	2,000	60	30	5	0	0	0	0	0
2,000	2,050	65	35	10	0	0	0	0	0
2,050	2,100	70	40	15	0	0	0	0	0
2,100	2,150	70	45	15	0	0	0	0	0
2,150	2,200	75	50	20	0	0	0	0	0
2,200	2,250	80	50	25	0	0	0	0	0
2,250	2,300	85	55	30	0	0	0	0	0
2,300	2,350	90	60	35	5	0	0	0	0
2,350	2,400	95	65	35	10	0	0	0	0
2,400	2,450	100	70	40	15	0	0	0	0
2,450	2,500	105	70	45	15	0	0	0	0
2,500	2,550	115	75	50	20	0	0	0	0
2,550	2,600	120	80	55	25	0	0	0	0
2,600	2,650	125	85	55	30	0	0	0	0
2,650	2,700	130	90	60	35	5	0	0	0
2,700	2,750	135	100	65	40	10	0	0	0
2,750	2,800	145	105	70	40	15	0	0	0
2,800	2,850	150	110	75	45	20	0	0	0
2,850	2,900	155	115	80	50	25	0	0	0
2,900	2,950	160	120	85	55	25	0	0	0
2,950	3,000	165	130	90	60	30	0	0	0
3,000	3,050	175	135	95	65	35	10	0	0
3,050	3,100	180	140	100	70	40	10	0	0
3,100	3,150	185	145	110	75	45	15	0	0

昭和四十四年三月十八日 衆議院会議録第十五号(二)

ロ乙 表

(二)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
円 3,150	円 3,200	円 190	円 155	円 115	円 75	円 50	円 20	円 0
3,200	3,250	200	160	120	80	55	25	0
3,250	3,300	205	165	130	90	60	30	5
3,300	3,400	220	175	140	100	65	40	10
3,400	3,500	235	190	150	110	75	50	20
3,500	3,600	255	205	165	125	85	55	30
3,600	3,700	270	220	180	140	100	65	40
3,700	3,800	290	240	190	150	115	75	50
3,800	3,900	305	255	205	165	125	85	60
3,900	4,000	320	270	220	180	140	100	70
4,000	4,100	340	290	240	190	155	115	75
4,100	4,200	355	305	255	205	165	125	90
4,200	4,300	375	325	275	225	180	140	100
4,300	4,400	390	340	290	240	195	155	115
4,400	4,500	410	360	310	260	210	165	130
4,500	4,600	430	375	325	275	225	180	140
4,600	4,700	450	390	340	290	240	195	155
4,700	4,800	470	410	360	310	260	210	170
4,800	4,900	495	430	375	325	275	225	180
4,900	5,000	515	455	395	345	295	245	195
5,000	5,100	535	475	415	360	310	260	210
5,100	5,200	555	495	435	375	325	275	225
5,200	5,300	575	515	455	395	345	295	245
5,300	5,400	600	535	475	415	360	310	260
5,400	5,500	620	560	495	435	380	330	280
5,500	5,600	640	580	515	455	395	345	295
5,600	5,700	660	600	540	475	415	365	315
5,700	5,800	680	620	560	500	435	380	330
5,800	5,900	700	640	580	520	460	395	345
5,900	6,000	725	665	600	540	480	420	365
6,000	6,100	750	685	625	560	500	440	380
6,100	6,200	780	705	645	585	520	460	400
6,200	6,300	805	730	665	605	545	480	420
6,300	6,400	830	755	685	625	565	505	445
6,400	6,500	855	780	710	650	585	525	465
6,500 円	865	795	720	660	595	535	475	415
6,500 円をこえ 7,000 円に満た ない金額	6,500 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 6,500 円を こえる金額の 26 % に相当する金額を加算した金額							
7,000 円	円 995	円 925	円 850	円 790	円 725	円 665	円 605	円 545
7,000 円をこえ 8,500 円に満た ない金額	7,000 円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち 7,000 円を こえる金額の 30 % に相当する金額を加算した金額							

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

四〇一

ロ乙 表

(三)

その日の社会保険料控除後の給与等の金額	扶養親族の数							
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
以上未満	税額							
8,500円	1,445	1,375	1,300	1,240	1,175	1,115	1,055	995
8,500円をこえ 10,000円に満たない金額	8,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち8,500円をこえる金額の34%に相当する金額を加算した金額							
10,000円	1,955	1,885	1,810	1,750	1,685	1,625	1,565	1,505
10,000円をこえ 12,500円に満たない金額	10,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち10,000円をこえる金額の38%に相当する金額を加算した金額							
12,500円	2,905	2,835	2,760	2,700	2,635	2,575	2,515	2,455
12,500円をこえ 15,500円に満たない金額	12,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち12,500円をこえる金額の42%に相当する金額を加算した金額							
15,500円	4,165	4,095	4,020	3,960	3,895	3,835	3,775	3,715
15,500円をこえ 21,000円に満たない金額	15,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち15,500円をこえる金額の46%に相当する金額を加算した金額							
21,000円	6,695	6,625	6,550	6,490	6,425	6,365	6,305	6,245
21,000円をこえ 29,500円に満たない金額	21,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち21,000円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額							
29,500円	10,945	10,875	10,800	10,740	10,675	10,615	10,555	10,495
29,500円をこえ 57,000円に満たない金額	29,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち29,500円をこえる金額の55%に相当する金額を加算した金額							
57,000円	26,070	26,000	25,925	25,865	25,800	25,740	25,680	25,620
57,000円をこえる 金額	57,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち57,000円をこえる金額の60%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族の数が8人をこえる場合には、扶養親族の数が8人の場合の税額から、その8人をこえる1人ごとに40円を控除した金額								

(注) この表は、給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者のうち次に掲げる者について、甲表の甲欄に代えて適用する表である。

昭和四十四年三月十八日
衆議院議録第十五号(二)
所得税法の一部を改正する法律案

- (1) 当該申告書に控除対象配偶者に関する記載がなく、かつ、扶養親族に関する記載がある者
 - (2) 当該申告書に控除対象配偶者及び扶養親族に関する記載がなく、かつ、その者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある者(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する者であるときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた者に限る。)
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (一) (注)の(1)に掲げる居住者については、
 - (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
 - (2) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
 - (3) 当該申告書により申告された扶養親族の数が8人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族の数が8人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族の数が8人を超える1人ごとに40円を控除した金額が、その求める税額である。
 - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロに掲げる生徒に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族の数とする。
 - (二) (注)の(2)に掲げる居住者については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族が1人あるものとして(一)の(2)により求めた金額が、その求める税額である。

等 の 数										乙	
5人		6人		7人		8人以上				前月の社会保険料控除後の給与等の金額	
後 の 給 与 等 の 金 額											
以上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
千円 67千円未満	千円 71	千円 74	千円 79	千円 81	千円 86	千円 88	千円 93	千円 88千円未満	千円 93	千円 105	千円 105
67	71	74	79	81	86	88	93				
71	76	79	83	86	91	93	99				
76	81	83	89	91	97	99	105				
81	87	89	94	97	102	105	110				
87	100	94	108	102	116	110	123				
100	110	108	117	116	125	123	133				
110	126	117	133	125	140	133	147				
126	137	133	144	140	151	147	159				
137	156	144	163	151	169	159	176				
156	170	163	177	169	185	176	192				
170	193	177	200	185	206	192	212				
193	206	200	213	206	220	212	227				
206	225	213	232	220	238	227	244				
225	240	232	247	238	254	244	261				
240	257	247	264	254	271	261	278				
257	285	264	292	271	300	278	307				
285	328	292	336	300	343	307	350				
328	386	336	393	343	400	350	407				
386	436	393	443	400	450	407	457				
436	540	443	547	450	553	457	560				
540	675	547	683	553	692	560	700				
675	925	683	933	692	942	700	950				
925	1,758	933	1,767	942	1,775	950	1,783				
1,758	2,592	1,767	2,600	1,775	2,608	1,783	2,617				
2,592千円以上	2,600千円以上	2,608千円以上	2,617千円以上	2,617千円以上	850千円以上						

金額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額

保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

率である。

当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号口（定義）に掲げる生徒に該当するときは、に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数の障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
た居住者を含む。）については、固に該当する場合を除き、

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の表によらず、第百八十六条第一項第一号口若しくは第二号口又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第

るときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額かは当該金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賃与に対する源泉徴収税額の算出率の表

賃与の 金額に 乗るべき 率	甲											
	扶養親族											
	0人		1人		2人		3人		4人			
	前月の社会保険料控除											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
%	千円 21千円未満	千円 35千円未満	千円 43千円未満	千円 51千円未満	千円 59千円未満	千円 67千円未満	千円 75千円未満	千円 83千円未満	千円 91千円未満	千円 99千円未満	千円 107千円未満	千円 115千円未満
0	21	22	35	37	43	46	51	55	59	63	68	72
2	22	24	37	40	46	50	55	59	63	68	72	76
4	24	42	40	56	50	61	59	63	68	72	76	81
6	42	50	56	64	61	70	63	76	72	81	86	92
8	50	67	64	73	70	79	76	85	81	86	92	102
10	67	74	73	83	79	88	85	94	92	98	104	112
12	74	83	83	94	88	102	94	110	102	118	131	149
14	83	98	94	110	102	117	110	124	118	131	149	163
16	98	114	110	128	117	135	124	142	131	149	163	186
18	114	134	128	144	135	150	142	156	149	163	186	200
20	134	152	144	164	150	171	156	178	163	186	200	219
22	152	166	164	178	171	185	178	193	186	200	219	234
24	166	189	178	200	185	207	193	213	200	219	234	250
26	189	202	200	214	207	220	213	227	219	234	250	278
28	202	221	214	232	220	238	227	244	234	250	278	321
30	221	244	232	256	238	263	244	270	250	278	321	379
32	244	288	256	300	263	307	270	314	288	321	379	428
35	288	347	300	358	307	365	314	372	347	395	428	533
38	347	407	513	414	520	527	527	558	533	567	602	667
41	395	502	407	513	414	520	421	527	485	533	592	642
44	502	627	513	642	520	650	527	658	592	642	687	725
47	627	877	642	892	650	900	658	908	667	917	977	1,025
50	877	1,711	892	1,725	900	1,733	908	1,742	917	977	1,025	1,075
55	1,711	2,544	1,725	2,558	1,733	2,567	1,742	2,575	1,750	2,588	2,642	2,700
60	2,544	2,558	2,567	2,575	2,575	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583	2,583
65	2,544千円以上	2,558千円以上	2,567千円以上	2,575千円以上	2,575千円以上	2,583千円以上	2,583千円以上	2,583千円以上	2,583千円以上	2,583千円以上	2,583千円以上	2,583千円以上

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賃与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等(賃与を除く。以下この表において同じ。)の金額から、その給与等のを求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除」欄との交わるところに記載されている率が、その求める

(二) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にそ

(三) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつ

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賃与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(四) 前月中の給与等の金額がない場合は前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額をこえる場合には、こ

(三) 三項の規定を含む。)により税額を計算する。

(五) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められてい控除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又

別表第七 年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
1,000 円	円未満	0	50,000	51,000	5,000	137,000	139,000	13,700
1,000	2,000	100	51,000	52,000	5,100	139,000	141,000	13,900
2,000	3,000	200	52,000	53,000	5,200	141,000	143,000	14,100
3,000	4,000	300	53,000	54,000	5,300	143,000	145,000	14,300
4,000	5,000	400	54,000	55,000	5,400	145,000	147,000	14,500
5,000	6,000	500	55,000	56,000	5,500	147,000	149,000	14,700
6,000	7,000	600	56,000	57,000	5,600	149,000	151,000	14,900
7,000	8,000	700	57,000	58,000	5,700	151,000	153,000	15,100
8,000	9,000	800	58,000	59,000	5,800	153,000	155,000	15,300
9,000	10,000	900	59,000	60,000	5,900	155,000	157,000	15,500
10,000	11,000	1,000	60,000	61,000	6,000	157,000	159,000	15,700
11,000	12,000	1,100	61,000	62,000	6,100	159,000	161,000	15,900
12,000	13,000	1,200	62,000	63,000	6,200	161,000	163,000	16,100
13,000	14,000	1,300	63,000	65,000	6,300	163,000	165,000	16,300
14,000	15,000	1,400	65,000	67,000	6,500	165,000	167,000	16,500
15,000	16,000	1,500	67,000	69,000	6,700	167,000	169,000	16,700
16,000	17,000	1,600	69,000	71,000	6,900	169,000	171,000	16,900
17,000	18,000	1,700	71,000	73,000	7,100	171,000	173,000	17,100
18,000	19,000	1,800	73,000	75,000	7,300	173,000	175,000	17,300
19,000	20,000	1,900	75,000	77,000	7,500	175,000	177,000	17,500
20,000	21,000	2,000	77,000	79,000	7,700	177,000	179,000	17,700
21,000	22,000	2,100	79,000	81,000	7,900	179,000	181,000	17,900
22,000	23,000	2,200	81,000	83,000	8,100	181,000	183,000	18,100
23,000	24,000	2,300	83,000	85,000	8,300	183,000	185,000	18,300
24,000	25,000	2,400	85,000	87,000	8,500	185,000	187,000	18,500
25,000	26,000	2,500	87,000	89,000	8,700	187,000	189,000	18,700
26,000	27,000	2,600	89,000	91,000	8,900	189,000	191,000	18,900
27,000	28,000	2,700	91,000	93,000	9,100	191,000	193,000	19,100
28,000	29,000	2,800	93,000	95,000	9,300	193,000	195,000	19,300
29,000	30,000	2,900	95,000	97,000	9,500	195,000	198,000	19,500
30,000	31,000	3,000	97,000	99,000	9,700	198,000	201,000	19,800
31,000	32,000	3,100	99,000	101,000	9,900	201,000	204,000	20,100
32,000	33,000	3,200	101,000	103,000	10,100	204,000	207,000	20,400
33,000	34,000	3,300	103,000	105,000	10,300	207,000	210,000	20,700
34,000	35,000	3,400	105,000	107,000	10,500	210,000	213,000	21,000
35,000	36,000	3,500	107,000	109,000	10,700	213,000	216,000	21,300
36,000	37,000	3,600	109,000	111,000	10,900	216,000	219,000	21,600
37,000	38,000	3,700	111,000	113,000	11,100	219,000	222,000	21,900
38,000	39,000	3,800	113,000	115,000	11,300	222,000	225,000	22,200
39,000	40,000	3,900	115,000	117,000	11,500	225,000	228,000	22,500
40,000	41,000	4,000	117,000	119,000	11,700	228,000	231,000	22,800
41,000	42,000	4,100	119,000	121,000	11,900	231,000	234,000	23,100
42,000	43,000	4,200	121,000	123,000	12,100	234,000	237,000	23,400
43,000	44,000	4,300	123,000	125,000	12,300	237,000	240,000	23,700
44,000	45,000	4,400	125,000	127,000	12,500	240,000	243,000	24,000
45,000	46,000	4,500	127,000	129,000	12,700	243,000	246,000	24,300
46,000	47,000	4,600	129,000	131,000	12,900	246,000	249,000	24,600
47,000	48,000	4,700	131,000	133,000	13,100	249,000	252,000	24,900
48,000	49,000	4,800	133,000	135,000	13,300	252,000	255,000	25,200
49,000	50,000	4,900	135,000	137,000	13,500	255,000	258,000	25,500

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一)

所得稅法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,800	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	74,500
261,000	264,000	26,100	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	75,200
264,000	267,000	26,400	422,000	426,000	47,000	622,000	626,000	75,900
267,000	270,000	26,700	426,000	430,000	47,600	626,000	630,000	76,600
270,000	273,000	27,000	430,000	434,000	48,200	630,000	634,000	77,400
273,000	276,000	27,300	434,000	438,000	48,700	634,000	638,000	78,100
276,000	279,000	27,600	438,000	442,000	49,300	638,000	642,000	78,800
279,000	282,000	27,900	442,000	446,000	49,800	642,000	646,000	79,500
282,000	285,000	28,200	446,000	450,000	50,400	646,000	650,000	80,200
285,000	288,000	28,500	450,000	454,000	51,000	650,000	655,000	81,000
288,000	291,000	28,800	454,000	458,000	51,500	655,000	660,000	81,900
291,000	294,000	29,100	458,000	462,000	52,100	660,000	665,000	82,800
294,000	297,000	29,400	462,000	466,000	52,600	665,000	670,000	83,700
297,000	300,000	29,700	466,000	470,000	53,200	670,000	675,000	84,600
300,000	303,000	30,000	470,000	474,000	53,800	675,000	680,000	85,500
303,000	306,000	30,400	474,000	478,000	54,300	680,000	685,000	86,400
306,000	309,000	30,800	478,000	482,000	54,900	685,000	690,000	87,300
309,000	312,000	31,200	482,000	486,000	55,400	690,000	695,000	88,200
312,000	315,000	31,600	486,000	490,000	56,000	695,000	700,000	89,100
315,000	318,000	32,100	490,000	494,000	56,600	700,000	705,000	90,000
318,000	321,000	32,500	494,000	498,000	57,100	705,000	710,000	90,900
321,000	324,000	32,900	498,000	502,000	57,700	710,000	715,000	91,800
324,000	327,000	33,300	502,000	506,000	58,200	715,000	720,000	92,700
327,000	330,000	33,700	506,000	510,000	58,800	720,000	725,000	93,600
330,000	333,000	34,200	510,000	514,000	59,400	725,000	730,000	94,500
333,000	336,000	34,600	514,000	518,000	59,900	730,000	735,000	95,400
336,000	339,000	35,000	518,000	522,000	60,500	735,000	740,000	96,300
339,000	342,000	35,400	522,000	526,000	61,000	740,000	745,000	97,200
342,000	345,000	35,800	526,000	530,000	61,600	745,000	750,000	98,100
345,000	348,000	36,300	530,000	534,000	62,200	750,000	755,000	99,000
348,000	351,000	36,700	534,000	538,000	62,700	755,000	760,000	99,900
351,000	354,000	37,100	538,000	542,000	63,300	760,000	765,000	100,800
354,000	357,000	37,500	542,000	546,000	63,800	765,000	770,000	101,700
357,000	360,000	37,900	546,000	550,000	64,400	770,000	775,000	102,600
360,000	363,000	38,400	550,000	554,000	65,000	775,000	780,000	103,500
363,000	366,000	38,800	554,000	558,000	65,500	780,000	785,000	104,400
366,000	369,000	39,200	558,000	562,000	66,100	785,000	790,000	105,300
369,000	372,000	39,600	562,000	566,000	66,600	790,000	795,000	106,200
372,000	375,000	40,000	566,000	570,000	67,200	795,000	800,000	107,100
375,000	378,000	40,500	570,000	574,000	67,800	800,000	805,000	108,000
378,000	381,000	40,900	574,000	578,000	68,300	805,000	810,000	108,900
381,000	384,000	41,300	578,000	582,000	68,900	810,000	815,000	109,800
384,000	387,000	41,700	582,000	586,000	69,400	815,000	820,000	110,700
387,000	390,000	42,100	586,000	590,000	70,000	820,000	825,000	111,600
390,000	394,000	42,600	590,000	594,000	70,600	825,000	830,000	112,500
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	71,100	830,000	835,000	113,400
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	71,700	835,000	840,000	114,300
402,000	406,000	44,200	602,000	606,000	72,300	840,000	845,000	115,200
406,000	410,000	44,800	606,000	610,000	73,000	845,000	850,000	116,100
410,000	414,000	45,400	610,000	614,000	73,800	850,000	855,000	117,000

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 855,000	円 860,000	円 117,900	円 980,000	円 985,000	円 140,400	円 3,000,000	円 4,000,000	課税給与所得金額に38%を乗じて算出した金額から436,000円を控除した金額
860,000	865,000	118,800	985,000	990,000	141,300			
865,000	870,000	119,700	990,000	995,000	142,200			
870,000	875,000	120,600	995,000	1,000,000	143,100			
875,000	880,000	121,500						
880,000	885,000	122,400	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に22%を乗じて算出した金額から76,000円を控除した金額	4,000,000	4,465,000	課税給与所得金額に42%を乗じて算出した金額から596,000円を控除した金額
885,000	890,000	123,300						
890,000	895,000	124,200						
895,000	900,000	125,100						
900,000	905,000	126,000						
905,000	910,000	126,900	1,500,000	2,000,000	課税給与所得金額に23%を乗じて算出した金額から136,000円を控除した金額	4,465,000円		1,279,300円
910,000	915,000	127,800						
915,000	920,000	128,700						
920,000	925,000	129,600						
925,000	930,000	130,500						
930,000	935,000	131,400	2,000,000	2,500,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額			
935,000	940,000	132,300						
940,000	945,000	133,200						
945,000	950,000	134,100						
950,000	955,000	135,000						
955,000	960,000	135,900	2,500,000	3,000,000	課税給与所得金額に34%を乗じて算出した金額から316,000円を控除した金額			
960,000	965,000	136,800						
965,000	970,000	137,700						
970,000	975,000	138,600						
975,000	980,000	139,500						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- ① まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除))に規定する小規模企業共済掛金をいう。の額がある場合には、その金額
 - (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(第七十六条第一項(生命保険料控除))に規定する生命保険料をいう。以下同じ。の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (i) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (ii) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (iii) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
 - (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(第七十七条第一項(損害保険料控除))に規定する損害保険料をいう。以下同じ。の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (i) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (ii) その損害保険料の金額のすべてが第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当

該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)

- (イ) その損害保険料の金額のうちに第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係る金額との合計額とする。
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに90,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、130,000円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき90,000円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、130,000円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (ハ) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (ア) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (ア) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (ア) (b)に該当するときを除くほか、第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (イ) 当該申告書に第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
それぞれその残額を求める。
- (二) (ハ)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (三) (一)から(二)までにより税額を求める場合において、(二)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一)

所得稅法の一部を改正する法律案

四一〇

別表第七の附表

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
313,750	円未満	171,000円未満	410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	328,000
313,750	314,000	171,000	412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	329,600
314,000	316,000	171,200	414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	331,200
316,000	318,000	172,800	416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	332,800
318,000	320,000	174,400	418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	334,400
320,000	322,000	176,000	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	336,000
322,000	324,000	177,600	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	337,600
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	339,200
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	340,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	342,400
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	344,000
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	345,600
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	347,200
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	348,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	350,400
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	352,000
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	353,600
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	355,200
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	356,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	358,400
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	360,000
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	361,600
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	363,200
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	364,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	366,400
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	368,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	369,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	371,200
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	372,800
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	374,400
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	376,000
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	377,600
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	379,200
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	380,800
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	382,400
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	384,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	385,600
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	387,200
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	388,800
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	390,400
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	392,000
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	393,600
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	395,200
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	396,800
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	398,400
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	400,000
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	401,600
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	403,200
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	404,800
408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	326,400	608,000	610,000	406,400

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

四一

(二)

給与等の金額 以上 円	給与所得控除後の給与 未満 等の金額 円	給与等の金額 以上 円	給与所得控除後の給与 未満 等の金額 円	給与等の金額 以上 円	給与所得控除後の給与 未満 等の金額 円	給与等の金額 以上 円	給与所得控除後の給与 未満 等の金額 円
610,000	612,000	408,000	710,000	712,000	488,000	810,000	812,000
612,000	614,000	409,600	712,000	714,000	489,600	812,000	814,000
614,000	616,000	411,200	714,000	716,000	491,200	814,000	816,000
616,000	618,000	412,800	716,000	718,000	492,800	816,000	818,000
618,000	620,000	414,400	718,000	720,000	494,400	818,000	820,000
620,000	622,000	416,000	720,000	722,000	496,000	820,000	822,000
622,000	624,000	417,600	722,000	724,000	497,600	822,000	824,000
624,000	626,000	419,200	724,000	726,000	499,200	824,000	826,000
626,000	628,000	420,800	726,000	728,000	500,800	826,000	828,000
628,000	630,000	422,400	728,000	730,000	502,400	828,000	830,000
630,000	632,000	424,000	730,000	732,000	504,000	830,000	832,000
632,000	634,000	425,600	732,000	734,000	505,600	832,000	834,000
634,000	636,000	427,200	734,000	736,000	507,200	834,000	836,000
636,000	638,000	428,800	736,000	738,000	508,800	836,000	838,000
638,000	640,000	430,400	738,000	740,000	510,400	838,000	840,000
640,000	642,000	432,000	740,000	742,000	512,000	840,000	842,000
642,000	644,000	433,600	742,000	744,000	513,600	842,000	844,000
644,000	646,000	435,200	744,000	746,000	515,200	844,000	846,000
646,000	648,000	436,800	746,000	748,000	516,800	846,000	848,000
648,000	650,000	438,400	748,000	750,000	518,400	848,000	850,000
650,000	652,000	440,000	750,000	752,000	520,000	850,000	852,000
652,000	654,000	441,600	752,000	754,000	521,600	852,000	854,000
654,000	656,000	443,200	754,000	756,000	523,200	854,000	856,000
656,000	658,000	444,800	756,000	758,000	524,800	856,000	858,000
658,000	660,000	446,400	758,000	760,000	526,400	858,000	860,000
660,000	662,000	448,000	760,000	762,000	528,000	860,000	862,000
662,000	664,000	449,600	762,000	764,000	529,600	862,000	864,000
664,000	666,000	451,200	764,000	766,000	531,200	864,000	866,000
666,000	668,000	452,800	766,000	768,000	532,800	866,000	868,000
668,000	670,000	454,400	768,000	770,000	534,400	868,000	870,000
670,000	672,000	456,000	770,000	772,000	536,000	870,000	872,000
672,000	674,000	457,600	772,000	774,000	537,600	872,000	874,000
674,000	676,000	459,200	774,000	776,000	539,200	874,000	876,000
676,000	678,000	460,800	776,000	778,000	540,800	876,000	878,000
678,000	680,000	462,400	778,000	780,000	542,400	878,000	880,000
680,000	682,000	464,000	780,000	782,000	544,000	880,000	882,000
682,000	684,000	465,600	782,000	784,000	545,600	882,000	884,000
684,000	686,000	467,200	784,000	786,000	547,200	884,000	886,000
686,000	688,000	468,800	786,000	788,000	548,800	886,000	888,000
688,000	690,000	470,400	788,000	790,000	550,400	888,000	890,000
690,000	692,000	472,000	790,000	792,000	552,000	890,000	892,000
692,000	694,000	473,600	792,000	794,000	553,600	892,000	894,000
694,000	696,000	475,200	794,000	796,000	555,200	894,000	896,000
696,000	698,000	476,800	796,000	798,000	556,800	896,000	898,000
698,000	700,000	478,400	798,000	800,000	558,400	898,000	900,000
700,000	702,000	480,000	800,000	802,000	560,000	900,000	902,000
702,000	704,000	481,600	802,000	804,000	561,600	902,000	904,000
704,000	706,000	483,200	804,000	806,000	563,200	904,000	906,000
706,000	708,000	484,800	806,000	808,000	564,800	906,000	908,000
708,000	710,000	486,400	808,000	810,000	566,400	908,000	910,000

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
910,000	912,000	648,500	990,000	992,000	716,500	1,070,000	1,072,000	784,500
912,000	914,000	650,200	992,000	994,000	718,200	1,072,000	1,074,000	786,200
914,000	916,000	651,900	994,000	996,000	719,900	1,074,000	1,076,000	787,900
916,000	918,000	653,600	996,000	998,000	721,600	1,076,000	1,078,000	789,600
918,000	920,000	655,300	998,000	1,000,000	723,300	1,078,000	1,080,000	791,300
920,000	922,000	657,000	1,000,000	1,002,000	725,000	1,080,000	1,082,000	793,000
922,000	924,000	658,700	1,002,000	1,004,000	726,700	1,082,000	1,084,000	794,700
924,000	926,000	660,400	1,004,000	1,006,000	728,400	1,084,000	1,086,000	796,400
926,000	928,000	662,100	1,006,000	1,008,000	730,100	1,086,000	1,088,000	798,100
928,000	930,000	663,800	1,008,000	1,010,000	731,800	1,088,000	1,090,000	799,800
930,000	932,000	665,500	1,010,000	1,012,000	733,500	1,090,000	1,092,000	801,500
932,000	934,000	667,200	1,012,000	1,014,000	735,200	1,092,000	1,094,000	803,200
934,000	936,000	668,900	1,014,000	1,016,000	736,900	1,094,000	1,096,000	804,900
936,000	938,000	670,600	1,016,000	1,018,000	738,600	1,096,000	1,098,000	806,600
938,000	940,000	672,300	1,018,000	1,020,000	740,300	1,098,000	1,100,000	808,300
940,000	942,000	674,000	1,020,000	1,022,000	742,000	1,100,000	2,100,000	給与等の金額に95%を乗じて算出した金額から235,000円を控除した金額
942,000	944,000	675,700	1,022,000	1,024,000	743,700			
944,000	946,000	677,400	1,024,000	1,026,000	745,400			
946,000	948,000	679,100	1,026,000	1,028,000	747,100			
948,000	950,000	680,800	1,028,000	1,030,000	748,800			
950,000	952,000	682,500	1,030,000	1,032,000	750,500	2,100,000	3,100,000	給与等の金額に97.5%を乗じて算出した金額から287,500円を控除した金額
952,000	954,000	684,200	1,032,000	1,034,000	752,200			
954,000	956,000	685,900	1,034,000	1,036,000	753,900			
956,000	958,000	687,600	1,036,000	1,038,000	755,600			
958,000	960,000	689,300	1,038,000	1,040,000	757,300			
960,000	962,000	691,000	1,040,000	1,042,000	759,000	3,100,000円以上		給与等の金額から365,000円を控除した金額
962,000	964,000	692,700	1,042,000	1,044,000	760,700			
964,000	966,000	694,400	1,044,000	1,046,000	762,400			
966,000	968,000	696,100	1,046,000	1,048,000	764,100			
968,000	970,000	697,800	1,048,000	1,050,000	765,800			
970,000	972,000	699,500	1,050,000	1,052,000	767,500			
972,000	974,000	701,200	1,052,000	1,054,000	769,200			
974,000	976,000	702,900	1,054,000	1,056,000	770,900			
976,000	978,000	704,600	1,056,000	1,058,000	772,600			
978,000	980,000	706,300	1,058,000	1,060,000	774,300			
980,000	982,000	708,000	1,060,000	1,062,000	776,000			
982,000	984,000	709,700	1,062,000	1,064,000	777,700			
984,000	986,000	711,400	1,064,000	1,066,000	779,400			
986,000	988,000	713,100	1,066,000	1,068,000	781,100			
988,000	990,000	714,800	1,068,000	1,070,000	782,800			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

別表第八 退職所得の源泉徴収税額表

(一)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000	円未満	0	100,000	102,000	5,000	274,000	278,000	13,700
2,000	4,000	100	102,000	104,000	5,100	278,000	282,000	13,900
4,000	6,000	200	104,000	106,000	5,200	282,000	286,000	14,100
6,000	8,000	300	106,000	108,000	5,300	286,000	290,000	14,300
8,000	10,000	400	108,000	110,000	5,400	290,000	294,000	14,500
10,000	12,000	500	110,000	112,000	5,500	294,000	298,000	14,700
12,000	14,000	600	112,000	114,000	5,600	298,000	302,000	14,900
14,000	16,000	700	114,000	116,000	5,700	302,000	306,000	15,100
16,000	18,000	800	116,000	118,000	5,800	306,000	310,000	15,300
18,000	20,000	900	118,000	120,000	5,900	310,000	314,000	15,500
20,000	22,000	1,000	120,000	122,000	6,000	314,000	318,000	15,700
22,000	24,000	1,100	122,000	124,000	6,100	318,000	322,000	15,900
24,000	26,000	1,200	124,000	126,000	6,200	322,000	326,000	16,100
26,000	28,000	1,300	126,000	130,000	6,300	326,000	330,000	16,300
28,000	30,000	1,400	130,000	134,000	6,500	330,000	334,000	16,500
30,000	32,000	1,500	134,000	138,000	6,700	334,000	338,000	16,700
32,000	34,000	1,600	138,000	142,000	6,900	338,000	342,000	16,900
34,000	36,000	1,700	142,000	146,000	7,100	342,000	346,000	17,100
36,000	38,000	1,800	146,000	150,000	7,300	346,000	350,000	17,300
38,000	40,000	1,900	150,000	154,000	7,500	350,000	354,000	17,500
40,000	42,000	2,000	154,000	158,000	7,700	354,000	358,000	17,700
42,000	44,000	2,100	158,000	162,000	7,900	358,000	362,000	17,900
44,000	46,000	2,200	162,000	166,000	8,100	362,000	366,000	18,100
46,000	48,000	2,300	166,000	170,000	8,300	366,000	370,000	18,300
48,000	50,000	2,400	170,000	174,000	8,500	370,000	374,000	18,500
50,000	52,000	2,500	174,000	178,000	8,700	374,000	378,000	18,700
52,000	54,000	2,600	178,000	182,000	8,900	378,000	382,000	18,900
54,000	56,000	2,700	182,000	186,000	9,100	382,000	386,000	19,100
56,000	58,000	2,800	186,000	190,000	9,300	386,000	390,000	19,300
58,000	60,000	2,900	190,000	194,000	9,500	390,000	396,000	19,500
60,000	62,000	3,000	194,000	198,000	9,700	396,000	402,000	19,800
62,000	64,000	3,100	198,000	202,000	9,900	402,000	408,000	20,100
64,000	66,000	3,200	202,000	206,000	10,100	408,000	414,000	20,400
66,000	68,000	3,300	206,000	210,000	10,300	414,000	420,000	20,700
68,000	70,000	3,400	210,000	214,000	10,500	420,000	426,000	21,000
70,000	72,000	3,500	214,000	218,000	10,700	426,000	432,000	21,300
72,000	74,000	3,600	218,000	222,000	10,900	432,000	438,000	21,600
74,000	76,000	3,700	222,000	226,000	11,100	438,000	444,000	21,900
76,000	78,000	3,800	226,000	230,000	11,300	444,000	450,000	22,200
78,000	80,000	3,900	230,000	234,000	11,500	450,000	456,000	22,500
80,000	82,000	4,000	234,000	238,000	11,700	456,000	462,000	22,800
82,000	84,000	4,100	238,000	242,000	11,900	462,000	468,000	23,100
84,000	86,000	4,200	242,000	246,000	12,100	468,000	474,000	23,400
86,000	88,000	4,300	246,000	250,000	12,300	474,000	480,000	23,700
88,000	90,000	4,400	250,000	254,000	12,500	480,000	486,000	24,000
90,000	92,000	4,500	254,000	258,000	12,700	486,000	492,000	24,300
92,000	94,000	4,600	258,000	262,000	12,900	492,000	498,000	24,600
94,000	96,000	4,700	262,000	266,000	13,100	498,000	504,000	24,900
96,000	98,000	4,800	266,000	270,000	13,300	504,000	510,000	25,200
98,000	100,000	4,900	270,000	274,000	13,500	510,000	516,000	25,500

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,800	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	74,500
522,000	528,000	26,100	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	75,200
528,000	534,000	26,400	844,000	852,000	47,000	1,244,000	1,252,000	75,900
534,000	540,000	26,700	852,000	860,000	47,600	1,252,000	1,260,000	76,600
540,000	546,000	27,000	860,000	868,000	48,200	1,260,000	1,268,000	77,400
546,000	552,000	27,300	868,000	876,000	48,700	1,268,000	1,276,000	78,100
552,000	558,000	27,600	876,000	884,000	49,300	1,276,000	1,284,000	78,800
558,000	564,000	27,900	884,000	892,000	49,800	1,284,000	1,292,000	79,500
564,000	570,000	28,200	892,000	900,000	50,400	1,292,000	1,300,000	80,200
570,000	576,000	28,500	900,000	908,000	51,000	1,300,000	1,310,000	81,000
576,000	582,000	28,800	908,000	916,000	51,500	1,310,000	1,320,000	81,900
582,000	588,000	29,100	916,000	924,000	52,100	1,320,000	1,330,000	82,800
588,000	594,000	29,400	924,000	932,000	52,600	1,330,000	1,340,000	83,700
594,000	600,000	29,700	932,000	940,000	53,200	1,340,000	1,350,000	84,600
600,000	606,000	30,000	940,000	948,000	53,800	1,350,000	1,360,000	85,500
606,000	612,000	30,400	948,000	956,000	54,300	1,360,000	1,370,000	86,400
612,000	618,000	30,800	956,000	964,000	54,900	1,370,000	1,380,000	87,300
618,000	624,000	31,200	964,000	972,000	55,400	1,380,000	1,390,000	88,200
624,000	630,000	31,600	972,000	980,000	56,000	1,390,000	1,400,000	89,100
630,000	636,000	32,100	980,000	988,000	56,600	1,400,000	1,410,000	90,000
636,000	642,000	32,500	988,000	996,000	57,100	1,410,000	1,420,000	90,900
642,000	648,000	32,900	996,000	1,004,000	57,700	1,420,000	1,430,000	91,800
648,000	654,000	33,300	1,004,000	1,012,000	58,200	1,430,000	1,440,000	92,700
654,000	660,000	33,700	1,012,000	1,020,000	58,800	1,440,000	1,450,000	93,600
660,000	666,000	34,200	1,020,000	1,028,000	59,400	1,450,000	1,460,000	94,500
666,000	672,000	34,600	1,028,000	1,036,000	59,900	1,460,000	1,470,000	95,400
672,000	678,000	35,000	1,036,000	1,044,000	60,500	1,470,000	1,480,000	96,300
678,000	684,000	35,400	1,044,000	1,052,000	61,000	1,480,000	1,490,000	97,200
684,000	690,000	35,800	1,052,000	1,060,000	61,600	1,490,000	1,500,000	98,100
690,000	696,000	36,300	1,060,000	1,068,000	62,200	1,500,000	1,510,000	99,000
696,000	702,000	36,700	1,068,000	1,076,000	62,700	1,510,000	1,520,000	99,900
702,000	708,000	37,100	1,076,000	1,084,000	63,300	1,520,000	1,530,000	100,800
708,000	714,000	37,500	1,084,000	1,092,000	63,800	1,530,000	1,540,000	101,700
714,000	720,000	37,900	1,092,000	1,100,000	64,400	1,540,000	1,550,000	102,600
720,000	726,000	38,400	1,100,000	1,108,000	65,000	1,550,000	1,560,000	103,500
726,000	732,000	38,800	1,108,000	1,116,000	65,500	1,560,000	1,570,000	104,400
732,000	738,000	39,200	1,116,000	1,124,000	66,100	1,570,000	1,580,000	105,300
738,000	744,000	39,600	1,124,000	1,132,000	66,600	1,580,000	1,590,000	106,200
744,000	750,000	40,000	1,132,000	1,140,000	67,200	1,590,000	1,600,000	107,100
750,000	756,000	40,500	1,140,000	1,148,000	67,800	1,600,000	1,610,000	108,000
756,000	762,000	40,900	1,148,000	1,156,000	68,300	1,610,000	1,620,000	108,900
762,000	768,000	41,300	1,156,000	1,164,000	68,900	1,620,000	1,630,000	109,800
768,000	774,000	41,700	1,164,000	1,172,000	69,400	1,630,000	1,640,000	110,700
774,000	780,000	42,100	1,172,000	1,180,000	70,000	1,640,000	1,650,000	111,600
780,000	788,000	42,600	1,180,000	1,188,000	70,600	1,650,000	1,660,000	112,500
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	71,100	1,660,000	1,670,000	113,400
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	71,700	1,670,000	1,680,000	114,300
804,000	812,000	44,200	1,204,000	1,212,000	72,300	1,680,000	1,690,000	115,200
812,000	820,000	44,800	1,212,000	1,220,000	73,000	1,690,000	1,700,000	116,100
820,000	828,000	45,400	1,220,000	1,228,000	73,800	1,700,000	1,710,000	117,000

昭和四十四年三月十八日 衆議院会議録第十五号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,710,000	1,720,000	円 117,900	円 3,000,000	円 4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13%を乗じて算出した金額から136,000円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,576,000円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	118,800						
1,730,000	1,740,000	119,700						
1,740,000	1,750,000	120,600						
1,750,000	1,760,000	121,500						
1,760,000	1,770,000	122,400	4,000,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から216,000円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,576,000円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	123,300						
1,780,000	1,790,000	124,200						
1,790,000	1,800,000	125,100						
1,800,000	1,810,000	126,000						
1,810,000	1,820,000	126,900	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17%を乗じて算出した金額から316,000円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,076,000円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	127,800						
1,830,000	1,840,000	128,700						
1,840,000	1,850,000	129,600						
1,850,000	1,860,000	130,500						
1,860,000	1,870,000	131,400	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19%を乗じて算出した金額から436,000円を控除した金額	90,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,326,000円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	132,300						
1,880,000	1,890,000	133,200						
1,890,000	1,900,000	134,100						
1,900,000	1,910,000	135,000						
1,910,000	1,920,000	135,900	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21%を乗じて算出した金額から596,000円を控除した金額	130,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から9,576,000円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	136,800						
1,930,000	1,940,000	137,700						
1,940,000	1,950,000	138,600						
1,950,000	1,960,000	139,500						
1,960,000	1,970,000	140,400	10,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23%を乗じて算出した金額から796,000円を控除した金額			
1,970,000	1,980,000	141,300						
1,980,000	1,990,000	142,200						
1,990,000	2,000,000	143,100						
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11%を乗じて算出した金額から76,000円を控除した金額	14,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,076,000円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から第二百一条第二項(退職所得に係る徵収稅額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額からこの表の附表により第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十四年四月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十年分以後の所得税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 昭和四十年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例

（昭和四十年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げた字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。）

第二十一条第三項第二号(給与所得控除)	十分の一・五	十分の一・四
第二十一条第三項第三号	二十九万円	二十八万八千円
第二十一条第三項第四項	十分の〇・五	十分の〇・四
第二十一条第三項第五号	三十四万円	三十二万八千円
第七十九条第一項及び第二項(障害者控除)	三十六万五千円	三十四万八千円
第八十条第一項(老年者控除)、第八十一条第一項(勤労学生控除)及び第八十二条第一項(配偶者控除)	九万円	八万七千五百円
第八十三条第一項(扶養控除)	十三万円	十二万七千五百円
第八十四条第一項(扶養控除)	十七万円	十六万七千五百円
第八十四条第二項	十万円	九万五千円
第八十六条第一項(基礎控除)	十一万円	十万七千五百円
第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税)	十七万円	十六万七千五百円
第一百九十二条第一項(年末調整)	百万円以下	百万円未満
第一百九十三条第一項(退職所得に係る源泉徴収税額)	別表第七	別表第二
別表第七の附表	改正法附則別表第五の附表	別表第七
別表第八	改正法附則別表第六	改正法附則別表第五

(経過措置の原則)

第一条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法（以下「新法」という。）の規定は、昭和四十年分以後の所得税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

第三条 昭和四十年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例

（昭和四十年分の所得税については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げた字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。）

(短期譲渡所得等の範囲に関する経過措置)

第四条 新法第三十二条第二項(山林所得)及び第三十三条第三項第一号(短期譲渡所得)の規定は、昭和四十五年分以後の所得税について適用し、昭和四十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(昭和四十四年分及び昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)

第五条 居住者の昭和四十四年分の所得税については、新法第四百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額（以下「予定納税基準額」という。）は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和四十三年分の課税総所得金額に係る所得税の額（当該課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちで譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法（以下「旧法」という。）第百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被災者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十一年法律第百七十五号）第二条（所得税の軽減又は免除）の規定の適用があつた場合に徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものとみなしして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものとみなしして計算した額とする。）を控除した金額は、同年分の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。）から、当該各種所得につき源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額（一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものとみなしして計算した額とする。）を控除した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額（昭和四十三年分の所得税について旧法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の選択がされている場合には、同項第一号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちで譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第四百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」といふ。）と当該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれら者の数に応じ附則別表第三により求めた率

昭和四十三年分の課税総所得金額等が六千五百万円以上である居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から三十五万円を控除した金額によるものとする。

昭和四十三年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和四十四年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

1

非居住者の昭和四十四年分の所得税に係る予定納税基準額は、前二項の規定に準じて計算したところによる。

5 前各項の規定は、居住者又は非居住者の昭和四十五年分の所得税に係る予定納税基準額の計算に
ついて準用する。この場合において、第一項第一号中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」

分」と、「改正前の所得税法(以下「旧法」といふ。)」であるのは「新法」と、同項第二号中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、「附則別表第三」とあるのは「附則別表第四」と、第一項中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「三十万円」とあるのは「十万円」と、第三項中「昭和四十三年分」とあるのは「昭和四十四年分」と、「旧法」とあるのは「新法」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 に係る事項（これらのこと項につき同日前に同法第二十一条（更正）又は第二十六条（再更正）の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項）につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、昭和四十五年三月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求をすることができる。

前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第一百五十九条第二項（更正又は決定による源泉徴収税額等の還付）（新法第一百六十八条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による還付金について国税通則法

2
これらの規定を新法第百六十六条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法の一部を改正する法律(昭和四十三年法律第二十一号)附則第三条第二項(昭和四十三年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定(同条第一項の規定により読み替えられた同法による改正後の所得税法第九十条第二項(変動所得及び臨時所得の平均課税))の規定を含む。)を適用して計算した所得税の額による。

昭和四十五年において純損失の金額がある場合における新法第百四十条第一項又は第百四十二条第一項の規定の適用につき、これら規定による還付金の計算による所得税の額は、附

第一項の規定の適用について、これらの規定による適用の名義の特例の規定による。による。

(給与所得及び退職所得に係る源泉徴収に関する経過措置)
第七条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第
四から別表第六まで(この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第百八

十三条第一項（源泉徴収義務）に規定する給与等（以下この条において「給与等」という。）について適用し、同日前に支払へき給与等については、なお従前の例による。

附則第三条第一項（昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例）の規定により読み替えられた新法第百九十条（年末調整）の規定並びに附則別表第五及び同表の附表は、昭和四十四年中に支払うべき給与等での最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、そ

3 新法第百九十六条第一項及び第二項(給与所得者の保険料控除申告書)の規定は、施行日以後に提
の最後に支払をする日が施行日前である場合には、なお従前の例による。

4 出する給与所得者の保険料控除申告書について適用する。
附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第二百一条(退職所得に係る源泉徴収税額)の規定及び附則表第六は、昭和四十四年中に支払るべき財務省告第百九十九条(退職所得に係る源泉徴収税額)

取義務)に規定する退職手当等(以下「退職手当等」という)で施行日以後に支払われるものについて、適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお前項の例による。

5 新法附則第二十五条第三項給与等とみなす年金に係る源泉徴収に關する経過規定の規定は、施行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し、同日前に支払うべき当該年金については、なお從前の例による。

行日以後に支払うべき同項に規定する年金について適用し
は、なお従前の例による。
同日前に支払うべき三歳年金について
附則第五条の見出し中「及第十四年分」を削り
附則別表第四を次のように改める。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

附則別表第一 昭和44年分の所得税の簡易税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		(ロ)の(イ)税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		(ロ)の(イ)税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		(ロ)の(イ)税額(ロ)に対する割合
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000	円未満	0	%	51,000	52,000	4,900	9.8	137,000
2,000	3,000	100	9.8	52,000	53,000	5,000	9.8	139,000
3,000	4,000	200	9.8	53,000	54,000	5,100	9.8	141,000
4,000	5,000	300	9.8	54,000	55,000	5,200	9.8	143,000
5,000	6,000	400	9.8	55,000	56,000	5,300	9.8	145,000
6,000	7,000	500	9.8	56,000	57,000	5,400	9.8	147,000
7,000	8,000	600	9.8	57,000	58,000	5,500	9.8	149,000
8,000	9,000	700	9.8	58,000	59,000	5,600	9.8	151,000
9,000	10,000	800	9.8	59,000	60,000	5,700	9.8	153,000
10,000	11,000	900	9.8	60,000	61,000	5,800	9.8	155,000
11,000	12,000	1,000	9.8	61,000	62,000	5,900	9.8	157,000
12,000	13,000	1,100	9.8	62,000	63,000	6,000	9.8	159,000
13,000	14,000	1,200	9.8	63,000	64,000	6,100	9.8	161,000
14,000	15,000	1,300	9.8	64,000	65,000	6,200	9.8	163,000
15,000	16,000	1,400	9.8	65,000	67,000	6,300	9.8	165,000
16,000	17,000	1,500	9.8	67,000	69,000	6,500	9.8	167,000
17,000	18,000	1,600	9.8	69,000	71,000	6,700	9.8	169,000
18,000	19,000	1,700	9.8	71,000	73,000	6,900	9.8	171,000
19,000	20,000	1,800	9.8	73,000	75,000	7,100	9.8	173,000
20,000	21,000	1,900	9.8	75,000	77,000	7,300	9.8	175,000
21,000	22,000	2,000	9.8	77,000	79,000	7,500	9.8	177,000
22,000	23,000	2,100	9.8	79,000	81,000	7,700	9.8	179,000
23,000	24,000	2,200	9.8	81,000	83,000	7,900	9.8	181,000
24,000	25,000	2,300	9.8	83,000	85,000	8,100	9.8	183,000
25,000	26,000	2,400	9.8	85,000	87,000	8,300	9.8	185,000
26,000	27,000	2,500	9.8	87,000	89,000	8,500	9.8	187,000
27,000	28,000	2,600	9.8	89,000	91,000	8,700	9.8	189,000
28,000	29,000	2,700	9.8	91,000	93,000	8,900	9.8	191,000
29,000	30,000	2,800	9.8	93,000	95,000	9,100	9.8	193,000
30,000	31,000	2,900	9.8	95,000	97,000	9,300	9.8	195,000
31,000	32,000	3,000	9.8	97,000	99,000	9,500	9.8	198,000
32,000	33,000	3,100	9.8	99,000	101,000	9,700	9.8	201,000
33,000	34,000	3,200	9.8	101,000	103,000	9,900	9.8	204,000
34,000	35,000	3,300	9.8	103,000	105,000	10,100	9.8	207,000
35,000	36,000	3,400	9.8	105,000	107,000	10,300	9.8	210,000
36,000	37,000	3,500	9.8	107,000	109,000	10,500	9.8	213,000
37,000	38,000	3,600	9.8	109,000	111,000	10,700	9.8	216,000
38,000	39,000	3,700	9.8	111,000	113,000	10,900	9.8	219,000
39,000	40,000	3,800	9.8	113,000	115,000	11,100	9.8	222,000
40,000	41,000	3,900	9.8	115,000	117,000	11,300	9.8	225,000
41,000	42,000	4,000	9.8	117,000	119,000	11,500	9.8	228,000
42,000	43,000	4,100	9.8	119,000	121,000	11,700	9.8	231,000
43,000	44,000	4,200	9.8	121,000	123,000	11,900	9.8	234,000
44,000	45,000	4,300	9.8	123,000	125,000	12,100	9.8	237,000
45,000	46,000	4,400	9.8	125,000	127,000	12,300	9.8	240,000
46,000	47,000	4,500	9.8	127,000	129,000	12,500	9.8	243,000
47,000	48,000	4,600	9.8	129,000	131,000	12,700	9.8	246,000
48,000	49,000	4,700	9.8	131,000	133,000	12,900	9.8	249,000
49,000	50,000	4,800	9.8	133,000	135,000	13,100	9.8	252,000
50,000	51,000	4,900	9.8	135,000	137,000	13,300	9.8	255,000

昭和四十四年三月十八日 衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

昭和四十年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

四一九

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
			以上	未満			以上	未満		
258,000	261,000	25,600	9.8	414,000	418,000	45,900	11	614,000	618,000	74,900
261,000	264,000	25,900	9.8	418,000	422,000	46,500	11	618,000	622,000	75,700
264,000	267,000	26,200	9.8	422,000	426,000	47,100	11	622,000	626,000	76,400
267,000	270,000	26,500	9.8	426,000	430,000	47,600	11	626,000	630,000	77,200
270,000	273,000	26,800	9.8	430,000	434,000	48,200	11	630,000	634,000	77,900
273,000	276,000	27,100	9.8	434,000	438,000	48,800	11	634,000	638,000	78,600
276,000	279,000	27,400	9.8	438,000	442,000	49,300	11	638,000	642,000	79,400
279,000	282,000	27,700	9.8	442,000	446,000	49,900	11	642,000	646,000	80,100
282,000	285,000	28,000	9.8	446,000	450,000	50,500	11	646,000	650,000	80,900
285,000	288,000	28,300	9.8	450,000	454,000	51,100	11	650,000	655,000	81,600
288,000	291,000	28,600	9.8	454,000	458,000	51,600	11	655,000	660,000	82,500
291,000	294,000	28,900	9.8	458,000	462,000	52,200	11	660,000	665,000	83,500
294,000	297,000	29,200	9.8	462,000	466,000	52,800	11	665,000	670,000	84,400
297,000	300,000	29,500	9.8	466,000	470,000	53,300	11	670,000	675,000	85,300
300,000	303,000	29,800	9.8	470,000	474,000	53,900	11	675,000	680,000	86,200
303,000	306,000	30,200	9.8	474,000	478,000	54,500	11	680,000	685,000	87,200
306,000	309,000	30,600	10	478,000	482,000	55,000	11	685,000	690,000	88,100
309,000	312,000	31,000	10	482,000	486,000	55,600	11	690,000	695,000	89,000
312,000	315,000	31,500	10	486,000	490,000	56,200	11	695,000	700,000	89,900
315,000	318,000	31,900	10	490,000	494,000	56,700	11	700,000	705,000	90,900
318,000	321,000	32,300	10	494,000	498,000	57,300	11	705,000	710,000	91,800
321,000	324,000	32,700	10	498,000	502,000	57,900	11	710,000	715,000	92,700
324,000	327,000	33,200	10	502,000	506,000	58,400	11	715,000	720,000	93,600
327,000	330,000	33,600	10	506,000	510,000	59,000	11	720,000	725,000	94,600
330,000	333,000	34,000	10	510,000	514,000	59,600	11	725,000	730,000	95,500
333,000	336,000	34,400	10	514,000	518,000	60,100	11	730,000	735,000	96,400
336,000	339,000	34,900	10	518,000	522,000	60,700	11	735,000	740,000	97,300
339,000	342,000	35,300	10	522,000	526,000	61,300	11	740,000	745,000	98,300
342,000	345,000	35,700	10	526,000	530,000	61,800	11	745,000	750,000	99,200
345,000	348,000	36,100	10	530,000	534,000	62,400	11	750,000	755,000	100,100
348,000	351,000	36,600	10	534,000	538,000	63,000	11	755,000	760,000	101,000
351,000	354,000	37,000	10	538,000	542,000	63,500	11	760,000	765,000	102,000
354,000	357,000	37,400	10	542,000	546,000	64,100	11	765,000	770,000	102,900
357,000	360,000	37,800	10	546,000	550,000	64,700	11	770,000	775,000	103,800
360,000	363,000	38,300	10	550,000	554,000	65,300	11	775,000	780,000	104,700
363,000	366,000	38,700	10	554,000	558,000	65,800	11	780,000	785,000	105,700
366,000	369,000	39,100	10	558,000	562,000	66,400	11	785,000	790,000	106,600
369,000	372,000	39,500	10	562,000	566,000	67,000	11	790,000	795,000	107,500
372,000	375,000	40,000	10	566,000	570,000	67,500	11	795,000	800,000	108,400
375,000	378,000	40,400	10	570,000	574,000	68,100	11	800,000	805,000	109,400
378,000	381,000	40,800	10	574,000	578,000	68,700	11	805,000	810,000	110,300
381,000	384,000	41,300	10	578,000	582,000	69,200	11	810,000	815,000	111,200
384,000	387,000	41,700	10	582,000	586,000	69,800	11	815,000	820,000	112,100
387,000	390,000	42,100	10	586,000	590,000	70,400	12	820,000	825,000	113,100
390,000	394,000	42,500	10	590,000	594,000	70,900	12	825,000	830,000	114,000
394,000	398,000	43,100	10	594,000	598,000	71,500	12	830,000	835,000	114,900
398,000	402,000	43,700	10	598,000	602,000	72,100	12	835,000	840,000	115,800
402,000	406,000	44,200	10	602,000	606,000	72,700	12	840,000	845,000	116,800
406,000	410,000	44,800	11	606,000	610,000	73,500	12	845,000	850,000	117,700
410,000	414,000	45,400	11	610,000	614,000	74,200	12	850,000	855,000	118,600

(三)

課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)	税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)に対する割合
		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	119,500	13	2,000,000	2,200,000	(イ)の金額に30%を乗じて算出したら金額から205,100円を控除した金額	%
860,000	865,000	120,500	14				
865,000	870,000	121,400	14				
870,000	875,000	122,300	14				
875,000	880,000	123,200	14				
880,000	885,000	124,200	14	2,200,000	2,500,000	(イ)の金額に31.2%を乗じて算出したら金額から231,500円を控除した金額	20,000,000
885,000	890,000	125,100	14				30,000,000
890,000	895,000	126,000	14				
895,000	900,000	126,900	14				
900,000	905,000	127,900	14				
905,000	910,000	128,800	14	2,500,000	3,000,000	(イ)の金額に34.2%を乗じて算出したら金額から306,500円を控除した金額	30,000,000
910,000	915,000	129,700	14				45,000,000
915,000	920,000	130,600	14				
920,000	925,000	131,600	14				
925,000	930,000	132,500	14				
930,000	935,000	133,400	14	3,000,000	4,000,000	(イ)の金額に38.5%を乗じて算出したら金額から435,500円を控除した金額	45,000,000
935,000	940,000	134,300	14				60,000,000
940,000	945,000	135,300	14				
945,000	950,000	136,200	14				
950,000	955,000	137,100	14				
955,000	960,000	138,000	14	4,000,000	5,000,000	(イ)の金額に42.7%を乗じて算出したら金額から603,500円を控除した金額	60,000,000
960,000	965,000	139,000	14				65,000,000
965,000	970,000	139,900	14				
970,000	975,000	140,800	14				
975,000	980,000	141,700	14				
980,000	985,000	142,700	14	5,000,000	6,000,000	(イ)の金額に45.7%を乗じて算出したら金額から758,500円を控除した金額	65,000,000
985,000	990,000	143,600	14				
990,000	995,000	144,500	14				
995,000	1,000,000	145,400	14				
1,000,000	1,500,000	(イ)の金額に22.7%を乗じて算出したら金額から80,600円を控除した金額		6,000,000	7,000,000	(イ)の金額に47%を乗じて算出したら金額から831,500円を控除した金額	
1,500,000	2,000,000	(イ)の金額に27%を乗じて算出したら金額から145,100円を控除した金額		7,000,000	10,000,000	(イ)の金額に50%を乗じて算出したら金額から1,041,500円を控除した金額	

(注) この表において「調整所得金額」とは、新法第九十条第一項第一号(変動所得及び臨時所得の平均課税)に規定する調整所得金額をいう。

(備考)

- (1) 課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に係る税額を求めるには、課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額(ロ)」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
- (2) 附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第九十条第二項に規定する割合を求めるには、調整所得金額に応じ、「課税総所得金額、調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「(ロ)の(イ)に対する割合」欄に記載されている率が、その求める割合である。

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

附則別表第二 昭和44年分の山林所得に係る所得税の簡易税額表

(一)

課税山林所得金額 以上 円 2,000 2,000 3,000 3,000 4,000 5,000	税 類 円未満 3,000 4,000 5,000 6,000	課税山林所得金額 以上 円 51,000 52,000 53,000 54,000 55,000 56,000	税 類 4,900 5,000 5,100 5,200 5,300	課税山林所得金額 以上 円 137,000 139,000 141,000 143,000 145,000 147,000		税 類 13,400 13,600 13,800 14,000 14,200		
				未 満 0 100 200 300 400	未 満 51,000 52,000 53,000 54,000 55,000 56,000			
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	147,000	149,000	14,400
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	149,000	151,000	14,600
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	151,000	153,000	14,700
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	153,000	155,000	14,900
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	155,000	157,000	15,100
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	157,000	159,000	15,300
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	159,000	161,000	15,500
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	161,000	163,000	15,700
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	163,000	165,000	15,900
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	165,000	167,000	16,100
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	167,000	169,000	16,300
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	169,000	171,000	16,500
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	171,000	173,000	16,700
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	173,000	175,000	16,900
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	175,000	177,000	17,100
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	177,000	179,000	17,300
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	179,000	181,000	17,500
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	181,000	183,000	17,700
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	183,000	185,000	17,900
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	185,000	187,000	18,100
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	187,000	189,000	18,300
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	189,000	191,000	18,500
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	191,000	193,000	18,700
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	193,000	195,000	18,900
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	195,000	198,000	19,100
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	198,000	201,000	19,400
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	201,000	204,000	19,600
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,800	204,000	207,000	19,900
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,000	207,000	210,000	20,200
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,200	210,000	213,000	20,500
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,400	213,000	216,000	20,800
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,600	216,000	219,000	21,100
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,800	219,000	222,000	21,400
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,000	222,000	225,000	21,700
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,200	225,000	228,000	22,000
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,400	228,000	231,000	22,300
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,600	231,000	234,000	22,600
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,800	234,000	237,000	22,900
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,000	237,000	240,000	23,200
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,200	240,000	243,000	23,500
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,400	243,000	246,000	23,800
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,600	246,000	249,000	24,100
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,800	249,000	252,000	24,400
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,000	252,000	255,000	24,600
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,200	255,000	258,000	24,900

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

四二二

(二)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,200	414,000	418,000	40,500	614,000	618,000	60,400
261,000	264,000	25,500	418,000	422,000	40,900	618,000	622,000	60,800
264,000	267,000	25,800	422,000	426,000	41,300	622,000	626,000	61,200
267,000	270,000	26,100	426,000	430,000	41,700	626,000	630,000	61,600
270,000	273,000	26,400	430,000	434,000	42,100	630,000	634,000	62,000
273,000	276,000	26,700	434,000	438,000	42,500	634,000	638,000	62,400
276,000	279,000	27,000	438,000	442,000	42,900	638,000	642,000	62,800
279,000	282,000	27,300	442,000	446,000	43,300	642,000	646,000	63,200
282,000	285,000	27,600	446,000	450,000	43,700	646,000	650,000	63,600
285,000	288,000	27,900	450,000	454,000	44,100	650,000	655,000	64,000
288,000	291,000	28,200	454,000	458,000	44,400	655,000	660,000	64,500
291,000	294,000	28,500	458,000	462,000	44,800	660,000	665,000	65,000
294,000	297,000	28,800	462,000	466,000	45,200	665,000	670,000	65,500
297,000	300,000	29,100	466,000	470,000	45,600	670,000	675,000	66,000
300,000	303,000	29,400	470,000	474,000	46,000	675,000	680,000	66,500
303,000	306,000	29,600	474,000	478,000	46,400	680,000	685,000	67,000
306,000	309,000	29,900	478,000	482,000	46,800	685,000	690,000	67,500
309,000	312,000	30,200	482,000	486,000	47,200	690,000	695,000	68,000
312,000	315,000	30,500	486,000	490,000	47,600	695,000	700,000	68,500
315,000	318,000	30,800	490,000	494,000	48,000	700,000	705,000	69,000
318,000	321,000	31,100	494,000	498,000	48,400	705,000	710,000	69,500
321,000	324,000	31,400	498,000	502,000	48,800	710,000	715,000	70,000
324,000	327,000	31,700	502,000	506,000	49,200	715,000	720,000	70,500
327,000	330,000	32,000	506,000	510,000	49,600	720,000	725,000	71,000
330,000	333,000	32,300	510,000	514,000	50,000	725,000	730,000	71,500
333,000	336,000	32,600	514,000	518,000	50,400	730,000	735,000	72,000
336,000	339,000	32,900	518,000	522,000	50,800	735,000	740,000	72,500
339,000	342,000	33,200	522,000	526,000	51,200	740,000	745,000	73,000
342,000	345,000	33,500	526,000	530,000	51,600	745,000	750,000	73,500
345,000	348,000	33,800	530,000	534,000	52,000	750,000	755,000	74,000
348,000	351,000	34,100	534,000	538,000	52,400	755,000	760,000	74,500
351,000	354,000	34,300	538,000	542,000	52,800	760,000	765,000	75,000
354,000	357,000	34,600	542,000	546,000	53,200	765,000	770,000	75,500
357,000	360,000	34,900	546,000	550,000	53,600	770,000	775,000	76,000
360,000	363,000	35,200	550,000	554,000	54,000	775,000	780,000	76,500
363,000	366,000	35,500	554,000	558,000	54,400	780,000	785,000	77,000
366,000	369,000	35,800	558,000	562,000	54,800	785,000	790,000	77,500
369,000	372,000	36,100	562,000	566,000	55,200	790,000	795,000	78,000
372,000	375,000	36,400	566,000	570,000	55,600	795,000	800,000	78,500
375,000	378,000	36,700	570,000	574,000	56,000	800,000	805,000	79,000
378,000	381,000	37,000	574,000	578,000	56,400	805,000	810,000	79,500
381,000	384,000	37,300	578,000	582,000	56,800	810,000	815,000	80,000
384,000	387,000	37,600	582,000	586,000	57,200	815,000	820,000	80,500
387,000	390,000	37,900	586,000	590,000	57,600	820,000	825,000	81,000
390,000	394,000	38,200	590,000	594,000	58,000	825,000	830,000	81,500
394,000	398,000	38,600	594,000	598,000	58,400	830,000	835,000	82,000
398,000	402,000	39,000	598,000	602,000	58,800	835,000	840,000	82,500
402,000	406,000	39,300	602,000	606,000	59,200	840,000	845,000	83,000
406,000	410,000	39,700	606,000	610,000	59,600	845,000	850,000	83,500
410,000	414,000	40,100	610,000	614,000	60,000	850,000	855,000	84,000

(三)

課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額	課税山林所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
855,000	860,000	84,500	5,000,000	7,500,000	課税山林所得金額に22.7%を乗じて算出した金額から403,000円を控除した金額	35,000,000	50,000,000	課税山林所得金額に50%を乗じて算出した金額から5,207,500円を控除した金額
860,000	865,000	85,000						
865,000	870,000	85,500						
870,000	875,000	86,000						
875,000	880,000	86,500						
880,000	885,000	87,000	7,500,000	10,000,000	課税山林所得金額に27.3%を乗じて算出した金額から725,500円を控除した金額	50,000,000	100,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から7,707,500円を控除した金額
885,000	890,000	87,500						
890,000	895,000	88,000						
895,000	900,000	88,500						
900,000	905,000	89,000						
905,000	910,000	89,500	10,000,000	11,000,000	課税山林所得金額に30%を乗じて算出した金額から1,025,500円を控除した金額	100,000,000	150,000,000	課税山林所得金額に60%を乗じて算出した金額から12,707,500円を控除した金額
910,000	915,000	90,000						
915,000	920,000	90,500						
920,000	925,000	91,000						
925,000	930,000	91,500						
930,000	935,000	92,000	11,000,000	12,500,000	課税山林所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から1,157,500円を控除した金額	150,000,000	225,000,000	課税山林所得金額に55%を乗じて算出した金額から20,207,500円を控除した金額
935,000	940,000	92,500						
940,000	945,000	93,000						
945,000	950,000	93,500						
950,000	955,000	94,000						
955,000	960,000	94,500	12,500,000	15,000,000	課税山林所得金額に34.2%を乗じて算出した金額から1,532,500円を控除した金額	225,000,000	300,000,000	課税山林所得金額に70%を乗じて算出した金額から31,457,500円を控除した金額
960,000	965,000	95,000						
965,000	970,000	95,500						
970,000	975,000	96,000						
975,000	980,000	96,500						
980,000	985,000	97,000	15,000,000	20,000,000	課税山林所得金額に38.5%を乗じて算出した金額から2,177,500円を控除した金額	300,000,000	325,000,000	課税山林所得金額に71.2%を乗じて算出した金額から35,057,500円を控除した金額
985,000	990,000	97,500						
990,000	995,000	98,000						
995,000	1,000,000	98,500						
1,000,000	1,500,000	課税山林所得金額に10%を乗じて算出した金額から1,000円を控除した金額	20,000,000	25,000,000	課税山林所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から3,017,500円を控除した金額	325,000,000	円以上	課税山林所得金額に75%を乗じて算出した金額から47,407,500円を控除した金額
1,500,000	3,000,000	課税山林所得金額に14.2%を乗じて算出した金額から64,000円を控除した金額	25,000,000	30,000,000	課税山林所得金額に46.7%を乗じて算出した金額から3,767,500円を控除した金額			
3,000,000	5,000,000	課税山林所得金額に18.5%を乗じて算出した金額から193,000円を控除した金額	30,000,000	35,000,000	課税山林所得金額に47%を乗じて算出した金額から4,151,500円を控除した金額			

(備考) 課税山林所得金額に係る税額を求めるには、課税山林所得金額に応じ、「課税山林所得金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

族 等 の 数									
4人		5人		6人		7人		8人以上	
税 総 所 得 金 額 等									
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 276	千円未満 千円未満	千円 294	千円未満 千円未満	千円 312	千円未満 千円未満	千円 330	千円未満 千円未満	千円 348	千円未満 千円未満
								348	460
						330	460	460	520
				312	470	460	530	520	600
			294	470	470	560	790	600	880
276	480	470	750	560	880	790	1,210	880	1,350
480	1,090	750	1,630	880	1,940	1,210	2,170	1,350	2,580
1,090	2,920	1,630	3,310	1,940	3,580	2,170	3,840	2,580	4,400
2,920	7,750	3,310	8,100	3,580	8,450	3,840	8,800	4,400	9,150
7,750	30,350	8,100	32,100	8,450	33,850	8,800	35,600	9,150	37,350
30,350	65,000	32,100	65,000	33,850	65,000	35,600	65,000	37,350	65,000

の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

た控除対象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

一項第一号に掲げる金額から30万円を控除した金額が昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額である。

附則別表第三 昭和44年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)

所得稅法の一部を改正する法律案

昭和43年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶養親族							
	0人		1人		2人		3人	
	昭和43年分の課税							
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
0%	千円 231千円未満	千円 231千円未満	千円 231千円未満	千円 243千円未満	千円 243千円未満	千円 258千円未満	千円 258千円未満	千円 258千円未満
55								
60								
65								
70								
75								
80						258	670	
85				243	2,100	670	2,700	
90	231	5,390	231	5,550	2,100	5,820	2,700	7,400
95	5,390	23,520	5,550	24,520	5,820	26,270	7,400	28,020
99	23,520	65,000	24,520	65,000	26,270	65,000	28,020	65,000

(注)

- (一) この表は、昭和43年分の課税総所得金額等が6,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和43年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第一項第二号(昭和四十四年分及び昭和四十五年分)
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和43年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受け
 - (三) 昭和43年分の課税総所得金額等が6,500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

四二六

族 等 の 数											
4人		5人		6人		7人		8人以上			
税 総 所 得 金 額 等											
以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
千円 225千円未満	千円 225千円未満	千円 225千円未満	千円 230千円未満	千円 230千円未満	千円 240千円未満						
225	520	225	1,140	230	1,390	450	2,120	500	2,550		
520	11,080	1,140	11,580	1,390	12,080	2,120	12,580	2,550	13,080		
11,080	65,000	11,580	65,000	12,080	65,000	12,580	65,000	13,080	65,000		

得税に係る予定納税基準額の計算の特例)において準用する同条第一項第二号に規定する課税総所得金額等をいう。得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた適用を受けた扶養親族の数の合計をいう。

五項において準用する同条第一項第一号に掲げる金額から10万円を控除した金額が昭和45年分の所得税に係る予定

附則別表第四 昭和45年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)
所得税法の一部を改正する法律案

昭和44年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	%	扶養親							
		0人		1人		2人		3人	
		昭和44年分の課							
		以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
0	207千円未満	千円	207千円未満	千円	213千円未満	千円	213千円未満	千円	213千円未満
85									
90									
95					213	10,080	213	10,580	
99	207	65,000	207	65,000	10,080	65,000	10,580	65,000	

(注)

- (一) この表は、昭和44年分の課税総所得金額等が6,500万円未満である者について適用する表である。
- (二) この表における用語については、次に定めるところによる。
 - (1) 「昭和44年分の課税総所得金額等」とは、附則第五条第五項(昭和四十四年分及び昭和四十五年分の所)
 - (2) 「扶養親族等の数」とは、昭和44年分の所得税につき附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所控除対象配偶者及び附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条(扶養控除)の規定の
- (三) 昭和44年分の課税総所得金額等が6,500万円以上である者については、この表によらず、附則第五条第納税基準額である。

附則別表第五 昭和44年分の年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二) 所得税法の一部を改正する法律案

(一)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
2,000円未満	0	51,000円	52,000円	4,900円	137,000円	139,000円	13,500円	
2,000	3,000	100	52,000	53,000	5,000	139,000	141,000	13,700
3,000	4,000	200	53,000	54,000	5,100	141,000	143,000	13,900
4,000	5,000	300	54,000	55,000	5,200	143,000	145,000	14,100
5,000	6,000	400	55,000	56,000	5,300	145,000	147,000	14,300
6,000	7,000	500	56,000	57,000	5,400	147,000	149,000	14,500
7,000	8,000	600	57,000	58,000	5,500	149,000	151,000	14,700
8,000	9,000	700	58,000	59,000	5,600	151,000	153,000	14,900
9,000	10,000	800	59,000	60,000	5,700	153,000	155,000	15,100
10,000	11,000	900	60,000	61,000	5,800	155,000	157,000	15,300
11,000	12,000	1,000	61,000	62,000	5,900	157,000	159,000	15,500
12,000	13,000	1,100	62,000	63,000	6,000	159,000	161,000	15,700
13,000	14,000	1,200	63,000	64,000	6,100	161,000	163,000	15,900
14,000	15,000	1,300	64,000	65,000	6,200	163,000	165,000	16,100
15,000	16,000	1,400	65,000	67,000	6,300	165,000	167,000	16,300
16,000	17,000	1,500	67,000	69,000	6,500	167,000	169,000	16,500
17,000	18,000	1,600	69,000	71,000	6,700	169,000	171,000	16,700
18,000	19,000	1,700	71,000	73,000	6,900	171,000	173,000	16,900
19,000	20,000	1,800	73,000	75,000	7,100	173,000	175,000	17,100
20,000	21,000	1,900	75,000	77,000	7,300	175,000	177,000	17,300
21,000	22,000	2,000	77,000	79,000	7,500	177,000	179,000	17,500
22,000	23,000	2,100	79,000	81,000	7,700	179,000	181,000	17,700
23,000	24,000	2,200	81,000	83,000	7,900	181,000	183,000	17,900
24,000	25,000	2,300	83,000	85,000	8,100	183,000	185,000	18,100
25,000	26,000	2,400	85,000	87,000	8,300	185,000	187,000	18,300
26,000	27,000	2,500	87,000	89,000	8,500	187,000	189,000	18,500
27,000	28,000	2,600	89,000	91,000	8,700	189,000	191,000	18,700
28,000	29,000	2,700	91,000	93,000	8,900	191,000	193,000	18,900
29,000	30,000	2,800	93,000	95,000	9,100	193,000	195,000	19,100
30,000	31,000	2,900	95,000	97,000	9,300	195,000	198,000	19,300
31,000	32,000	3,000	97,000	99,000	9,500	198,000	201,000	19,600
32,000	33,000	3,100	99,000	101,000	9,700	201,000	204,000	19,900
33,000	34,000	3,200	101,000	103,000	9,900	204,000	207,000	20,200
34,000	35,000	3,300	103,000	105,000	10,100	207,000	210,000	20,500
35,000	36,000	3,400	105,000	107,000	10,300	210,000	213,000	20,800
36,000	37,000	3,500	107,000	109,000	10,500	213,000	216,000	21,100
37,000	38,000	3,600	109,000	111,000	10,700	216,000	219,000	21,400
38,000	39,000	3,700	111,000	113,000	10,900	219,000	222,000	21,700
39,000	40,000	3,800	113,000	115,000	11,100	222,000	225,000	22,000
40,000	41,000	3,900	115,000	117,000	11,300	225,000	228,000	22,300
41,000	42,000	4,000	117,000	119,000	11,500	228,000	231,000	22,600
42,000	43,000	4,100	119,000	121,000	11,700	231,000	234,000	22,900
43,000	44,000	4,200	121,000	123,000	11,900	234,000	237,000	23,200
44,000	45,000	4,300	123,000	125,000	12,100	237,000	240,000	23,500
45,000	46,000	4,400	125,000	127,000	12,300	240,000	243,000	23,800
46,000	47,000	4,500	127,000	129,000	12,500	243,000	246,000	24,100
47,000	48,000	4,600	129,000	131,000	12,700	246,000	249,000	24,400
48,000	49,000	4,700	131,000	133,000	12,900	249,000	252,000	24,700
49,000	50,000	4,800	133,000	135,000	13,100	252,000	255,000	25,000
50,000	51,000	4,900	135,000	137,000	13,300	255,000	258,000	25,300

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)
所得税法の一部を改正する法律案

(二)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
258,000	261,000	25,600	414,000	418,000	45,900	614,000	618,000	74,900
261,000	264,000	25,900	418,000	422,000	46,500	618,000	622,000	75,700
264,000	267,000	26,200	422,000	426,000	47,100	622,000	626,000	76,400
267,000	270,000	26,500	426,000	430,000	47,600	626,000	630,000	77,200
270,000	273,000	26,800	430,000	434,000	48,200	630,000	634,000	77,900
273,000	276,000	27,100	434,000	438,000	48,800	634,000	638,000	78,600
276,000	279,000	27,400	438,000	442,000	49,300	638,000	642,000	79,400
279,000	282,000	27,700	442,000	446,000	49,900	642,000	646,000	80,100
282,000	285,000	28,000	446,000	450,000	50,500	646,000	650,000	80,900
285,000	288,000	28,300	450,000	454,000	51,100	650,000	655,000	81,600
288,000	291,000	28,600	454,000	458,000	51,600	655,000	660,000	82,500
291,000	294,000	28,900	458,000	462,000	52,200	660,000	665,000	83,500
294,000	297,000	29,200	462,000	466,000	52,800	665,000	670,000	84,400
297,000	300,000	29,500	466,000	470,000	53,300	670,000	675,000	85,300
300,000	303,000	29,800	470,000	474,000	53,900	675,000	680,000	86,200
303,000	306,000	30,200	474,000	478,000	54,500	680,000	685,000	87,200
306,000	309,000	30,600	478,000	482,000	55,000	685,000	690,000	88,100
309,000	312,000	31,000	482,000	486,000	55,600	690,000	695,000	89,000
312,000	315,000	31,500	486,000	490,000	56,200	695,000	700,000	89,900
315,000	318,000	31,900	490,000	494,000	56,700	700,000	705,000	90,900
318,000	321,000	32,300	494,000	498,000	57,300	705,000	710,000	91,800
321,000	324,000	32,700	498,000	502,000	57,900	710,000	715,000	92,700
324,000	327,000	33,200	502,000	506,000	58,400	715,000	720,000	93,600
327,000	330,000	33,600	506,000	510,000	59,000	720,000	725,000	94,600
330,000	333,000	34,000	510,000	514,000	59,600	725,000	730,000	95,500
333,000	336,000	34,400	514,000	518,000	60,100	730,000	735,000	96,400
336,000	339,000	34,900	518,000	522,000	60,700	735,000	740,000	97,300
339,000	342,000	35,300	522,000	526,000	61,300	740,000	745,000	98,300
342,000	345,000	35,700	526,000	530,000	61,800	745,000	750,000	99,200
345,000	348,000	36,100	530,000	534,000	62,400	750,000	755,000	100,100
348,000	351,000	36,600	534,000	538,000	63,000	755,000	760,000	101,000
351,000	354,000	37,000	538,000	542,000	63,500	760,000	765,000	102,000
354,000	357,000	37,400	542,000	546,000	64,100	765,000	770,000	102,900
357,000	360,000	37,800	546,000	550,000	64,700	770,000	775,000	103,800
360,000	363,000	38,300	550,000	554,000	65,300	775,000	780,000	104,700
363,000	366,000	38,700	554,000	558,000	65,800	780,000	785,000	105,700
366,000	369,000	39,100	558,000	562,000	66,400	785,000	790,000	106,600
369,000	372,000	39,500	562,000	566,000	67,000	790,000	795,000	107,500
372,000	375,000	40,000	566,000	570,000	67,500	795,000	800,000	108,400
375,000	378,000	40,400	570,000	574,000	68,100	800,000	805,000	109,400
378,000	381,000	40,800	574,000	578,000	68,700	805,000	810,000	110,300
381,000	384,000	41,300	578,000	582,000	69,200	810,000	815,000	111,200
384,000	387,000	41,700	582,000	586,000	69,800	815,000	820,000	112,100
387,000	390,000	42,100	586,000	590,000	70,400	820,000	825,000	113,100
390,000	394,000	42,500	590,000	594,000	70,900	825,000	830,000	114,000
394,000	398,000	43,100	594,000	598,000	71,500	830,000	835,000	114,900
398,000	402,000	43,700	598,000	602,000	72,100	835,000	840,000	115,800
402,000	406,000	44,200	602,000	606,000	72,700	840,000	845,000	116,800
406,000	410,000	44,800	606,000	610,000	73,500	845,000	850,000	117,700
410,000	414,000	45,400	610,000	614,000	74,200	850,000	855,000	118,600

(三)

課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額	課税給与所得金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	課税給与所得金額に34.2%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額
855,000	860,000	119,500	980,000	985,000	142,700	2,500,000	3,000,000	
860,000	865,000	120,500	985,000	990,000	143,600			
865,000	870,000	121,400	990,000	995,000	144,500			
870,000	875,000	122,300	995,000	1,000,000	145,400			
875,000	880,000	123,200						
880,000	885,000	124,200	1,000,000	1,500,000	課税給与所得金額に22.7%を乗じて算出した金額から80,600円を控除した金額	3,000,000	4,000,000	課税給与所得金額に38.5%を乗じて算出した金額から435,500円を控除した金額
885,000	890,000	125,100						
890,000	895,000	126,000						
895,000	900,000	126,900						
900,000	905,000	127,800						
905,000	910,000	128,800	1,500,000	2,000,000	課税給与所得金額に27%を乗じて算出した金額から145,100円を控除した金額	4,000,000	4,484,000	課税給与所得金額に42.7%を乗じて算出した金額から603,500円を控除した金額
910,000	915,000	129,700						
915,000	920,000	130,600						
920,000	925,000	131,500						
925,000	930,000	132,500						
930,000	935,000	133,400	2,000,000	2,200,000	課税給与所得金額に30%を乗じて算出した金額から205,100円を控除した金額	4,484,000円	1,311,100円	
935,000	940,000	134,300						
940,000	945,000	135,300						
945,000	950,000	136,200						
950,000	955,000	137,100						
955,000	960,000	138,000	2,200,000	2,500,000	課税給与所得金額に31.2%を乗じて算出した金額から231,500円を控除した金額			
960,000	965,000	139,000						
965,000	970,000	139,900						
970,000	975,000	140,800						
975,000	980,000	141,700						

(注) この表において「課税給与所得金額」とは、附則第三条第一項(昭和四十四年分の所得税の所得控除及び税額の計算に係る特例)の規定により読み替えられた新法第百九十一条第二号(年末調整)に規定する給与所得控除後の給与等の金額から同号イからニまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (1) まず、この表の附表によりその年中の給与等の金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額から、次に掲げる金額を控除した金額を求める。
 - (1) その年中の給与等の金額から控除される社会保険料がある場合には、その金額
 - (2) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された社会保険料の金額がある場合には、その金額
 - (3) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された小規模企業共済掛金(新法第七十五条第一項(小規模企業共済掛金控除)に規定する小規模企業共済掛金をいう。)の額がある場合には、その金額
- (4) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された生命保険料(新法第七十六条第一項(生命保険料控除)に規定する生命保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その生命保険料の金額の合計額が25,000円までの場合 当該合計額
 - (2) その生命保険料の金額の合計額が25,000円をこえ50,000円までの場合 当該合計額の2分の1に相当する金額と12,500円との合計額
 - (3) その生命保険料の金額の合計額が50,000円をこえる場合 37,500円
- (5) 給与所得者の保険料控除申告書により申告された損害保険料(新法第七十七条第一項(損害保険料控除)に規定する損害保険料をいう。以下同じ。)の金額がある場合には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる金額
 - (1) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が2,000円をこえる場合には、2,000円)
 - (2) その損害保険料の金額のすべてが新法第七十七条第一項第二号に規定する契約に係るものである場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)
 - (3) その損害保険料の金額のうち新法第七十七条第一項第一号に規定する契約に係るものと同項第二号に規定する契約に係るものがある場合 当該金額の合計額(その合計額が10,000円をこえる場合には、10,000円)。ただし、同項第一号に規定する契約に係る金額が2,000円をこえ、かつ、同項第二号に規定する契約に係る金額が8,000円未満である場合には、2,000円と同項第二号に規定する契約に係

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(一)

所得稅法の一部を改正する法律案

る金額との合計額とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合(当該勤労学生が新法第二条第一項第三十二号ロ(定義)に掲げる生徒に該当する場合には、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、新法第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつた場合)には、これらの一に該当するごとに87,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、127,500円)を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載がある場合には、その障害者1人につき87,500円(その者が特別障害者に該当する旨の記載がある場合には、127,500円)を、(一)により求めた金額から控除した金額を求める。
- (三) 次に、(一)及び(二)により求めた金額から、
 - (1) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がある場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、配偶者控除の額、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項(扶養控除)の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、配偶者控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (2) 給与所得者の扶養控除等申告書により申告された控除対象配偶者がない場合において、
 - (イ) 当該申告書により申告された扶養親族があるときは、
 - (ア) (イ)に該当するときを除くほか、附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第一項の規定による扶養控除の額及び基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ブ) 当該申告書に附則第三条第一項の規定により読み替えられた新法第八十四条第二項の規定に該当する旨の記載があるときは、同条第一項及び第二項の規定による扶養控除の額並びに基礎控除の額の合計額を控除し、
 - (ロ) 当該申告書により申告された扶養親族がないときは、基礎控除の額を控除し、
それぞれその残額を求める。
 - (四) (三)により求めた残額に応じ、「課税給与所得金額」欄の該当する行を求め、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。
 - (五) (一)から(四)までにより税額を求める場合において、(三)により求めた残額が1,000,000円以上の居住者のその残額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の金額をその残額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附則別表第五の附表

(一)

給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額			給与所得控除後の給与等の金額	
以 上	未 満	円	以 上	未 満	円	以 上	未 満	円	以 上	未 満	円	以 上	未 満	円
311,875	円未満	169,500円未満	408,000	410,000	246,400	508,000	510,000	326,400	512,000	514,000	328,000	516,000	518,000	332,800
311,875	312,000	169,500	410,000	412,000	248,000	510,000	512,000	328,000	514,000	516,000	329,600	516,000	518,000	331,200
312,000	314,000	169,600	412,000	414,000	249,600	512,000	514,000	329,600	516,000	518,000	332,800	518,000	520,000	334,400
314,000	316,000	171,200	414,000	416,000	251,200	514,000	516,000	331,200	516,000	524,000	337,600	526,000	528,000	340,800
316,000	318,000	172,800	416,000	418,000	252,800	516,000	518,000	332,800	518,000	526,000	344,400	528,000	530,000	348,800
318,000	320,000	174,400	418,000	420,000	254,400	518,000	520,000	334,400	522,000	524,000	336,000	526,000	528,000	340,800
320,000	322,000	176,000	420,000	422,000	256,000	520,000	522,000	336,000	524,000	526,000	337,600	528,000	530,000	344,400
322,000	324,000	177,600	422,000	424,000	257,600	522,000	524,000	337,600	526,000	528,000	339,200	530,000	532,000	348,800
324,000	326,000	179,200	424,000	426,000	259,200	524,000	526,000	339,200	528,000	530,000	344,400	532,000	534,000	348,800
326,000	328,000	180,800	426,000	428,000	260,800	526,000	528,000	340,800	530,000	532,000	344,400	534,000	536,000	348,800
328,000	330,000	182,400	428,000	430,000	262,400	528,000	530,000	342,400	532,000	534,000	344,000	536,000	538,000	348,800
330,000	332,000	184,000	430,000	432,000	264,000	530,000	532,000	344,000	534,000	536,000	345,600	538,000	540,000	352,400
332,000	334,000	185,600	432,000	434,000	265,600	532,000	534,000	345,600	536,000	538,000	347,200	540,000	542,000	350,400
334,000	336,000	187,200	434,000	436,000	267,200	534,000	536,000	347,200	538,000	540,000	352,000	544,000	546,000	353,600
336,000	338,000	188,800	436,000	438,000	268,800	536,000	538,000	348,800	540,000	542,000	352,000	546,000	548,000	356,800
338,000	340,000	190,400	438,000	440,000	270,400	538,000	540,000	350,400	542,000	544,000	352,000	548,000	550,000	356,800
340,000	342,000	192,000	440,000	442,000	272,000	540,000	542,000	352,000	544,000	546,000	353,600	550,000	552,000	356,800
342,000	344,000	193,600	442,000	444,000	273,600	542,000	544,000	353,600	546,000	548,000	355,200	552,000	554,000	358,400
344,000	346,000	195,200	444,000	446,000	275,200	544,000	546,000	355,200	548,000	550,000	356,800	556,000	558,000	360,000
346,000	348,000	196,800	446,000	448,000	276,800	546,000	548,000	356,800	550,000	552,000	358,400	558,000	560,000	364,800
348,000	350,000	198,400	448,000	450,000	278,400	548,000	550,000	358,400	552,000	554,000	360,000	560,000	562,000	364,800
350,000	352,000	200,000	450,000	452,000	280,000	550,000	552,000	360,000	554,000	556,000	361,600	560,000	562,000	364,800
352,000	354,000	201,600	452,000	454,000	281,600	552,000	554,000	361,600	556,000	558,000	363,200	562,000	564,000	367,200
354,000	356,000	203,200	454,000	456,000	283,200	554,000	556,000	363,200	558,000	560,000	364,800	566,000	568,000	368,000
356,000	358,000	204,800	456,000	458,000	284,800	556,000	558,000	364,800	560,000	562,000	366,400	568,000	570,000	372,800
358,000	360,000	206,400	458,000	460,000	286,400	558,000	560,000	366,400	562,000	564,000	368,000	570,000	572,000	372,800
360,000	362,000	208,000	460,000	462,000	288,000	560,000	562,000	368,000	564,000	566,000	369,600	572,000	574,000	376,000
362,000	364,000	209,600	462,000	464,000	289,600	562,000	564,000	369,600	566,000	568,000	371,200	574,000	576,000	377,600
364,000	366,000	211,200	464,000	466,000	291,200	564,000	566,000	371,200	572,000	574,000	376,000	576,000	578,000	380,800
366,000	368,000	212,800	466,000	468,000	292,800	566,000	568,000	372,800	574,000	576,000	376,400	580,000	582,000	384,000
368,000	370,000	214,400	468,000	470,000	294,400	568,000	570,000	374,400	572,000	574,000	376,000	576,000	578,000	384,000
370,000	372,000	216,000	470,000	472,000	296,000	570,000	572,000	376,000	574,000	576,000	377,600	578,000	580,000	387,600
372,000	374,000	217,600	472,000	474,000	297,600	572,000	574,000	377,600	576,000	578,000	379,200	582,000	584,000	388,000
374,000	376,000	219,200	474,000	476,000	299,200	574,000	576,000	379,200	578,000	580,000	387,200	586,000	588,000	388,000
376,000	378,000	220,800	476,000	478,000	300,800	576,000	578,000	380,800	582,000	584,000	387,200	588,000	590,000	392,000
378,000	380,000	222,400	478,000	480,000	302,400	578,000	580,000	382,400	582,000	584,000	387,200	588,000	590,000	392,000
380,000	382,000	224,000	480,000	482,000	304,000	580,000	582,000	384,000	584,000	586,000	387,200	590,000	592,000	394,000
382,000	384,000	225,600	482,000	484,000	305,600	582,000	584,000	384,000	586,000	588,000	387,200	592,000	594,000	394,000
384,000	386,000	227,200	484,000	486,000	307,200	584,000	586,000	387,200	588,000	590,000	390,400	596,000	598,000	396,800
386,000	388,000	228,800	486,000	488,000	308,800	586,000	588,000	388,000	590,000	592,000	390,400	598,000	600,000	398,400
388,000	390,000	230,400	488,000	490,000	310,400	588,000	590,000	390,400	592,000	594,000	392,000	596,000	598,000	396,800
390,000	392,000	232,000	490,000	492,000	312,000	590,000	592,000	392,000	594,000	596,000	393,600	598,000	600,000	397,200
392,000	394,000	233,600	492,000	494,000	313,600	592,000	594,000	393,600	596,000	598,000	395,200	598,000	600,000	398,400
394,000	396,000	235,200	494,000	496,000	315,200	594,000	596,000	395,200	598,000	600,000	396,800	598,000	602,000	400,400
396,000	398,000	236,800	496,000	498,000	316,800	596,000	598,000	396,800	600,000	602,000	398,400	600,000	604,000	401,600
398,000	400,000	238,400	498,000	500,000	318,400	598,000	600,000	398,400	602,000	604,000	401,600	604,000	606,000	403,200
400,000	402,000	240,000	500,000	502,000	320,000	600,000	602,000	401,600	604,000	606,000	403,200	604,000	606,000	404,800
402,000	404,000	241,600	502,000	504,000	321,600	602,000	604,000	403,200	606,000	608,000	404,800	606,000	608,000	404,800
404,000	406,000	243,200	504,000	506,000	323,200	604,000	606,000	404,800	606,000	608,000	404,800	606,000	608,000	404,800
406,000	408,000	244,800	506,000	508,000	324,800	606,000	608,000	404,800	608,000	610,000	404,800	608,000	610,000	404,800

昭和四十四年三月十八日 衆議院会議録第十五号(二)

衆議院会議録第十五号(一) 所得税法の一部を改正する法律案

四

(一)

給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与		給与等の金額		給与所得控除後の給与							
以上	未満	等の金額															
608,000 円	610,000 円	406,400 円	708,000 円	710,000 円	486,400 円	808,000 円	810,000 円	566,400 円	610,000 円	612,000 円	408,000 円	710,000 円	712,000 円	488,000 円	810,000 円	812,000 円	568,000 円
612,000 円	614,000 円	409,600 円	712,000 円	714,000 円	489,600 円	812,000 円	814,000 円	569,600 円	614,000 円	616,000 円	411,200 円	714,000 円	716,000 円	491,200 円	814,000 円	816,000 円	571,200 円
616,000 円	618,000 円	412,800 円	716,000 円	718,000 円	492,800 円	816,000 円	818,000 円	572,800 円	618,000 円	620,000 円	414,400 円	718,000 円	720,000 円	494,400 円	818,000 円	820,000 円	574,400 円
620,000 円	622,000 円	416,000 円	720,000 円	722,000 円	496,000 円	820,000 円	822,000 円	576,000 円	622,000 円	624,000 円	417,600 円	722,000 円	724,000 円	497,600 円	822,000 円	824,000 円	577,600 円
622,000 円	626,000 円	419,200 円	724,000 円	726,000 円	499,200 円	824,000 冶	826,000 冮	579,200 冮	626,000 冮	628,000 冮	420,800 冮	726,000 冮	728,000 冮	500,800 冮	826,000 冮	828,000 冮	580,800 冮
628,000 冮	630,000 冮	422,400 冮	728,000 冮	730,000 冮	502,400 冮	828,000 冮	830,000 冮	582,400 冮	630,000 冮	632,000 冮	424,000 冮	730,000 冮	732,000 冮	504,000 冮	830,000 冮	832,000 冮	584,000 冮
632,000 冮	634,000 冮	425,600 冮	732,000 冮	734,000 冮	505,600 冮	832,000 冮	834,000 冮	585,600 冮	634,000 冮	636,000 冮	427,200 冮	734,000 冮	736,000 冮	507,200 冮	834,000 冮	836,000 冮	587,200 冮
636,000 冮	638,000 冮	428,800 冮	736,000 冮	738,000 冮	508,800 冮	836,000 冮	838,000 冮	588,800 冮	638,000 冮	640,000 冮	430,400 冮	738,000 冮	740,000 冮	510,400 冮	838,000 冮	840,000 冮	590,400 冮
640,000 冮	642,000 冮	432,000 冮	740,000 冮	742,000 冮	512,000 冮	840,000 冮	842,000 冮	592,000 冮	642,000 冮	644,000 冮	433,600 冮	742,000 冮	744,000 冮	513,600 冮	842,000 冮	844,000 冮	593,600 冮
642,000 冮	644,000 冮	435,200 冮	744,000 冮	746,000 冮	515,200 冮	844,000 冮	846,000 冮	595,200 冮	644,000 冮	646,000 冮	436,800 冮	746,000 冮	748,000 冮	516,800 冮	846,000 冮	848,000 冮	596,800 冮
648,000 冮	650,000 冮	438,400 冮	748,000 冮	750,000 冮	518,400 冮	848,000 冮	850,000 冮	598,400 冮	650,000 冮	652,000 冮	440,000 冮	750,000 冮	752,000 冮	520,000 冮	850,000 冮	852,000 冮	600,000 冮
652,000 冮	654,000 冮	441,600 冮	752,000 冮	754,000 冮	521,600 冮	852,000 冮	854,000 冮	601,600 冮	654,000 冮	656,000 冮	443,200 冮	754,000 冮	756,000 冮	523,200 冮	854,000 冮	856,000 冮	603,200 冮
656,000 冮	658,000 冮	444,800 冮	756,000 冮	758,000 冮	524,800 冮	856,000 冮	858,000 冮	604,800 冮	658,000 冮	660,000 冮	446,400 冮	758,000 冮	760,000 冮	526,400 冮	858,000 冮	860,000 冮	606,400 冮
660,000 冮	662,000 冮	448,000 冮	760,000 冮	762,000 冮	528,000 冮	860,000 冮	862,000 冮	608,000 冮	662,000 冮	664,000 冮	449,600 冮	762,000 冮	764,000 冮	529,600 冮	862,000 冮	864,000 冮	609,600 冮
662,000 冮	664,000 冮	451,200 冮	764,000 冮	766,000 冮	531,200 冮	864,000 冮	866,000 冮	611,200 冮	664,000 冮	666,000 冮	452,800 冮	766,000 冮	768,000 冮	532,800 冮	866,000 冮	868,000 冮	612,800 冮
664,000 冮	668,000 冮	454,400 冮	768,000 冮	770,000 冮	534,400 冮	868,000 冮	870,000 冮	614,400 冮	668,000 冮	670,000 冮	456,000 冮	770,000 冮	772,000 冮	536,000 冮	870,000 冮	872,000 冮	616,000 冮
668,000 冮	672,000 冮	457,600 冮	772,000 冮	774,000 冮	537,600 冮	872,000 冮	874,000 冮	617,600 冮	672,000 冮	674,000 冮	459,200 冮	774,000 冮	776,000 冮	539,200 冮	874,000 冮	876,000 冮	619,200 冮
672,000 冮	674,000 冮	460,800 冮	776,000 冮	778,000 冮	540,800 冮	876,000 冮	878,000 冮	620,800 冮	674,000 冮	676,000 冮	462,400 冮	778,000 冮	780,000 冮	542,400 冮	878,000 冮	880,000 冮	622,400 冮
674,000 冮	678,000 冮	464,000 冮	780,000 冮	782,000 冮	544,000 冮	880,000 冮	882,000 冮	624,000 冮	678,000 冮	680,000 冮	465,600 冮	782,000 冮	784,000 冮	545,600 冮	882,000 冮	884,000 冮	625,600 冮
678,000 冮	680,000 冮	466,400 冮	784,000 冮	786,000 冮	547,200 冮	884,000 冮	886,000 冮	627,200 冮	680,000 冮	682,000 冮	467,200 冮	786,000 冮	788,000 冮	548,800 冮	886,000 冈�	888,000 冈�	628,800 冈�
682,000 冮	684,000 冈�	468,800 冈�	786,000 冈�	788,000 冈�	548,800 冈�	886,000 冈�	888,000 冈�	630,800 冈�	684,000 冈�	690,000 冈�	470,400 冈�	788,000 冈�	790,000 冈�	550,400 冈�	888,000 冈�	890,000 冈�	632,400 冈�
684,000 冈�	686,000 冈�	471,200 冈�	790,000 冈�	792,000 冈�	552,000 冈�	890,000 冈�	892,000 冈�	632,000 冈�	686,000 冈�	692,000 冈�	472,000 冈�	790,000 冈�	794,000 冈�	553,600 冈�	890,000 冈�	894,000 冈�	633,600 冈�
686,000 冈�	688,000 冈�	472,800 冈�	792,000 冈�	794,000 冈�	553,200 冈�	894,000 冈�	896,000 冈�	635,200 冈�	688,000 冈�	694,000 冈�	473,600 冈�	792,000 冈�	794,000 冈�	553,600 冈�	894,000 冈�	896,000 冈�	636,800 冈�
688,000 冈�	690,000 冈�	474,400 冈�	794,000 冈�	796,000 冈�	554,800 冈�	894,000 冈�	896,000 冈�	636,800 冈�	690,000 冈�	692,000 冈�	475,200 冈�	794,000 冈�	796,000 冈�	555,200 冈�	894,000 冈�	896,000 冈�	638,400 冈�
690,000 冈�	692,000 冈�	476,000 冈�	796,000 冈�	798,000 冈�	556,800 冈�	896,000 冈�	898,000 冈�	638,400 冈�	692,000 冈�	694,000 冈�	476,800 冈�	796,000 冈�	798,000 冈�	556,800 冈�	896,000 冈�	898,000 冈�	639,200 冈�
692,000 冈�	694,000 冈�	477,600 冈�	798,000 冈�	800,000 冈�	558,400 冈�	898,000 冈�	900,000 冈�	640,000 冈�	694,000 冈�	696,000 冈�	478,400 冈�	798,000 冈�	800,000 冈�	558,400 冈�	898,000 冈�	900,000 冈�	641,700 冈�
694,000 冈�	696,000 冈�	478,200 冈�	800,000 冈�	802,000 冈�	560,000 冈�	900,000 冈�	902,000 冈�	640,000 冈�	696,000 冈�	698,000 冈�	479,200 冈�	800,000 冈�	802,000 冈�	560,000 冈�	900,000 冈�	902,000 冈�	641,700 冈�
696,000 冈�	698,000 冈�	479,200 冈�	802,000 冈�	804,000 冈�	561,600 冈�	902,000 冈�	904,000 冈�	641,700 冈�	698,000 冈�	700,000 冈�	479,200 冈�	802,000 冈�	804,000 冈�	561,600 冈�	902,000 冈�	904,000 冈�	643,400 冈�
698,000 冈�	700,000 冈�	479,200 冈�	804,000 冈�	806,000 冈�	562,200 冈�	904,000 冈�	906,000 冈�	643,400 冈�	700,000 冈�	702,000 冈�	479,200 冈�	804,000 冈�	806,000 冈�	562,200 冈�	904,000 冈�	906,000 冈�	645,150 冈�

(三)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額
以上	未満	円	以上	未満	円	以上	未満	円
908,000	910,000	646,850	988,000	990,000	715,650	1,068,000	1,070,000	784,450
910,000	912,000	648,600	990,000	992,000	717,400	1,070,000	1,072,000	786,200
912,000	914,000	650,300	992,000	994,000	719,100	1,072,000	1,074,000	787,900
914,000	916,000	652,000	994,000	996,000	720,800	1,074,000	1,076,000	789,600
916,000	918,000	653,750	996,000	998,000	722,550	1,076,000	1,078,000	791,350
918,000	920,000	655,450	998,000	1,000,000	724,250	1,078,000	1,080,000	793,050
920,000	922,000	657,200	1,000,000	1,002,000	726,000	1,080,000	1,082,000	794,800
922,000	924,000	658,900	1,002,000	1,004,000	727,700	1,082,000	1,084,000	796,500
924,000	926,000	660,600	1,004,000	1,006,000	729,400	1,084,000	1,086,000	798,200
926,000	928,000	662,350	1,006,000	1,008,000	731,150	1,086,000	1,088,000	799,950
928,000	930,000	664,050	1,008,000	1,010,000	732,850	1,088,000	1,090,000	801,650
930,000	932,000	665,800	1,010,000	1,012,000	734,600	1,090,000	1,092,000	803,400
932,000	934,000	667,500	1,012,000	1,014,000	736,300	1,092,000	1,094,000	805,100
934,000	936,000	669,200	1,014,000	1,016,000	738,000	1,094,000	1,096,000	806,800
936,000	938,000	670,950	1,016,000	1,018,000	739,750	1,096,000	1,098,000	808,550
938,000	940,000	672,650	1,018,000	1,020,000	741,450	1,098,000	1,100,000	810,250
940,000	942,000	674,400	1,020,000	1,022,000	743,200			
942,000	944,000	676,100	1,022,000	1,024,000	744,900			
944,000	946,000	677,800	1,024,000	1,026,000	746,600			
946,000	948,000	679,550	1,026,000	1,028,000	748,350			
948,000	950,000	681,250	1,028,000	1,030,000	750,050	1,100,000	2,100,000	給与等の金額に98%を乗じて算出した金額から244,000円を控除した金額
950,000	952,000	683,000	1,030,000	1,032,000	751,800			
952,000	954,000	684,700	1,032,000	1,034,000	753,500			
954,000	956,000	686,400	1,034,000	1,036,000	755,200			
956,000	958,000	688,150	1,036,000	1,038,000	756,950			
958,000	960,000	689,850	1,038,000	1,040,000	758,650	2,100,000	3,100,000	給与等の金額に98%を乗じて算出した金額から286,000円を控除した金額
960,000	962,000	691,600	1,040,000	1,042,000	760,400			
962,000	964,000	693,300	1,042,000	1,044,000	762,100			
964,000	966,000	695,000	1,044,000	1,046,000	763,800			
966,000	968,000	696,750	1,046,000	1,048,000	765,550			
968,000	970,000	698,450	1,048,000	1,050,000	767,250	3,100,000	円以上	給与等の金額から348,000円を控除した金額
970,000	972,000	700,200	1,050,000	1,052,000	769,000			
972,000	974,000	701,900	1,052,000	1,054,000	770,700			
974,000	976,000	703,600	1,054,000	1,056,000	772,400			
976,000	978,000	705,350	1,056,000	1,058,000	774,150			
978,000	980,000	707,050	1,058,000	1,060,000	775,850			
980,000	982,000	708,800	1,060,000	1,062,000	777,600			
982,000	984,000	710,500	1,062,000	1,064,000	779,300			
984,000	986,000	712,200	1,064,000	1,066,000	781,000			
986,000	988,000	713,950	1,066,000	1,068,000	782,750			

(備考) 給与所得控除後の給与等の金額を求めるには、その年中の給与等の金額に応じ、「給与等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「給与所得控除後の給与等の金額」欄に記載されている金額が、その給与等の金額についての給与所得控除後の給与等の金額である。この場合において、給与等の金額が1,100,000円以上の居住者の給与所得控除後の給与等の金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める給与所得控除後の給与等の金額とする。

昭和四十四年三月十八日

附則別表第六 昭和44年分の退職所得の源泉徴収税額表

(→)

衆議院会議録第十五号(一) 所得税法の一部を改正する法律案	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額		
	以上	未満	以上	未満	以上	未満			
	円 4,000	円未満 0	円 102,000	円 104,000	円 4,900	円 274,000	円 278,000	円 13,500	
	4,000	6,000	100	104,000	106,000	5,000	278,000	282,000	13,700
	6,000	8,000	200	106,000	108,000	5,100	282,000	286,000	13,900
	8,000	10,000	300	108,000	110,000	5,200	286,000	290,000	14,100
	10,000	12,000	400	110,000	112,000	5,300	290,000	294,000	14,300
	12,000	14,000	500	112,000	114,000	5,400	294,000	298,000	14,500
	14,000	16,000	600	114,000	116,000	5,500	298,000	302,000	14,700
	16,000	18,000	700	116,000	118,000	5,600	302,000	306,000	14,900
	18,000	20,000	800	118,000	120,000	5,700	306,000	310,000	15,100
	20,000	22,000	900	120,000	122,000	5,800	310,000	314,000	15,300
	22,000	24,000	1,000	122,000	124,000	5,900	314,000	318,000	15,500
	24,000	26,000	1,100	124,000	126,000	6,000	318,000	322,000	15,700
	26,000	28,000	1,200	126,000	128,000	6,100	322,000	326,000	15,900
	28,000	30,000	1,300	128,000	130,000	6,200	326,000	330,000	16,100
	30,000	32,000	1,400	130,000	134,000	6,300	330,000	334,000	16,300
	32,000	34,000	1,500	134,000	138,000	6,500	334,000	338,000	16,500
	34,000	36,000	1,600	138,000	142,000	6,700	338,000	342,000	16,700
	36,000	38,000	1,700	142,000	146,000	6,900	342,000	346,000	16,900
	38,000	40,000	1,800	146,000	150,000	7,100	346,000	350,000	17,100
	40,000	42,000	1,900	150,000	154,000	7,300	350,000	354,000	17,300
	42,000	44,000	2,000	154,000	158,000	7,500	354,000	358,000	17,500
	44,000	46,000	2,100	158,000	162,000	7,700	358,000	362,000	17,700
	46,000	48,000	2,200	162,000	166,000	7,900	362,000	366,000	17,900
	48,000	50,000	2,300	166,000	170,000	8,100	366,000	370,000	18,100
	50,000	52,000	2,400	170,000	174,000	8,300	370,000	374,000	18,300
	52,000	54,000	2,500	174,000	178,000	8,500	374,000	378,000	18,500
	54,000	56,000	2,600	178,000	182,000	8,700	378,000	382,000	18,700
	56,000	58,000	2,700	182,000	186,000	8,900	382,000	386,000	18,900
	58,000	60,000	2,800	186,000	190,000	9,100	386,000	390,000	19,100
	60,000	62,000	2,900	190,000	194,000	9,300	390,000	396,000	19,300
	62,000	64,000	3,000	194,000	198,000	9,500	396,000	402,000	19,600
	64,000	66,000	3,100	198,000	202,000	9,700	402,000	408,000	19,900
	66,000	68,000	3,200	202,000	206,000	9,900	408,000	414,000	20,200
	68,000	70,000	3,300	206,000	210,000	10,100	414,000	420,000	20,500
	70,000	72,000	3,400	210,000	214,000	10,300	420,000	426,000	20,800
	72,000	74,000	3,500	214,000	218,000	10,500	426,000	432,000	21,100
	74,000	76,000	3,600	218,000	222,000	10,700	432,000	438,000	21,400
	76,000	78,000	3,700	222,000	226,000	10,900	438,000	444,000	21,700
	78,000	80,000	3,800	226,000	230,000	11,100	444,000	450,000	22,000
	80,000	82,000	3,900	230,000	234,000	11,300	450,000	456,000	22,300
	82,000	84,000	4,000	234,000	238,000	11,500	456,000	462,000	22,600
	84,000	86,000	4,100	238,000	242,000	11,700	462,000	468,000	22,900
	86,000	88,000	4,200	242,000	246,000	11,900	468,000	474,000	23,200
	88,000	90,000	4,300	246,000	250,000	12,100	474,000	480,000	23,500
	90,000	92,000	4,400	250,000	254,000	12,300	480,000	486,000	23,800
	92,000	94,000	4,500	254,000	258,000	12,500	486,000	492,000	24,100
	94,000	96,000	4,600	258,000	262,000	12,700	492,000	498,000	24,400
	96,000	98,000	4,700	262,000	266,000	12,900	498,000	504,000	24,700
	98,000	100,000	4,800	266,000	270,000	13,100	504,000	510,000	25,000
	100,000	102,000	4,900	270,000	274,000	13,300	510,000	516,000	25,300

昭和四十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

所得税法の一部を改正する法律案

四二六

(二)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		
税額			税額			税額			税額		
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
516,000	522,000	25,600	828,000	836,000	45,900	1,228,000	1,236,000	74,900			
522,000	528,000	25,900	836,000	844,000	46,500	1,236,000	1,244,000	75,700			
528,000	534,000	26,200	844,000	852,000	47,100	1,244,000	1,252,000	76,400			
534,000	540,000	26,500	852,000	860,000	47,600	1,252,000	1,260,000	77,200			
540,000	546,000	26,800	860,000	868,000	48,200	1,260,000	1,268,000	77,900			
546,000	552,000	27,100	868,000	876,000	48,800	1,268,000	1,276,000	78,600			
552,000	558,000	27,400	876,000	884,000	49,300	1,276,000	1,284,000	79,400			
558,000	564,000	27,700	884,000	892,000	49,900	1,284,000	1,292,000	80,100			
564,000	570,000	28,000	892,000	900,000	50,500	1,292,000	1,300,000	80,900			
570,000	576,000	28,300	900,000	908,000	51,100	1,300,000	1,310,000	81,600			
576,000	582,000	28,600	908,000	916,000	51,600	1,310,000	1,320,000	82,500			
582,000	588,000	28,900	916,000	924,000	52,200	1,320,000	1,330,000	83,500			
588,000	594,000	29,200	924,000	932,000	52,800	1,330,000	1,340,000	84,400			
594,000	600,000	29,500	932,000	940,000	53,300	1,340,000	1,350,000	85,300			
600,000	606,000	29,800	940,000	948,000	53,900	1,350,000	1,360,000	86,200			
606,000	612,000	30,200	948,000	956,000	54,500	1,360,000	1,370,000	87,200			
612,000	618,000	30,600	956,000	964,000	55,000	1,370,000	1,380,000	88,100			
618,000	624,000	31,000	964,000	972,000	55,600	1,380,000	1,390,000	89,000			
624,000	630,000	31,500	972,000	980,000	56,200	1,390,000	1,400,000	89,900			
630,000	636,000	31,900	980,000	988,000	56,700	1,400,000	1,410,000	90,900			
636,000	642,000	32,300	988,000	996,000	57,300	1,410,000	1,420,000	91,800			
642,000	648,000	32,700	996,000	1,004,000	57,900	1,420,000	1,430,000	92,700			
648,000	654,000	33,200	1,004,000	1,012,000	58,400	1,430,000	1,440,000	93,600			
654,000	660,000	33,600	1,012,000	1,020,000	59,000	1,440,000	1,450,000	94,600			
660,000	666,000	34,000	1,020,000	1,028,000	59,600	1,450,000	1,460,000	95,500			
666,000	672,000	34,400	1,028,000	1,036,000	60,100	1,460,000	1,470,000	96,400			
672,000	678,000	34,900	1,036,000	1,044,000	60,700	1,470,000	1,480,000	97,300			
678,000	684,000	35,300	1,044,000	1,052,000	61,300	1,480,000	1,490,000	98,300			
684,000	690,000	35,700	1,052,000	1,060,000	61,800	1,490,000	1,500,000	99,200			
690,000	696,000	36,100	1,060,000	1,068,000	62,400	1,500,000	1,510,000	100,100			
696,000	702,000	36,600	1,068,000	1,076,000	63,000	1,510,000	1,520,000	101,000			
702,000	708,000	37,000	1,076,000	1,084,000	63,500	1,520,000	1,530,000	102,000			
708,000	714,000	37,400	1,084,000	1,092,000	64,100	1,530,000	1,540,000	102,900			
714,000	720,000	37,800	1,092,000	1,100,000	64,700	1,540,000	1,550,000	103,800			
720,000	726,000	38,300	1,100,000	1,108,000	65,300	1,550,000	1,560,000	104,700			
726,000	732,000	38,700	1,108,000	1,116,000	65,800	1,560,000	1,570,000	105,700			
732,000	738,000	39,100	1,116,000	1,124,000	66,400	1,570,000	1,580,000	106,600			
738,000	744,000	39,500	1,124,000	1,132,000	67,000	1,580,000	1,590,000	107,500			
744,000	750,000	40,000	1,132,000	1,140,000	67,500	1,590,000	1,600,000	108,400			
750,000	756,000	40,400	1,140,000	1,148,000	68,100	1,600,000	1,610,000	109,400			
756,000	762,000	40,800	1,148,000	1,156,000	68,700	1,610,000	1,620,000	110,300			
762,000	768,000	41,300	1,156,000	1,164,000	69,200	1,620,000	1,630,000	111,200			
768,000	774,000	41,700	1,164,000	1,172,000	69,800	1,630,000	1,640,000	112,100			
774,000	780,000	42,100	1,172,000	1,180,000	70,400	1,640,000	1,650,000	113,100			
780,000	788,000	42,500	1,180,000	1,188,000	70,900	1,650,000	1,660,000	114,000			
788,000	796,000	43,100	1,188,000	1,196,000	71,500	1,660,000	1,670,000	114,900			
796,000	804,000	43,700	1,196,000	1,204,000	72,100	1,670,000	1,680,000	115,800			
804,000	812,000	44,200	1,204,000	1,212,000	72,700	1,680,000	1,690,000	116,800			
812,000	820,000	44,800	1,212,000	1,220,000	73,500	1,690,000	1,700,000	117,700			
820,000	828,000	45,400	1,220,000	1,228,000	74,200	1,700,000	1,710,000	118,600			

昭和四十四年三月十八日
衆議院会議録第十五号(二)
所得税法の一部を改正する法律案

(三)

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 1,710,000	円 1,720,000	円 119,500	円 4,000,000	円 4,400,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15%を乗じて算出した金額から205,100円を控除した金額	円 20,000,000	円 40,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に27.5%を乗じて算出した金額から1,541,500円を控除した金額
1,720,000	1,730,000	120,500						
1,730,000	1,740,000	121,400						
1,740,000	1,750,000	122,300						
1,750,000	1,760,000	123,200						
1,760,000	1,770,000	124,200	4,400,000	5,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に15.6%を乗じて算出した金額から231,500円を控除した金額	40,000,000	60,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に30%を乗じて算出した金額から2,541,500円を控除した金額
1,770,000	1,780,000	125,100						
1,780,000	1,790,000	126,000						
1,790,000	1,800,000	126,900						
1,800,000	1,810,000	127,900						
1,810,000	1,820,000	128,800	5,000,000	6,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に17.1%を乗じて算出した金額から306,500円を控除した金額	60,000,000	90,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に32.5%を乗じて算出した金額から4,041,500円を控除した金額
1,820,000	1,830,000	129,700						
1,830,000	1,840,000	130,600						
1,840,000	1,850,000	131,600						
1,850,000	1,860,000	132,500						
1,860,000	1,870,000	133,400	6,000,000	8,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に19.25%を乗じて算出した金額から495,500円を控除した金額	90,000,000	120,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35%を乗じて算出した金額から6,291,500円を控除した金額
1,870,000	1,880,000	134,300						
1,880,000	1,890,000	135,300						
1,890,000	1,900,000	136,200						
1,900,000	1,910,000	137,100						
1,910,000	1,920,000	138,000	8,000,000	10,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に21.35%を乗じて算出した金額から603,500円を控除した金額	120,000,000	130,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に35.6%を乗じて算出した金額から7,011,500円を控除した金額
1,920,000	1,930,000	139,000						
1,930,000	1,940,000	139,900						
1,940,000	1,950,000	140,800						
1,950,000	1,960,000	141,700						
1,960,000	1,970,000	142,700	10,000,000	12,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に22.85%を乗じて算出した金額から753,500円を控除した金額	130,000,000円以上		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に37.5%を乗じて算出した金額から8,481,500円を控除した金額
1,970,000	1,980,000	143,600						
1,980,000	1,990,000	144,500						
1,990,000	2,000,000	145,400						
2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に11.35%を乗じて算出した金額から80,600円を控除した金額	12,000,000	14,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に23.5%を乗じて算出した金額から891,500円を控除した金額			
3,000,000	4,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に13.5%を乗じて算出した金額から145,100円を控除した金額	14,000,000	20,000,000	退職所得控除額控除後の退職手当等の金額に25%を乗じて算出した金額から1,041,500円を控除した金額			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から新法第二百一条第二項(退職所得に係る徴収税額)に規定する退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職手当等の金額から新法別表第八の附表により新法第三十条第三項第一号(退職所得控除額)に規定する勤続年数に準ずる勤続年数及び同条第四項第二号に掲げる場合に該当するかどうかに応じて求めた同表の退職所得控除額を控除した金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の居住者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その居住者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

理由

今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げ及び給与所得控除の適用範囲の拡大並びに税率の緩和によるほか、小規模企業共済掛金を年末調整で控除する等所要の規定の整備合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国とオーストラリア連邦との間の漁業に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、オーストラリアが一九六八年一月から国内法により沿岸から十二海里までの漁業水域を設定したことに対して、沿岸国的一方的な漁業水域の設定は国際法上認められないとの立場から異議をとなえ、この問題の解決につきオーストラリア側と交渉を行なつた結果、オーストラリアの領海に接続する水域における、わが國漁船の操業及びオーストラリアの港への出入について合意が成立したので、昭和四十三年十一月二十七日キャンベラにおいて本協定に署名を行なつた。

本協定は、オーストラリアの領海の外側、距岸十二海里までの水域のうち、特定の区域(以下「指定水域」という。)内においてのみ、日本の船舶はまぐろはえなわ漁業に従事できること、その期間は、オーストラリア本土周辺の指定水域内については一九七五年十一月二十七日まで、また、パプア及びニューギニア周辺の指定水域内については一九七一年十一月二十七日又は両国政府が合意するその後の日までとすること、日本船舶は、指定水域内での操業を容易にするためにオーストラリアの当局が執る行政上の措置に関連して、妥当な支払を行なうこと、年間操業水準は、一九六三年から一九六七年までの平均水準をこえないこと、オーストラリアの当局は、協定の規定遵守を確認するために、オーストラリアの領海の外側、距岸十二海里までの水域内にある日本船舶を臨検することができること、並びにまぐろはえなわ漁業の装備を有する日本船舶は、一九七五年十一月二十七日まで、補給のために、ブリスベン、フリーマントル、ポート及びシドニーに寄港できること等を規定している。

なお、本協定は、批准書の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、わが国の漁船が、オーストラリア周辺の水域において、ほぼ従来どおりの実績を維持しつつ引き続き漁業に従事できることとなるほか、オーストラリアの港への出入を確保されることとなり、また、両国の友好關係の増進にも寄与することになるので、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿

外務委員長 北澤 直吉

日本国とユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

わが国は、昭和三十二年以来のユーゴースラヴィア社会主義連邦共和国の申し入れにより、同四十二年一月より同国との間の文化協定の締結について交渉を続けてきた結果、合意に達したので、昭和四十三年三月十五日東京において本協定に署名を行なつた。

本協定は、日本とユーゴースラヴィア両国民が相互に相手国の文化に対する理解を深め、両国間の友好關係を増進させることを目的としたもので、その内容は次のとおりである。
1 両国文化の相互理解を容易にし、両国国民がそれぞれ相手国の科学、技術等の諸機関において研修をうける際の便宜供与の方法を研究すること。

2 一方の国で与えられる学位、資格証書等が、他方の国においても同等の価値を認められるための方法を研究すること。
3 教育研究機関等の構成員及び技術的専門家の交換を奨励し、また、文化、科学等の機関及びスポーツ団体間の相互協力を奨励すること。

なお、この協定は、批准書の交換の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条规定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、日本とユーゴースラヴィア両国間の文化交流を増進するため妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

外務委員長 北澤 直吉

一 議案の要旨及び目的

本案は、今次税制改正の一環として、おおむね次のよろんな改正を行なうこととしている。

(一) 所得税の減税

(1) 所得控除の引上げ

所得控除を次のとおり引き上げることとしている。

イ 基礎控除	一七万円(現行 一六万円)
ロ 配偶者控除	一七万円(現行 一六万円)
ハ 扶養控除	一〇万円(現行 八万円)

(2) 給与所得控除の適用範囲の拡大

定率控除のうち、定額控除後の年収八〇万円までについては現行どおり一〇%控除とするが、八〇万円超一〇〇万円までは、一五%，一〇〇万円超二〇〇万円までは五%，二〇〇万円超三〇〇万円までは一・五%の控除(現行 八〇万円超一〇〇万円まで一〇%)に改めることとしている。

(3) 税率の緩和

主として中堅以下の所得者層の負担軽減を図るために、税率を次のように改めることとしている。

	現 行	改 正 案
一〇万円以下の金額 九・五%	三〇万円以下の金額 一〇%	
三〇万円 ハ	六〇万円 ハ	一四%
六〇万円 ハ	一〇〇万円 ハ	一八%
一〇〇万円 ハ	一五〇万円 ハ	二二%
一五〇万円 ハ	一〇〇万円 ハ	二六%
二二〇万円 ハ	一五〇万円 ハ	三〇%
三〇〇万円 ハ	三〇〇万円 ハ	三四%
四〇〇万円 ハ	四〇〇万円 ハ	三八%
六〇〇万円 ハ	五〇〇万円 ハ	四五%
一、〇〇〇万円 ハ	七〇〇万円 ハ	四六%
二、〇〇〇万円 ハ	四〇〇万円 ハ	五〇%
三、〇〇〇万円 ハ	二、〇〇〇万円 ハ	五五%
四、五〇〇万円 ハ	三、〇〇〇万円 ハ	六〇%
六、〇〇〇万円 ハ	四、五〇〇万円 ハ	六五%
六、〇〇〇万円超の金額 七五%	六、五〇〇万円 ハ	七〇%
	六、五〇〇万円超の金額 七五%	

(4) その他の控除の引上げ

イ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ九万円(現行 八万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を二三万円(現行 一二万円)に引き上げることとしている。

ロ 母子家庭など配偶者のいない世帯の一人日の扶養親族にかかる扶養控除を一一万円(現行 一〇万円)に引き上げることとしている。

以上の改正は、本年四月一日から実施し、四十四年分の所得税については平年度の四分の三とすることとしている。

(二) 所得税制の整備合理化

(1) ノーベル賞を非課税所得として法定する等、表彰金の非課税規定について整備を行なうこととしている。

る。

- (2) 二分の一課税が適用されない短期譲渡所得の範囲を保有期間五年以内(現行 三年以内)の資産の譲渡による所得とするとともに、保有期間五年以内(現行 三年以内)の山林の伐採または譲渡による所得は、山林所得に含めないこととしている。
- (3) 予定納税基準額が二万円(現行 一万五、〇〇〇円)に満たない場合には、予定納税を要しないこととしている。
- (4) 小規模企業共済制度にもとづく共済掛金を年末調整(現行 確定申告)で控除できることとしている。
- (5) その他社会保険労務士の報酬を源泉徴収の対象に加える等所要の規定の整備を行なうこととしている。

なお、以上の改正に伴う昭和四十四年度における減収見込額は、一、五〇三億円となつてゐる。

二 議案の可決理由

本案は、今次税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況にかえりみ、その負担の軽減を図るとともに、税制の整備合理化を図るための措置として妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十四日

衆議院議長 石井光次郎殿

大蔵委員長 田中 正巳

昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和四十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和四十一年度国税収納金整理資金支払計算書及び昭和四十一年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

(一) 一般会計

昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算は、歳入四兆五千五百二十一億四千六百万円余、歳出四兆四千五百九十一億九千五百万円余であり、差引九百二十九億五千万円余の剩余金を生じたが、この剩余金は、財政法第四十一条の規定によつて、昭和四十二年度の歳入に繰り入れられるられて

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額四兆四千七百七十一億四千七百万円余に対し、七百四十九億九千八百万円余の増加となり、歳出においては、予算額四兆四千七百七十一億四千七百万円余に前年度繰越額四百二十六億四千七百万円余を合わせた予算現額は四兆五千九十七億九千五百万円余であり、このうち支出済額は四兆四千五百九十一億九千五百万円余、翌年度繰越額は、三百九十億八千四百万円余、不用額は、二百十五億一千五百万円余である。

國の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は二百二十億六百万円余であるが、実際の債務負担額は、二百十九億六千五百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は四百十一億五千三百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、六十二億六千九百万円余で、五百六十八億五千万円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度において債務を負担して翌年度へ繰り越した債務額は、百八十三億九千五百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、二百八億一千万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、二百四億四千三百万円余で、百八十七億六千二百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十四条の二第一項の規定に基づく継続費による債務負担の本年度限度額は、二百四十四億八千七百万円余であるが、実際の債務負担額は百九十三億一千七百万円余であり、既往年度から繰越債務額は、百七十四億七千四百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、百三十億六百万円余で、二百三十七億八千六百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為の本年度限度額は、千百九十七億八千八百万円余であるが、実際の債務負担額は、千百四億二千百万円余、既往年度からの繰越債務額は、千百九十四億七千八百万円余、本年度支出その他の理由による債務消滅額は、千百八億円余で、千百九十九億九千九百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

公債の本年度債務負担額は、内国債七千七百七十一億四千七百万円余、外國債(円換算以下同じ)一百万円余、計七千七百七十一億四千九百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、内国債六千八百六十二億円余、外國債百九十七億八千万円余、計七千五十九億八千百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、内国債四百二十億八千三百万円余、外國債十八億四千八百万円余、計四百三十九億三千百万円余で、内国債一兆四千二百十二億六千五百万円余、外國債

百七十九億三千四百万円余、計一兆四千三百九十一億九千九百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

(二) 特別会計

昭和四十一年度特別会計の数は四十五であつて、その決算額の合計は、歳入八兆六千五百八十三億四千九百万円余、歳出七兆六千六百九十八億九千二百万円余である。

昭和四十一年度特別会計に属する國の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、百二億円であるが、実際の債務負担額は、九十八億八千四百万円余であり、既往年度から繰り越された。昭和四十一年度特別会計に属する國の債務のうち、予算総則に定めのある債務負担の本年度限度額は、三百万円余、本年度支出その他理由による債務消滅額は、九十八億七千万円余で千七百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

歳出予算の繰越債務については、本年度における債務負担額は、二百一億二千九百万円余であり、既往年度からの繰越債務額は、百八十二億六千七百万円余本年度支出その他理由による債務消滅額は、百八十一億五千三百万円余で、二百三億四千三百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

財政法第十五条第一項の規定に基づく國庫債務負担行為の本年度限度額は、千四百五十億四百五円余であるが、実際の債務負担額は、千三百二十二億三千二百万円余で、既往年度からの繰越債務額は、一千二百三十八億三千二百万円余、本年度支出その他理由による債務消滅額は、千二百六十六億八千七百万円余で、千二百九十三億七千七百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

公債の本年度発行その他の理由による債務負担額はなく、既往年度からの繰越債務額は、三百八十八億五千五百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、九億六千四百万円余で、三百七十九億一千万円余が翌年度以降へ繰り越された。

借入金の本年度債務負担額は、千七百二十八億九千六百万円余で、既往年度からの繰越債務額は、二千六百六億四千百万円余、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、千百二十一億八千五百万円余で、三千二百十三億五千五百万円余が翌年度以降へ繰り越された。

短期証券の本年度発行額は、五兆一千四十三億六千百万円であり、既往年度からの繰越債務額は、七千百八十二億円、本年度償還その他の理由による債務消滅額は、四兆九千九百九十一億一千二百万円で、八千二百三十四億四千九百万円が翌年度以降へ繰り越された。

(三) 国税収納金整理資金の受入は、収納済額三兆四千七百四十四億円余であり、この資金からの支払命令済額及び歳入への組入額は三兆四千六百八十億八千四百万円余で、六十三億一千五百万円

余が昭和四十一年度末資金残額となつてゐる。

これは、主として国税に係る還付金の支払決定済支払命令未済のものである。

(四) 政府関係機関

本年度政府関係機関の数は十三で、収入合計は、三兆八千六百五十六億七百万円余、支出合計は三兆六千百二十一億二千八百万円余である。

二 議決の内容

昭和四十一年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算、同年度国税収納金整理資金受払計算書及び同年度政府関係機関決算書につき左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、毎年度決算の審議に際し、予算の効率的執行並びに不当事項の根絶について、繰り返し政府に注意を喚起してきたにもかかわらず、依然として改善の実があつてないのは、まことに遺憾である。

(一) 昭和四十一年度決算審査の結果、予算の執行が適切を欠いたため、その効率的使用等所期の成果が十分達成されていないと思われる事項が見受けられる。

左記事項はそのおもな事例であるが、政府はこれらについて特に留意して適切な措置をとり、次の常会のはじめに、本院にその結果を報告すべきである。

(1) 地方自治体等に対する零細補助金等の整理統合は、従来しばしば指摘してきたが、なお、その実があつてない。

すなわち、一件五十万円以下の零細補助金の廃止、同一ないし類似の補助目的のための補助金の整理統合等合理化を必要とするものは、昭和四十一年度において、地方自治体の要望によれば、四百八件に達するが、同年度において、これが実施されたのは、百九十五件にとどまつていてる。

政府は補助金の多様化と零細化が、地方行政を複雑、非効率なものとし、地方財政の自主的運営を阻害している実情にかんがみて、補助金の合理化をさらに推進し、国、地方を通ずる事務の簡素化と財政資金の効率的使用をはかるべきである。

次に、補助金の交付が適切に行なわれていないため、補助の趣旨が十分に生かされていないと認められるものがある。

すなわち、文部省所管において、市町村が行なう要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業に対する補助金は、経済的理由により、就学困難な児童生徒の就学奨励をするものであるが、教

科書費、学用品費、修学旅行費等の給与が、学年末に一括して行なわれているため、補助の効果が十分にあがつていい実情にある。

これは、市町村の交付申請並びに、文部省の交付決定の遅延によるもので、これら交付事務の促進をはかつて、市町村が、給与を適期に行なうよう指導する必要がある。

厚生省所管において、都道府県、市町村等が行なう補助事業等に対して交付する補助金等については、交付後、交付すべき額の確定に相当年月を経過しているものが認められ、補助事業等の成果の確認並びに補助金等の精算の遅延をまねいている。

補助事業者の実績報告書の提出並びに、受理後の部内の処理の促進をはかる必要がある。

また、地方自治体等が国補助金、負担金の交付をうけて施行する各種公共事業について、工事費の査定並びに補助金等の交付が遅れたため、工事が、冬期の工事不適時に行なわれ、あるいは、年度末にかかる等している事態も改善されていない。

これは、公共事業関係行政機構が旧態依然として複雑化し、事務処理に日数を要するためと思われる。

政府は、國係行政機構と事務手続の簡素化をはかり、補助工事が、適時、円滑に行なわれるよう努めるべきである。

(2) 契約の締結にあたつては、契約の目的となる物件または役務について十分な調査検討を行な

い、適正な予定価格を作成して、契約の適正を確保する必要がある。

とくに、随意契約による場合においては、競争契約による場合のとく、参加者の競争によつて予定価格の不備が補なわれる機会がないものであるから、予定価格の決定には一段と慎重かつ細心を期する必要がある。

しかるに、各省、各公社等における実情をみると、随意契約は比較的少額なものの場合が多いこともあつて、競争契約の場合より、安易に予定価格を作成していると認められるものがある。

たとえば、日本国有鉄道が通運事業者に請け負わせているコンクリートまくら木の取卸し、移送等の作業の運賃および料金支払の状況についてみると、これらの通運事業を行なう者は、通運事業法第二十条の規定によつて、運輸大臣の認可を受けた運賃および料金以外のものを受けてはならないこととなつておらず、予定価格は、認可運賃および料金を基礎として積算すべきであるのに、これによることなく原価計算方式により予定価格を算定したりした結果、支払が過大となつた事例が多數見受けられる。

このような事例にかんがみ、政府および政府関係機関は、契約締結にあたつては、十分な調査と入念な検討を行ない、もつて契約の適正、効率化を確保すべきである。

(3) 東南アジア地域を中心とする発展途上国に対するわが国の経済協力は、延滞輸出による信用供与及び直接借款を主として、近年、急速な伸長を示し、昭和四十一年度において、その総額は、政府ベースによる一、〇二七億円のほか民間ベースを合わせると二、四〇八億円に達している。

援助は贈与、直接借款、輸出信用、直接投資等多岐にわたり、ここ数年延滞輸出より援助条件のゆるやかな直接借款が増加し、また、開発援助から商品援助に重点が移つてゐるが、これ等の援助効果の發揮には、さらに十分な配慮が必要である。

すなわち、経済援助の目的と、わが国及び相手国の実情に即して、最も効果的な援助を確定し、統一ある方針のもとに、適切なる援助を実施すべきである。

資本協力にあたつては、事業の相手国等に及ぼす経済効果等を事前に十分に調査する必要があり、これがため、技術協力との一元的推進により、経済協力の実効性の確保に努めるべきである。

すでに、昭和三十九年九月、臨時行政調査会が「公社、公團等の改革に関する意見」として、

また、昭和四十二年八月、行政監理委員会が「特殊法人の改革に関する第一次意見」として、そ

の運営の非能率性と、なかには、すでに設立目的を達成し、あるいは重複して設立されたものまで、そのまま存続するなどの乱立現象を指摘し、その運営の効率化と整理統廃合等を勧告している。

しかるに、その後、勧告の趣旨は十分に生かされたとはいはず、これら政府関係機関等の新設も跡をたたない。

政府は、すでに事業の目的を達成したもの、あるいは、事業成果のあがらないもの等の整理統廃合を促進し、新設にあたつては、その乱立を防止すべきである。

また、役員の任命にあたつては、高級公務員の選任に慎重を期し、ひろく民間人材と部内職員の起用をはかるとともに、その定数、給与等については、統一ある基準を法令に明示する等、この際、再検討を行なう必要がある。

さらに、事業の運営にあたつては、責任体制の確立と相まって、自主的運営を拡大し、業績評価を励行する等により、効率性の発揮に努めるとともに、業務報告等を国会に提出し、もつて、これら機関が、国の行政機構と独立して設けられた趣旨が、十分に生かされるように努めるべきである。

(5) 交通、水道、病院等地方公営企業は、昭和四十年度末の不良債務の解消をはかる財政再建計

画の実施等により、経営収支の改善に努めているが、なお、全般的には悪化の傾向にある。

すなわち、昭和四十一年度における決算状況は、九七四事業が二二六億円の利益を計上しているのに対し、三七九事業が三二三億円の損失を計上しており、累積欠損金は、交通事業の七八億円、上水道事業の二一七億円、病院事業の七八億円以下五一五事業で一、二〇三億円に達し、前年度に比して二五五億円の増加となつてている。

これらの地方公営企業は、地方自治体の決算規模において、普通会計の一三三・五%を占め、事業内容において住民の福祉に直結するものであるから、その経営の健全化は、地方自治体に

とつて急務である。

政府は、地方公営企業の合理化を促進して経営収支の改善をはかるため、公営企業金融公庫の融資条件の緩和など財政援助と、経営指導体制を強化し、また、累積欠損金解消のための財政再建計画の実行に、さらに適切な援助を強化すべきである。

〔二〕 昭和四十一年度決算検査報告において会計検査院が指摘した不当事項については、本院においてこれを不当と認める。

本院は連年政府に対して不当事項の根絶について注意を喚起してきたにもかかわらず、まだ同様事例が跡をたたないのはまことに遺憾である。

政府は、これら指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、また、行政監理庁の勧告等を尊重して制度、機構の改正整備をはかり、官紀を肅正して今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

〔三〕 決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたつては、本院の決算審議の結果を十分に考慮して、財政運営の健全化をはかり、もつて国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

決算委員長 中川 俊思

昭和四十一年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、昭和四十一年度において、増加または減少した国有財産及び同年度末国有財産現在額の

報告で、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に提出されたものである。

昭和四十一年度中に増加した国有財産の額は、一般会計並びに特別会計を合わせて五千七百三十億七千百万円余、同じく減少した額は千四百二十五億九千七百万円余、差引純増加額は四千三百四億七千四百万円余である。

これを前年度末現在額五兆八百六十億四千七百万円余に加算すると、本年度現在額末は五兆五千百六十五億二千百万円余である。

そのおもなものは、政府出資等一兆八千三百六十四億二千三百万円余、土地一兆七千百十五億三千五百万円余、建物六千九百七十六億四百万円余、立木竹六千百三十三億六千百万円余である。なお、増減のおもなものは、増においては、土地一千七百四十五億八千二百万円余、政府出資等千六百三十八億八千九百万円余、建物一千四十一億二百万円余等であり、減においては、土地七百四十三億四千八百万円余、建物二百六十五億七百万円余、工作物百五十六億一千百万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

決算委員長 中川 俊思

衆議院議長 石井光次郎殿

決算委員長 中川 俊思

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

右報告する。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

右報告する。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

右報告する。

昭和四十一年度中の無償貸付の増加額は、一般会計並びに特別会計を合わせて七十九億七千九百円余、同じく減少額は四十九億五千五百万円余、差引純増加額は三十億二十四百万円余である。

これを前年度末現在額六百九十三億五百万円余に加算すると本年度末現在額は七百二十三億二千九百万円余である。

そのおもなものは、公園の用に供するもの六百九十六億三千六百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの二十億一千百万円余である。

なお、増加したおもなものは、公園の用に供するもの七十五億九百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの三億五千七百万円余等であり、減少したおもなものは、公園の用に供するもの四十二億八千七百万円余、生活困窮者の収容施設の用に供するもの五億四千二百万円余等である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

右報告する。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和四十四年三月十七日

衆議院議長 石井光次郎殿

右報告する。

日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律を廃止する法律案（内閣提出、第六十回

国会開法第九号）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

日本合成ゴム株式会社は、合成ゴムの国産化体制を確立するための政府・民間共同出資会社として、昭和三十二年十二月に設立されたが、その後同会社は順調に発展し、所期の目的は達成されたので、今後は、純然たる民間会社に移行させることが適当と認められる。本案は、この理由によ

官報 (号外)

り、同会社に対する政府出資等を規定している現行「日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律」を廃止しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に関する法律は、廃止する。
- 2 この法律は、公布の日から施行する。

- 3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二 議案の可決理由

本案は、現下の実情にかんがみ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおりの附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十四年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

	商工委員長 大久保武雄	普通契約 (前納)	月額	三一五円
日本合成ゴム株式会社に關する臨時措置に關する法律を廃止する法律案に對する附帯決議	政府は、本法施行にあたり、次の点につき特に留意すべきである。	六か月分	一一、七三五円	
一 日本合成ゴム株式会社の政府所有株式を処分した際の措置に必ずしも當を得てないものがあつたことにかんがみ、今後、国有財産たる株式等を処分する場合には、その方法及び評価等に適正を期すること。	カラーリ契約 (前納)	十二か月分	三、四六五円	
	事業収支 (前納)	六か月分	四六五円	二、五六〇円
	事業収入 (前納)	十二か月分	五、一一五円	
二 日本合成ゴム株式会社が民間会社に移行した後においても、同会社を含む合成ゴム製造事業者に對し、強力な行政指導を行なうこと。	事業支出 (資本収支)	八三七億五、〇三三一万八千円	八三七億五、〇三三一万八千円	一一五億円

資本支出

一一五億円

(二) 事業計画

事業経営の長期的構想のもとに、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、国民の要望にこたえることとするが、計画の主要な項目は次のとおりである。

1 放送網の建設については、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網の早期完成につとめ、また、ラジオにおいては、第二放送電力局の整備を行なうほか、超短波放送局の建設を行なう。

2 放送番組については、テレビジョン、ラジオとも番組内容を充実刷新とともに、カラー

テレビジョン番組を順次拡充し、また、超短波放送について、その特性を生かした番組を拡充強化する。

3 放送番組の利用については、教育、教養番組の充実に対応して、学校教育面及び社会教育面への利用の促進をはかる。

4 受信契約者の普及については、受信者の開発につとめるとともに、協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、極力、受信契約者の維持増加をはかる。

5 國際放送については、番組内容の充実刷新を行ない、放送効果の増大をはかる。

6 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を充実するとともに、

その成果を広く一般に公開して、わが國放送文化の發展に資する。

7 経営管理については、經營全般にわたり業務の効率化を推進して企業能率の向上をはかる。また、職員に対する給与については、適正な水準の維持をはかる。

(三) 資金計画

1 年度内の入金並びに出金額を次のとおり予定する。

入金額	出金額
九四三億七、三四六万八千円	九四三億四、八五一万九千円

2 前期末資金有高三〇億円、期末資金有高三〇億一、四九四万九千円を予定する。

三 本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件に対し、別紙の「とき附帯決議を附することに決した」
右報告する。

昭和四十四年三月十八日

衆議院議長 石井光次郎殿

通信委員長 井原 岸高

〔別紙〕

放送法第三十七條第一項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施につとむべきである。

- 一 テレビジョン放送のUHF帯移行を円滑に推進すること。
- 一 一般放送事業者の放送を含め難視聴の救済、とくに都市におけるテレビ難視聴問題の解決をはかること。
- 一 音声放送の再編成を計画的に遂行すること。
- 一 放送法の精神にのつとり、放送による表現の自由と放送の不偏不党を確保すること。
- 一 協会は、経営の近代化をはかり、職員の待遇改善に資すること。
- 一 協会は、受信者の増加等により計画を上回る增收があつた場合には、放送内容の充実など受信者への利益還元の措置を講ずるとともに、将来の受信料の減額についても検討すること。

右決議する。

昭和十四年三月十八日

衆議院会議録第十五号(二)

四四八

明治三十五年三月三十日
郵便物種別可日

定価
一部四十円
(配送料共)
発行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂美町二番地
郵便番号一〇七
電話 東京五八二四四一(大字)一